

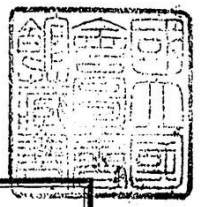
三國名勝圖會

二

291.97
C56s
W

光明寺

柿本寺



三國名勝圖會卷之四

薩摩國

鹿兒島郡

鹿兒島之三

佛寺之一

大雄山、佛日寺、南泉院、府城の西南坂本村にあり、江都東叡山の末

にして、天台宗なり、東照烈祖の廟を崇め、及び累代、大府

の靈牌を安置して、其別當とす、常院室僧正位の寺なり、客殿

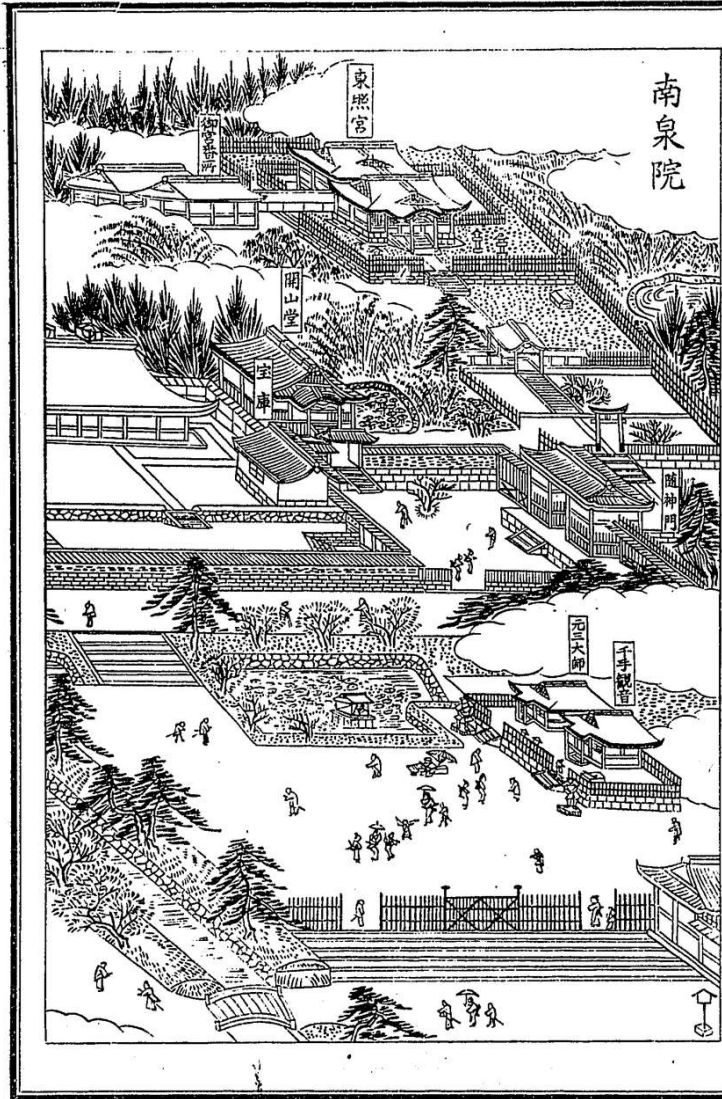
には、醫王寶殿の四字を掲ぐ、足利大將軍義滿の所書なり、本

尊藥師如來、坐像、高二尺九寸、五部、惠心僧都作、中興開山僧正智周なり、初め

寛陽公の御時、東照宮の餘澤四海に普く、萬民太平の化に

浴し、其撥亂反正の功績莫大なるを感稱し、祠廟を本府の城

北に立て、東照宮を崇め祭り、及び、台徳大君以來、世々の



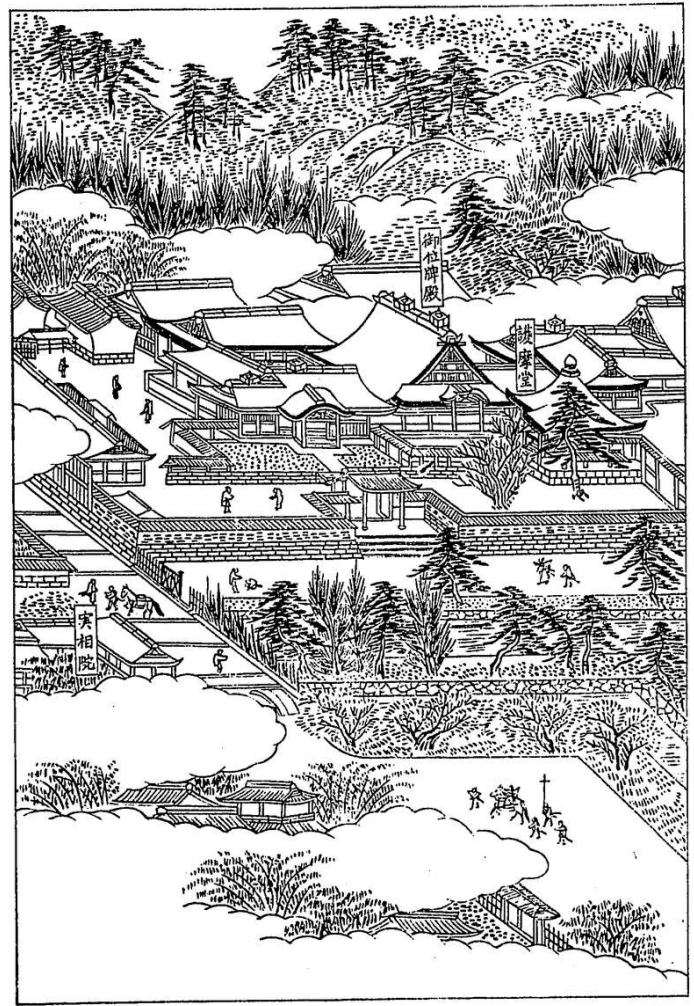
南泉院

東照宮

山莊

五丈原

手院



神主殿を建ぬひ、其側に鶴田邑大願寺を移して、其別當寺とす、往古大願寺は、天台宗の巨刹にして、十二の坊舎等盡を列ぬ、其藥師堂には、足利大將軍義滿親筆の、醫王寶殿の額を掛たり、往古巨刹の態、想像して知るべし、後世に至り、寺院廢に及び、終に禪宗の道場となりて、亦衰微せり、蓋し大願寺は、かく巨刹の廢寺なる故に、寛陽公本府に移し、別當寺となし、且寺を天台宗に復しぬひけり、鶴田邑大願寺の遺跡には、今猶藥師堂あり、鶴田の卷に詳なり、然に水引醫王山泰平寺の藥師佛は、元明帝の所製にして、江州比叡山本堂の藥師、京都因幡堂の藥師と、并せて本朝の三藥師と稱ず、此由緒故にや、大願寺醫王寶殿の額を、泰平寺に移し掛ありしに、寛陽公大願寺を府下に移しぬひし時、額を舊に復して、大願寺と掛ぬへり、然れども當寺住職の僧なし、祭祀の時に至ては、本府福昌寺、及び高原天台宗神

徳院の僧徒來り會して、是を修行せり、然れども其地狹隘にして、祠廟寺院も亦宏大ならず、淨國公に至て謂らく、是神徳を表し恩徳を謝するに足らずと、此故に御再興の御志ありしが、寶永七年、祠廟寺院を城西今の地に移し、大に土木の功を起し、宏美を盡して新建しぬふ、先是、淨國公和州吉野山學頭王院僧正智周と善し、寶永五年、公大府に朝す、智周時は江州芦浦觀音寺を兼帶す、因て公に草津驛に謁して安を問ふ、公東照宮の祠廟、及び別當寺を建立し、且智周を別當に兼住せしめて開基とし、其遷宮等の事を掌らしめん事を告ぬふ、智周許諾す、是歲十一月、公其事を東叡山第五世准后宮一品公辨親王へ請ふ、其翌六年、四月、准后宮智周を召て、薩藩東照宮廟所建立の故に、其別當寺兼帶すべきの旨を降す、其六月、准后宮、別當寺の御判物、并に制法五條

を下す、天下の法、新地の寺院創建の事は大禁なり、是を以て大願寺は、天台宗の廢寺なる故に、彼の寺を移し、是を再興し、あひ、寺山號は、更に改め稱すべしとて、其相應の號を准后宮に請ひ、あひければ、大雄山、佛日寺、南泉院と稱號を賜ひて、東叡山の末寺とす、東照宮神體は、東叡山より大佛工へ命じて彫刻せしめ、其神像成に及びて、准后宮手つから開眼して是を送らる、同七年、四月、祠廟及び寺院共に落成す、即ち所謂舊地大願寺の、足利大將軍手書醫王寶殿の額を掲げ、是月十六日、遷宮、同十九日、遷坐あり、智周開山となりて、正僧正に任ず、寺格東叡山末寺常院室僧正の永地となる、智周は、享保七年、寛保三年、京且つ、公當寺を以て、本藩三州天台宗の觸頭隱、寛保三年、京に任ず、寛保三年、京都叡山玉照院を兼帶せり、當寺は府城の西に相接して、後は鶴山に據り、境内松杉鬱然として、瑞煙空

に懸れり、殿宇の規制、宏麗壯大にて、金碧日に耀き、丹青目を奪へり、僧徒は傳教大師の遺教を守り、顯密の法輪を兼學す、妙法蓮華の經王は、釋迦如來出世の本懷を仰きて、開權顯實の深蹟を探り、摩訶止觀の圓教は、智者大師の成規に隨ひて、一心三觀の玄旨を修し、遠く其五時八教の淵源を研究せんとす、至若のみならず、台密の事相は、慈覺安然の遺業を追ひて、朝昏の觀行怠ることなし、當寺は東叡山の末寺なりといへども、其僧徒の學業は、皆京都叡山に登て修習せり、其台密の法は、山門の法曼院にて灌頂を行ふ事、舊規なりとぞ、寺祿五百石、始め當寺建立の時、實相院、觀樹院、吉祥院の三寺を、門外に再興して、支坊とせり、其説下に見ゆ、
○東照宮御廟 本堂の東北にあり、別に門を開き、柵垣二重を設け、殿宇壯麗なり、僧徒晨昏の禮誦嚴肅なり、每歲四月十

七日には、諏方大宮司をして音楽を奏せしめ、天台の僧侶を集て法事を修し、祭奠の巨式あり、其建立の由緒前文の如し、
○御位牌殿 本堂の側にあり、大府累代の靈牌を安置せり、

○開山堂 本堂の東にあり、

○護摩堂 本堂の側にあり、本尊不動明王弘法大師作なり、

○千手觀音堂 大門外柵門の内にあり、千手觀音を安置す、府下の人民參詣する者多し、

○什品 天神名號掛物一幅、後陽成帝御筆、△文書二

通、足利大將軍義輝、△文書三通、足利大將軍義昭、△

唐金花瓶一對、△唐金香爐一對、花瓶以下の二品、中山王寄附、此外什品ありといへども、今畧す、

○實相院 南泉院本門の南にあり、本尊阿彌陀如來、立像阿彌陀作安

南泉院建立の時、野田山内寺の支坊廢壞せし者あり、是を當寺の門外に移して支坊とす、智周僧正を以て開山とし、純英法印を住職とせしむ、

○觀樹院 南泉院裏門前にありて、支坊なり、本尊阿彌陀如來、立像聖德太子作、實相院と同時に再造し、智周僧正開山にて、圓清

法印住職たり、是又野田山内寺支坊の廢寺なり、

○吉祥院 觀樹院に隣る、本尊阿彌陀如來、立像者なり、野田山内寺の支坊なりしを、觀樹院と一時に移して再興す、開山

智周僧正にて、住職良恕法印なり、

慈雲山、安寧寺、龍洞院、府城の東北二十七町許、吉野村大磯にあり、國分彌勒院の末にて、天台宗なり、本尊不動明王、立像初め清水臺明寺に

建立の時、此に移つす、中興開山憲英法印、初め日州高原常教院は、同邑神徳院末寺にて、廢せしを、享保十年、淨國公の命に依て爰に

三國名勝圖會 卷之四 五

再建す、當寺は仙岳の海上に臨み、櫻島嶽に對し、東は邦君の別館に近く、南は櫻花溪に接し、山水風物奇を争ひて、朝夕四時の景色甚た勝れたり、特に陽春の時は、櫻花東西に照映して、仙宮闔苑の妙境に似たり、寺祿五十石あり、

○什寶 弘法大師眞筆心經一卷、△雪舟文珠繪一幅、此外累代 邦君手跡の書畫、及び諸寶品多しといへども、今略して其一二を載す、

經圍山、寶成就寺、大乘院、府北城坂本村にあり、眞言宗、城州深雪

山、醍醐寺、三寶院、醍醐にあり五百佛山、大覺寺、嵯峨にあり兩寺の末に

して、大覺寺の院家尊壽院を兼帶し、勅願所なり、醍醐小野流

の密法を傳へ、興教大師眞言新義を習ふ、本藩瑜伽宗の總司、

灌頂の道場とす、二王門、此門猶下にあり寶成就寺の額を標す、

命寺號の額は、依り谷翁文化十年丁丑九月、書して寄進せらるなり、本堂に

は、經圍山の扁を掲ぐ、寛陽公の御筆なり、本堂南に向ふ、本

尊千手千眼觀自在菩薩、像立開山俊盛法印、伊集院莊殿寺第七世、永祿九年三月寂

往昔本藩の僧一吽僧都、上野州神通山大聖寺の住持、圓喜律

師に從て、密法を受け、終に其後住持となる、大聖寺に、不動阿

彌陀の二靈像あり、其傳へに、不動は弘法大師の手刻にて、

嵯峨帝に獻せられし靈佛にして、代々天子御持念ありしが、

後冷泉帝の御宇に、帝謂らく此靈佛は凡身にては護持

に恐れ多し、名山勝區に安置して、吾日域を鎮護せんには如

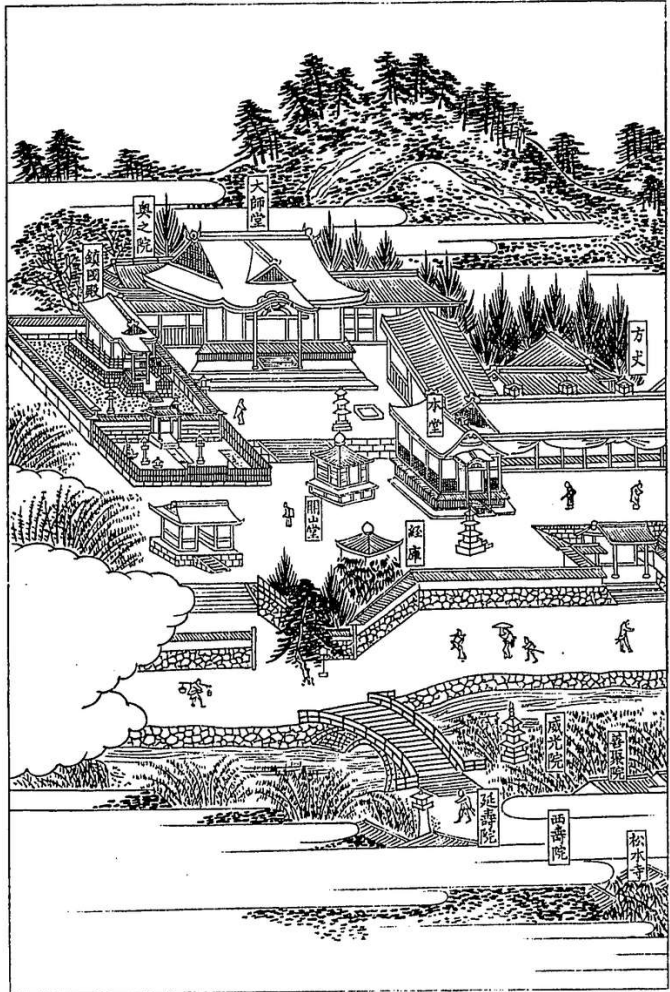
しとて、是を信州善光寺に寄附し給へり、阿彌陀は、信州善光

寺の佛を摸刻せる者なり、然るに善光寺別當極樂院法印、上

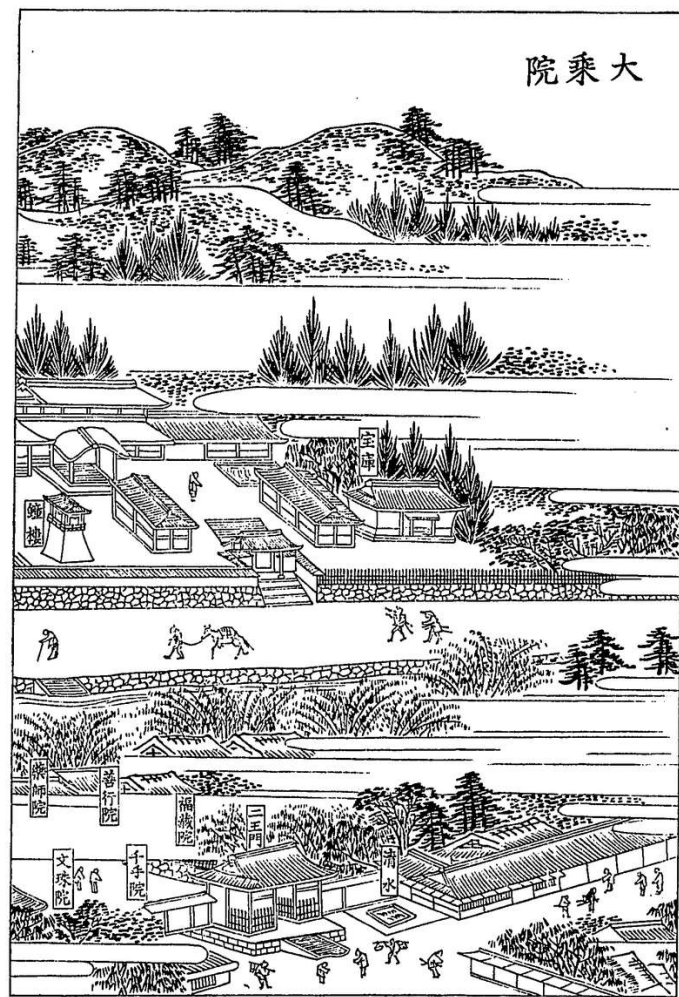
州大聖寺住持圓喜律師に、密法を承けし時、彼不動阿彌陀の

二靈像を贈て、其法恩を謝す、故に二像大聖寺に傳れり、かく

て一吽僧都大聖寺に住すること廿餘年なりしが、謂らく其



大乘院



先師より承たる傳法の秘籍及び彼二靈像を以て吾薩國永
 久鎮護の靈寶となさんとて其辭し歸るに及んでや是を以
 て來れり一吽僧都密法を良範僧都に授く應永二十五年
 義天公の御代に良範寺院を伊集院に創建して莊嚴寺と號
 し法流の秘籍を納め彼二靈像を安置し本尊とせり是を本
 藩の眞言宗小野嫡流の始祖とす本藩三州の法務を主り
 邦君の祈願所となれり爾後宗徒繁殖して毎歲初冬十四日
 には門徒を會集して般若理趣品を讀誦し藩國の爲に祈念
 せり僧徒の傳へ老に其頃莊嚴寺の小談僧某の上京みける事わ莊り
嚴寺の本尊不動は弘法に遇師の御作かならず自ら往て手落るへ
しといふ翁云其動なり法に然る尊は尊一老翁の某月某日來り補汝へ
りし其由を住持に問ふ住持曰向に本尊不動翁の某月某日來り補汝へ
妙より本尊の手に小僧考るる由其時聞たは京都にて老翁に補遇ひり甚
比弘法大師の薩州身にては常りしなるべ路程とい非ず因故に彼老翁

新動は、今に一方のや、大中公の御代に、其寺地本府より遠く
 して、法事意に稱ひ難き故に、天文年中、本藩鎮護の爲め、道場
 を鹿兒島府松峯山の南麓に建立し、院の地、若、遂に莊嚴寺本
 尊二靈像、及び法器を以て是に移し、莊嚴寺住持俊盛法印に
 命して開山第一祖たらしめ、一藩の祈願所となし給ふ、弘治
 二年、又其寺院を今の經圍山下に移し給へり、即ち當寺是な
 り、一説に、初め松峯山の南麓より、精木川の南畔、小城の地下に
移す、精木川の南畔、公跡は、山王權現の祠ありといふ、按に
天文十九年、大中公、伊集院一宇治城より、鹿兒島に徙り給
ひしは、弘治二年に、至り、七年の間、再、寺を移されしなり、然
るに一藩の僧侶集會の時、寺院狹隘にして、是を容るゝことあ
たはず、故に慶長年中、慈眼公の御時、更に本堂一宇を創建
なり、時に、持明夫人、御夫人より、本尊千手觀音、旁侍勝軍地
藏、毘沙門天、及び一切經藏を寄附し給へり、其千手觀音は、即

ち今の本尊はなり、尊千手眼自在菩薩經曰觀世音菩薩云得
 安樂、故一切病功德成就
 增長、正法切諸希求故云
 若能、以正法治國、
 進誦、安樂大悲心、
 萬姓、安樂大悲心、
 又氣、能流七水、
 治政、國又通此、
 王云、羅尼治之、
 云々、此經千手、
 る其、利益二載、
 二靈、像の内、
 是を、安置し、
 に安、置せりと、
 莊を、嚴寺にあ、
 院に、莊嚴安せ、

邦家鎮護の爲とす、阿彌陀は、今伊集院莊嚴寺
 不動尊は、寛永中府城の内に護摩所御造建にて、
 彼一吽僧都より傳へし
 威光院善聚院、藥師
 松本寺、文珠院、千手院、是なり、
 皆本寺を擁護して、藩國の洪福を祈
 名僧の聞へありて、寛陽公御歸依
 萬治二年、權僧正に任じ、始て嵯峨大覺寺院家尊壽
 又醍醐三寶院覺定大僧正に從て、小野派寶池院
 兼帶す、
 密法を受く、
 當寺醍醐三寶院末寺たる故は、其法流
 此代より當寺の位階進めり、是政眞の功なり、第十七世覺惠
 法印、諸方に遍歴し、義學を研磨し、阿字觀を修して、其悉地を
 得、希代の徳僧たり、著述阿字觀節解等若干種あり、其名海内
 後本府田之浦湖香院に寶永五年、正月、淨國公の命
 退隱す、其寺の開山なり、

王門内に十坊を造營す、其道路を世に坊中道と稱ず、當寺の
 前、精木川を隔て、直に南に開く、十坊とは、威光院、善聚院、藥師
 院、善行院、福藏院、延壽院、西壽院、松本寺、文珠院、千手院、是なり、
 此等の寺院、皆本寺を擁護して、藩國の洪福を祈
 下に載す、
 此等の寺院、皆本寺を擁護して、藩國の洪福を祈
 萬治二年、權僧正に任じ、始て嵯峨大覺寺院家尊壽
 又醍醐三寶院覺定大僧正に從て、小野派寶池院
 兼帶す、
 密法を受く、
 當寺醍醐三寶院末寺たる故は、其法流
 此代より當寺の位階進めり、是政眞の功なり、第十七世覺惠
 法印、諸方に遍歴し、義學を研磨し、阿字觀を修して、其悉地を
 得、希代の徳僧たり、著述阿字觀節解等若干種あり、其名海内
 後本府田之浦湖香院に寶永五年、正月、淨國公の命
 退隱す、其寺の開山なり、

地村を領せしむ、第四十世實應法印、住持の初め京都智積院の集議職なりしが、京都北野清和院の住持となり、權僧正に任ず、文政八年、八月、今 邦君參議公の命下り、京都に於て大乘院住持の旨を承く、同十月、正僧正に轉任す、北野清和院は、昔し 清和天皇御養老の遺地にして、勅願所なり、大覺寺の宮より、實應清和院にて勅願を奉行せる事由を以て、禁庭に請ひ給ける旨趣ありけるに、遂に大乘院を以て、永代勅願所、並に僧正地の勅許下れり、是より毎年御祈禱の卷數、卷數とは、眞言念誦を遍數、行法の次第を書ける者なりを禁庭に獻ず、又 今公の旨にて、寺内に大中公、貫明公、松齡公、慈眼公、寬陽公の御靈牌を安置し玉ふ、當寺の光華、彼是以て前代希有なりとす、當寺の地、後は經圍山に倚り、疊嶂層巒、遠く瑞氣を含み、十住心位重々の深きを示すが如く、寺前は精木川に臨み、清流澄潭、常に淨

性を見はし、五智鍍水湛々の相を顯すに似たり、寶閣瓊樓は、高く惠日に耀き、綠竹青松は、遙に法雲に連る、至若のみならず、方丈の前には、青山壁立して、天然の假山を巧に設け、宛も神工鬼鑿に類し、瀑泉は石崖より瀉き下りて、白練を晒すが如し、庭上には清池を穿て、水泉を貯へ、種るに芳蓮を以す、異香遠く法席に薰せり、凡そ寺院の景狀清幽にして、目を矚する者、塵情を洗ひ、道心を生ず、誠に殊勝の靈院と稱すべくして、眞言秘密の道場に慳へり、抑も當寺は 邦君古來一藩の祈願所となし給へり、故に有縁の人は、上下尊卑の隔てなく、深く歸仰をなして、福田の種子を生ぜり、僧侶は八祖の遺教を守り、醍醐小野の法流を汲み、五部の經相を螢雪に苦學し、三密の觀行を晝夜に精練す、息災增益、敬愛降伏等の法は、事に隨ひ、邦家の爲に祈禳せり、凡そ本藩の制度に、封内の諸郷

り、堂の東側に、龍頭より清泉を吐く、清冽愛すべし、毎月廿一日には、人民參詣する者群をなせり、

○開山堂 本堂の西側にあり、俊盛法印の像を安す、

○奥之院 大師堂の後にあり、寺號を正岳寺といふ、大乘院第九世快性上人の創建なり、快性、俗姓は飯牟禮氏、永祿十二年、己巳、四月八日に生れ、年十四にして薙染し、諸方名徳を叩き、經相事相の淵源を探り、苦行清修して、密法の悉地を得たり、其入定塔奥之院北側墓所の入口にあり、上人行狀記云、示寂之前二十三日之夜、告寶持院頼源曰、吾欲臨終之時、向東方端座、開麼吒之眼觀十方之後命終、左右聞之者、皆生怪異之想、竟正保二乙酉歲、秋七月二十四日、至鷄鳴而召寺中之緇素曰、汝等宜居左右、我將取滅、即向東方結跏坐、舉兩目自東北之隅、回視十方、泊焉入寂、世壽七十七、法臘五十七云云、此文を觀て、

臨終の奇異を知るべし、僧徒の傳へに、此上人永く大乘院の火災を鎮せんとの本誓ありて、入定せしに、其後今に至り火災嘗てなしといへり、此奥之院は、古來大師堂の守護を主とする、元文五年、本府抱眞院五世盛運、此奥之院を再興なし、彼院之別院とす、又正岳寺の號は、初め抱眞院支利の名なり、奥之院の北一町許にあり、廢せしを、正徳の頃、其遺名を取て、奥之末なると

○歡喜天堂 本堂の東一町計にあり、別に門を設く、延享元年、淨國公の御建立なり、其事は棟札に詳なり、

○觀音堂 本堂の西にあり、池中に小島を築けり、本尊聖觀音なり、

○虚空藏堂 本堂の北一町計、山下にあり、僧侶求聞持を修する所なりといふ、

○鎮守花尾權現宮 本堂の北、半町計にあり

○法流守護の三社 花尾社の後にあり、中央清瀧權現、東は天神、西は稻荷にて、共に石小祠なり、醍醐山小野法流の鎮守にて、政眞僧正小野法流を傳へし時、醍醐より勸請すといふ、
○一切經藏 本堂の前にあり、持明夫人一切經四十函を御寄進なり、

○大興殿 本堂の後にあり、天保十二年、故ありて、松齡公の御肖像を御安置なり、大興殿と號せらる、

○鎮國殿 本殿の西庭にあり、文政十年、丁亥の歲、御創建あり、今邦君參議公、御自像を安置し玉ひて、鎮國殿と號せられ、外額に掛らる、内額は清淨無塵と題せらる、恭しく惟みれば、公天の縱たせる賢明の徳、恭儉の行あり、英毅仁恕にして、賢を好み徳を崇たひ給へる故に、今や藩國清靜、政務治安の善を稱ぜり、故に閩國の士民、上下貴賤の隔てなく、徳に歸し

化を仰き奉る、公政務の餘、博く群籍諸藝に精通し給ひ、特に金剛一乘瑜伽密乘を御尊信ありて、其蘊奧を究め給へり、蓋し當寺に、御肖像を御安置なし給へる旨趣は、公の大慈濟度の御心より事起り、深く萬民の塗炭に苦めるを御哀愍にて、其御心願金剛不壞の三摩地に住し、大圓鏡智を法界に掛給ひ、永く國土安穩、風雨和順、百穀豐饒、士民快樂、上下和合、及び一切息災增益等の諸願成就の爲なりとかや、故に一切の人民、至心歸仰尊信し奉る者は、其果報を獲ること、摩尼寶珠の一切善願に應ずるが如くなるべし、かゝる廣大慈愍の御弘誓あるをなれば、萬民深く歸仰し奉らざるべけん哉、今や 公の春秋猶盛んなれば、萬民更に福を東海に比し、壽を南山に齊しく祈り奉り、猶行末の御仁政をたのもしく思へり、諸佛菩薩は、其國地よ證するにても、其三摩地ありて、大慈悲あり、其妙果を證するにても、其三摩地ありて、有

情を度脱す、拔大苦願普賢の悲願、無量無邊なり、無量觀音の四十八願、樂師の十二大願、普賢の悲願、文殊の智慧、彌勒觀音の四十八願、大悲、不動菩薩の悲願に敬愛等、是なり、洪福なりといふべし、
○今邦君御眞殿 本堂の後庭あり、文政六年、癸未、十一月、今公五輪塔婆を御安置なり、塔婆の正面に、梵文の阿字を刻せり、外は深秘の旨あれば、詳に是を記さず、正覺寺の住持權僧唯銘文を刻す、本府安養院住持唯然法印、是を書せり。

○光明眞言供養塔 鎮守花尾社の後にあり、四面石欄あり、明和元年、大信公御建立なり、當寺第三十世住持堯然撰せし碑文を刻せり。

○光明眞言供養塔 御眞殿の西側にあり、文政七年、今公の御生母錦崎君、光明眞言百萬遍の供養なり、

○禽獸蟲魚靈塔 鎮守花尾社の後あり、今公の御建立なり、原木場貞良が撰せし碑文を刻せり。 公孳畜し給へる、禽獸蟲魚死せし者の靈の爲なりとぞ、公の仁慈、能微物までも及ぶと謂つ

べし、

○勅願所石碑 當寺の門内にあり、文政九年、今公命して、是を建しめ給ふ、橋口兼古書。

○什寶 釋迦八相畫十三幅、唐人筆。 貫明公御寄進、△弘法大師法衣一、慈眼公高野山より御請得ありて、御寄附なり、

△弘法大師手寫法華經一部、大玄公御寄附、△金板阿彌陀藥師觀音、鎌倉右大將源公御持佛にて、今公御親筆の由緒書あり、今公御寄附なり、此外諸寶品及び歴代 邦君の文書等甚多し、今繁を恐れて記さず、其百分の一を擧るのみ、

○琉琉國眞言寺符牒 此符牒は、當寺より琉球國へ附せり。

瑜伽宗 符牒、

波上山 護國寺 三光院 中山國、

護國寺者大日本國薩陽城北經圍山寶成就寺大乘院末流而
湛上都醍醐法水扇南紀根來智風以為中山世土鎮護國家之
道場矣凡為中山佳境也仁王護國佛日臨疆洪祚永々哈芥石
於猶短瓊體堅密咲金剛乎易滅珍寶尙新百穀盈畝股肱良才
元々康哉世風澹朴時雨平施諒是護國安民良方不如密藏逼
留矣門徒等識其趣本末和合長幼有序俱修練瑜伽三密齊契
證本有五相以酬佛恩報國恩聊不可餘念也

司權現宮臨海寺俗曰寺 司普天滿宮神宮寺滿山普

司八幡宮神德寺 司金武權現宮觀音寺號陀金峯山

右四箇寺古來護國寺末流

司識名宮神應寺 司末吉宮萬壽寺

司天久宮聖現寺

右三箇寺者元是禪林今為密場也往寬文九已酉歲羽地按司

重家在府之日使護國寺賴昌住府之光明寺請先師法印快意
和尚言密見日域風範凡有神職寺院僉以為密宗吾中山國獨
有禪徒司社壇然當其祭祀之期每憑密侶供奠之想非其黨而
寓其地者似非禮矣恐神不享其饗乎吾歸國必也改而為密場
相約去矣翌年具簡牘報云恐達君聽屬寺於波上山之末派換
禪者以瑜伽即載當山末流名簿且曩祖覺山老和尚縷記首尾
以為一軸贈于按司按司沒後不知人其所在矣今茲貞享五年
戊辰夏幸遇金武按司朝興來達為萬代不易契盟且欲證後昆
而粗記之以封納當山府庫及寄附護國寺丈室

上來八箇寺中山國官寺也私建寺院其數雖多今所不記
向來國豐民信佛日增輝密風揮揚佛法王法相和興福無
窮精舍無量乎哉

維時貞享五曆歲舍戊辰夷則二十有一日經圍山第十七世傳

燈大阿闍梨華藏海覺慧誌焉

○二王門并清水、坊中道の南端にあり、當寺を距ると南二町許、當寺の外門にて、上文に所謂寶成就寺の額を掲ぐるもの是なり、二王木像、運慶作にて、天正六年、豊後大友氏に大乗院に木像の二王は、巖屋寺より移されしを、是に安せられし豊後、又り加治の木に持來り、巖屋寺に在しを、是に安せられし豊後、又巖屋寺、觀音の夾侍、不動毘沙門は、彼寺内門に、大乗院二王あり、作は石像なり、此門壯大にて、堂の如し、故に俗二王堂と呼べり、二王門の東側に清水あり、石碑一基を水側に建つ、灌頂闍伽水と標す、當寺灌頂の時、取用るとず、出水の所は、井を設けて石を甃めること、方一間許なり、清水湧出、水勢甚盛なり、水性美絶倫にして、夏は冷に、冬は温なり、府下第一品の水にして、世俗に二王堂水と稱ぜり、遠近の民、來り汲む者、暫も絶ず、此水を賣て産業とする者多し、酒家亦多く、此水を以て酒を

醸するに、酒品佳勝なり、茶を煎ずる亦然り、水泉の前に通路あり、清水道といふ、亦此水に因て名を得たり、

○詩歌

當寺にて法華經萬部供養の時、慈眼公御光臨ありて、御詠を住持に賜へり、

天が下、靜なる世に、とく法や、

神も佛も、めぐみあらなん、

夏日遊經圍山大乘院密寺

源天錫

雄藩靈境世應稀、五月披襟坐翠微、
 慈樹生風涼淨界、香泉吐雪洗塵衣、
 眞如法自夢中得、妄想心從方外非、
 頓識神僧傳密密、都將傲骨欲歸依、

なり、住持一世一度開き見ること許す、呼て郷田薬師といふ、其由緒詳かならず、寛文七年、九月、第五世榮遍法印が記せる、當寺由緒記の内に、開山頼深法印、修理於郷田所在、薬師堂一字、於其側建立寺院、云々、見たり、此文を觀るに、頼深は、當寺を諷方道より爰に移すの僧なるへし、又記中に、頼深が清修苦行の狀を載たり、郷田薬師は、古來士民信仰の靈佛なりといふ、此堂の前に路あり、東方より坊中道の南邊に通ぜり、俗呼て薬師道といふ、

○善行院 薬師院の南隣にあり、本尊虚空藏菩薩、往昔諷方社六坊の一にて、諷方道にあり、草創年月、開山僧名、當時寺號皆知れがたし、慶長にや今の地に移す、其後寺院廢せり、時に大乘院第十三世政眞僧正、養老の遺刹善行院とて、大乘院内にあり、大乘院第十四世眞淨法印、是を當寺に移して、當寺の

再興となし、則ち政眞僧正を中興開山とす、是より遂に當寺の名を善行院と稱せりとぞ、其後又衰廢せしを、大乘院第二十六世盛岳法印重興す、

○福藏院 善行院の南隣にあり、本尊金剛界五佛尊大日、寶生、無量壽、不空成就、如來、合て五尊なり、創建の歲、開山の僧、共に傳らず、府下荒田村八幡社の別當職なり、往古は八幡社の東側にあり、舊地存延享二年、府下の地圖に、荒田八幡社の東南側、誓光寺址の後に、八幡別當と記せり、是福藏院の舊地なるべし、當寺由緒に、此舊所の事を、寛永年中、今の地に移す、八幡社祭祀の正宮司坊と見たり、寛永年中、今の地に移す、八幡社祭祀の時、當寺の住持往て法樂等を勤行せり、開基以來屢破壊し、無任なりし故に、來由等詳かならず、往古は權宮司坊といへる寺、八幡社の西側にありて、當寺の末なりしが、久く廢ま及び、亦其舊地存ず、

○新城山、大明寺、延壽院 坊中道の北端、威光院の前まあり、

本尊愛染明王、開山盛憲法印、七年永十當初は、飯野大明司村よりあり、永祿七年、松齡公御建立にて、彼地大戸諏方社の別當寺とす、慶長年中、慈眼公命して本府今の地に移さる、大戸諏方社別當職故の如し、大戸諏方神領の祭田五十石、當寺より附せり、

○善光寺、西壽院 延壽院の南隣にあり、本尊阿彌陀如來、夾侍聖觀音、勢至、三人體共、立に日秀開山日秀上人なり、當寺の緣起に、日秀上人梅岳君の孺人寬庭君の爲に、信州善光寺の阿彌陀を摸刻し、精舎を建て、御位牌を安し、自ら此に住して供養し、冥福を祈る、因て善光寺と號し、如來堂と稱ず云々見に、日新記に、鹿兒島創建如來堂、本尊彌陀三尊安置と、是なり、昔時諏方社六坊の一にして、諏方道にあり、當寺本尊利生新にして、道俗祈念の徒多かりしとぞ、大乘院第五世盛秀僧正の

時、今の地へ移す、當寺の舊地は、今の諏方道篠原氏宅地是なり、其舊地に供養の石塔許多ありしに、當寺の地に移せり、其中に奉供養三世諸佛三摩耶形八萬四千本、本願上野住侶日秀上人、永祿十二年十一月吉日敬白と、又奉書寫法華妙文字一石成就所と記せる者あり、往時篠原氏の宅地に、或時糞桶を一地に置しが、此所其夜鳴動して、光明を放ちければ、家人驚愕し、其地を掘りしに、法華經の一字一石を埋たり、依て此字石を收て、西壽院へ移せしと云ふ、安永の比の事なりとぞ、本府五社の一、春日神社の別當職を兼ね、元祿五年、春日社の梁事に任す、彼社見任す、彼

○平安山、松本寺 西壽院の南隣にあり、本尊聖德太子、開山寬意法印、開基松本氏なりと云、往昔帖佐平山城の麓にありしに、松齡公其地に淨土宗願成寺御創建の時、本府今の地

へ移し給ふと云ふ、

○文珠院、附池之王辨才天事跡 松本寺の南隣にあり、本尊阿彌陀、藥師、十一面觀音の三體とす、開山を盛辦法印とす、初め諏方社六坊の一にて、諏方道にあり、創立年記詳ならず、慶長年中今の地へ移す、盛辦法印は、正保四年示寂といふ、當寺を此地に移建の開山にて、初開の僧にはあらざるべし、本府五社の一、祇園神社の別當職なり、當寺に池之王辨才天の事跡を傳ふ、是琉球波上山辨才天にて、即ち府下向築地辨才天なり、慶長十四年、琉球征伐の役、此辨才天海上に出現し、片板に乗て此土に渡り來られたり、其片板は、當寺に安す、事は神社の部、向築地辨才天に詳なり、故に爰に贅せず、

○千手院 文珠院の南隣にあり、本尊千手觀音、開山詳ならず、當寺は往古府下内之丸の山下にあり、應永廿三年、島津久

世當寺に於て自殺す、其後寺號を久世寺と改め稱ず、永祿六年、大中公、千手像及ひ堂舎を御再興あり、今の寺號に改まる、其時の住持を賴喜法印といふ、慶長年中、今の地に移す、内の丸觀音堂を支配すること故の如し、餘は内之丸觀音堂の條下に詳かなり、

護國山、大樂寺、安養院東北城の 坂本村、諏方道にあり、本府眞言

宗大乘院の末にて、本府五社の一、諏方神社の別當なり、本尊愛染明王、像坐即ち諏方神の本地にて、所安の堂を本地堂と唱ふ、開山、鍬阿上人なり、詳化年當寺の由緒を按ずるに、鍬阿は、越前國の人なり、康永三年、畠山彈正少弼季隨、薩州出水郡山門院に下向の時、祈願師として招請せり、齡岳公當所東福寺城に居給ひし時、山門院諏方神社を當所へ御移しあり、宗廟と崇め給ひしに、當寺を御建立にて、別當とし、鍬阿を

以て開山となし給ふとぞ、其年月詳ならず、初め此地東福寺
總持院と號せる寺ありしとかや、修驗者の住職なりしと見
に、文保三年二月五日、道義公東福寺界至草木を伐り、牛馬
を放ち、生物を殺すを禁じ給ふ文に鹿兒島東福寺事、山臥三
川房時、差四至界云々と記され、御花押あり、今にも當寺の號
を、一には東福寺と稱せり、毎年七月二十八日、諏方神社の大
祭、邦君御名代の參詣あり、其日古來よりの故事にて、諏方
社より當寺に來臨あり、住持酒飯等を獻じて拜謁の舊式あ
り、又、邦君の大夫へ朝し給ふ發駕の前、御首途として、諏方
社に御參詣の時は、故事にて當寺へ光臨し給ひて、住持款待
の常式あり、寺領貳百石往古は歷代の、邦君數公より、度々
寺祿を御寄附ありて、七百斛ありしに、其御文非、猶傳れり、今當寺の先
住長壽院盛淳代に相減じて、今の寺祿となれり、事は下の盛

淳傳に詳なり、文政十年、現住亮然代に、今公の特恩にて、寺
階を進め給ふ、寺前通路を隔て、諏方社あり、寺後は山に據て
東福寺城の址なり、竹木鬱然たり、寺庭の北に、穴道山下に穿
てり、古へ東福寺城の時間道なりしといひ傳ふ、往昔、齡岳
公の時は、其治所當寺の南側に隣近せりといふ、又往古は諏
方社六坊と稱じ、當寺を併せて六寺、當寺の邊にありしが、當
寺の外五ヶ寺は、大乘院坊中道に移さる、當寺の記に、諏方中
道に移されしを、天文中とす、然れども坊中各寺の傳はず、
は、多く慶長頃と見ゆ、故に今、姑く措て其時世を言はず、
○阿彌陀佛の説、當寺の記録に、得佛公當國に御下向の
前、信州善光寺の阿彌陀佛、夢中に影現の事二度あり、公因
て彼佛を銅にて摸鑄し、當寺へ安置し給ふと見たり、古昔
は阿彌陀堂を構へありしに、何の比にか廢壞しけん、今は本
地堂の内に安置せり、本地堂とは、取方社と本地、即ち當寺の
本尊にて、其堂なること、前文に記が如

○長壽院盛淳略傳 盛淳は、文祿の比當寺の住持たり、大乘院覺山所撰の大興寺碑文に曰、長壽院諱盛淳見大乘院盛久和尚作僧、登高野山、而木食端座、斷五穀、苦行八年、如根來寺、而探宗門之蹟、以回錫於薩陽、住持安養院云々、盛淳諸國へ遊學し、明敏にして事に習へり、故に屢 君命を蒙て、上方へ使節を奉ず、石田三成其才を稱歎して、松齡公等へ任用を勸む、公因て盛淳に命じ還俗せしむ、盛淳仕官して國老に至る、頻に勳功を著らはす、盛淳還俗すと、いへども、髮を長せず、山伏の狀にて安養院の住持たりといふ、時人は是を黒衣の相と呼ぶ、關ヶ原の役に、盛淳急を聞ひて、當國より難に赴く、松齡公大きに喜び給ひ、陣羽織を給ふ、其戰に、公の御身代となり、自ら 公の姓名を稱じて戰死す、其忠節遍く世人の口碑となり、今其神位大興寺へ安置せり、

初め盛淳關ヶ原出陣の時、其妻へ遺言して、所持の阿彌陀佛を大興寺へ安置すべしと云し、故なりとぞ、當寺の説に曰、盛淳關ヶ原亂に赴く時、當寺の祿七百石ありしを、五百石を賣て、自ら軍用を辨ぜし故に、遂に二百石となれりと、

○湛如法印略傳

當寺第三十五世の住持湛如法印湛如法印名は、

眞稱字は湛如、享保八年、曾於郡霧島華林寺より、安養院へ轉住す、住持たりし事、凡十四年にして、善行院へ退隱す、享保二年、府十年寂す、善行院は、本學識ありし人にて、其名服部南郭が、元府大乗院坊中におり、文集等に見たり、安養湛公と記せるは、此湛如法印が事なり、往時は江都の藩邸に護摩所ありて、眞言宗の僧侶より、江都に祇役して、護摩を修す、故に湛如法印其役に預れり、此頃服部南郭江都赤羽に居住し、學生に教授して、其名高し、湛如法印藩邸に役せし時、南郭に交遊して、文學を問へり、湛如南郭に詩文を作る法を問て、南郭其要法を答へし書簡

あり、人呼て燈下書と云、當時板行にて流行す、南郭が門人長門の瀧鶴臺が序あり、其書簡凡そ二十六紙あり、俗文にて書如る故に、燈下書と稱せり、又は一本には、滿又南郭集に、湛如法印への送詩あり、詩に曰、

送安養湛公歸薩州

服南郭

薩國歸帆萬里舟、天涯欲盡蜻蜒洲、
試看南海大珠色、儻似東方明月秋、

又

九州南半白雲開、金錫遙驅海若還、

到日高眠安養室、長持梵偈鎮江山、

護國院の府城北坂本村にあり、本府大乘院の末にして、眞言宗なり、本尊阿彌陀如來作、逆慶開山全有法印、初め寛文二年、寛陽

公府城の内鬼門に當て、密寺を御創建あり、自ら寺號を護國院と撰し給ふ、時に全有法印、串木野頂峯院に住せしを、御召請にて、當寺の住持とす、其後江都藩邸護摩所へも祇役せり、全有老衰を以て、屢退老を乞ふ、此時大乘院坊中北邊の東路、小城權現社の下に、大乘院住持退老の所あり、公護國院を其地に移し、全有をして退老せしむ、即ち當寺今の地是なり、千臺山、眞乘院、大興寺の府城北坂本村にあり、大乘院の東に連隣す、城州嵯峨大覺寺の末にして、法派は坊津一乘院に隸す、本尊三昧阿彌陀、聖觀音、勢至、三尊是なり、開山一乘院第六世權大僧都賴政法印、當寺は、永正五年、六月、蘭窓公建立し給ひ、大覺寺義昭僧正尊宥の菩提寺となす、按に義昭は、足利大將軍義教の弟にて、出家し、嵯峨大覺寺に住職し、叛逆の聞にあり、大將軍是を刑せんとす、義昭恐れて亡命し、日州櫛間院養

德寺に至て身を匿す、大岳公大將軍の命に依り、嘉吉元年、三月、諸臣を遣し、義昭を誅せしむ、十三日、義昭養徳寺に於て自刃す、時に年三十七、其頸を大將軍へ獻し給ふ、大將軍其功を賞し、大刀安國馬毛背腹卷黃淺及び琉球國を賜ふ、諸臣に又各寶刀を賜ふて褒賞す、古昔は當寺巨刹にて、當寺及び坊津一乘院、伊集院莊嚴寺を、本藩眞言宗の三本山と稱せしといふ、今寺祿五十石あり、

○賓頭盧尊者堂 大興寺門外にあり、此像は、曹洞禪宗興國寺第二世、天祐和尚彫刻なり、今大興寺の地は、興國寺の舊地也と云、

○毘沙門堂 賓頭盧尊者堂の側にあり、天文四年、大翁公藩臣川上大和守昌久を誅し給ふ、此地は昌久自殺の地なり、故に此堂を建立すといふ、

神護山、觀音寺、寶持院府城、坂本村に屬す、本府大乘院の末にして、眞言宗なり、當院は、本府五社の一、稻荷神社の別當にて、社の西側にあり、創建の年月傳はらず、本尊十一面觀音、中興開山快信法印天正年遷化といふ、當寺及び大興寺緣起に據るに、往昔稻荷社は、後迫にありしに、天正中住持快信が時、貫明公稻荷社を今の地に移して、當寺をも再興し給へり、初當寺の地は、西隣大興寺の境内なりしに、其御再興に及んで、後迫の地を大興院へ返地として、是を賜へり、稻荷社後迫にありし時は、當寺も其社邊にありしや、分明ならず、承應中、住持頼源法印、稻荷本地像五軀を刻み、本地堂一字を構ふ、往昔は寺領田額百五十石、稻荷社祭奠として附けり、今五十石なり、餘は稻荷社の條下に詳なり、

智惠光院府城北 坂本村撻毳々にあり、坊津一乘院の末にして、

眞言宗也、本尊地藏菩薩立像聖德太子の作、文祿中近衛藤公
信輔薩州に謫せらる、春日天満二神社を、鹿兒島下伊敷村に
創建し、當寺を營て別當寺とす、其歸洛を祈るなり、百余年を
經て、當寺廢せしに、享保元年、一乘院第二十世堯周法印、今の
地に移す、當寺の後庭は、瀑泉崖上より瀉き下り、泉を引て池
を開き、種るに水を以てし、清幽愛すべし、又寺地稍高敞にし
て、南海を一望に收め、遠山の縹緲たる、風帆の來往する、景狀
一ならず、

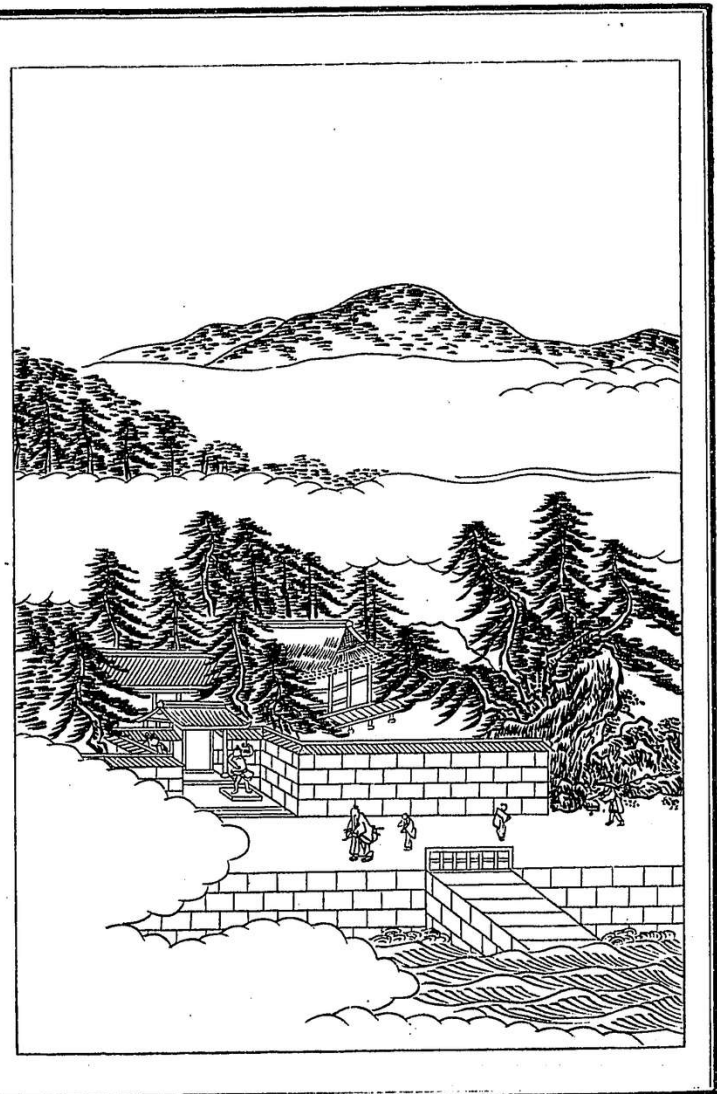
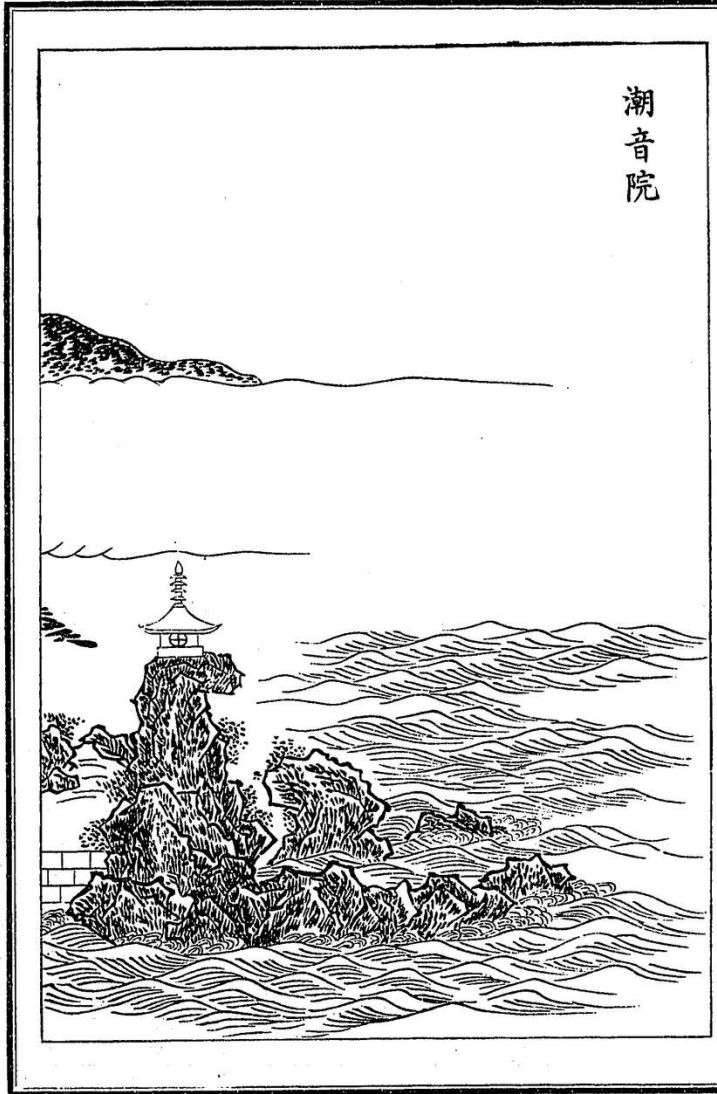
○春日天満二社 當寺境内山腹にあり、前に所謂近衛藤公
信輔所建の二社は、今に下伊敷村にあり、當寺に此二神を奉
祀するは、昔時の緣故を以てなり、

愛宕山寶幢寺勝軍院府城の東北の 坂本村後迫にあり、本府大乘院
の末にして、眞言宗なり、本尊勝軍地藏木佛騎馬開山賴濟法印と

云、當寺、舊は愛宕社の別當寺也、初め 大中公愛宕社を此地
に御建立にて、祭敬し給ひしか、其後廢せしを、寛永八年、慈
眼公再興し、且當寺を建給ひ、賴濟座主となる、今愛宕社は、本
府般若院管轄す、

楞伽山潮音院府城の東 坂本村、田之浦にあり、本府大乘院の末に
して、眞言宗なり、本尊阿彌陀如來古佛像開山覺因法印、覺因は、
日州都城人、坊津一乘院の住持たり、寛永十五年に、當寺を創
建す、第二世覺惠法印、中興開山と稱す、覺惠、字は義恩、華海と
號す、大乘院第十七世の住持にて、晩年當寺に退老す、覺惠少
きより道心深厚にして、諸方に遊學し、阿字觀を修して、其悉
地を得、且博學にして、文辭を善くす、密宗近世の徳僧たり、著
述阿字觀節解、阿字觀消息、阿字觀秘訣等、其外雜著若干種あ
り、阿字觀節解は、今高野山の學徒、常に用て講説し、善作の書

潮音院



と稱すといふ、淨國公覺惠に御歸依ありて、屢光駕を寄られ、詩を賦して覺惠に賜ひしことあり、且特恩にて、寺地の賦役を免す、覺惠、正徳三年、三月、遷化、享年七十二なり、東都護持院大僧正所撰の行狀記あり、當寺後は山に倚り、前は海に臨み、怪崑奇を争ひ、古松翠を浮へ、月夜の潮聲、禪床の心を澄しめ、晴日の風帆、吟窓の思を開く、眞に香刹の淨境と稱すべし、寺祿五十石、

○覺惠上人影像贊并記、

大乘院第十五世祖、法諱覺惠、字義恩、州之坊津産、乃寛永十九年、壬午、四月十五日、誕于榊氏之家、甫十三歲、師於一乘院主覺山和尚、祝髮壞衣、四度瑜伽、既畢矣、明曆丙申、山師奉大守命、轉住覺城大乘、惟時進院、傳法密灌、當正受者人、齡及念一、觀光上京、駐錫智積、謁運徹僧正、陪從輪下、研精義學者、凡十箇年、應

總之下州須賀山東福寺詣、鳴論鼓、導學徒、轉法輪、化在俗、這中再登智積、遊及論場、且於城州櫻井、修練八千枚、焚燒、又歸省、故國、隨于覺秀上人、重稟野流傳法灌頂、及傳授廣澤密軌秘法、剩於大乘院開講梵網、教導緇白、受戒有賴、其年上京、尋歸東福、同年移轉米倉山西光寺、居此無幾、因國君光久公徵、赴梓里之次、又再住智積、還主一乘、住于茲一年、附席於余、又被命移住大乘、亡慮十有六年、功成名遂、五十八歲、退隱田浦、是師祖覺因和尚逸居也、潮音轉般若、月影澄禪那、退居歷載十五、邦君吉貴公、數顧草廬、賜寺地并莊田、營構歡喜天堂、禱乎國家清寧、每年下領白銀五十枚、正徳三癸巳、春三月十三日、俄爾染病、垂臨終、自三日前蒲團上苦修、愛染理供養日一座、望之病苦無敢侵、同二十四日、召集諸弟、顧命而日將晡時、奄然乘化、永逝焉、行年實七十有二、法臘其六十有二也、是余之法兄也、余時蒙台命、辱寓

東武筑阜他日訃音告來砭耳因綴一偈追悼漣泗其後本邦法弟課畫工圖師像遠寄書來索余之錄所以述事始末瞻向傷悼輓偈以寄與之

無着天親骨肉親惠公於我法中倫嗟哉一旦溘然去遊戲毘盧頂上春

正徳三癸巳仲夏二十日

武江護持僧錄大僧正覺眼敬識

○歡喜天堂 寺庭にあり覺惠法印創建せり今府下の人民歸信して參詣の者甚多し其緣日には門前市を成す靈應特に著るといふ

○觀音堂 當寺内にあり

○什寶 立像地藏尊一軀木佛聖徳太子作といひ傳ふ △弘法大師眞筆

二枚小なり △天竺鈴一 △寬陽公御詩一軸御畫一軸 以

上の諸品寺内に藏む

東嶺山慈眼院永福寺 坂本村潮音院の右隣にあり本府大乗

院の末にして眞言宗なり本尊中位觀音菩薩夾侍善財童子龍女左位

關聖君平夾侍關周倉右位天妃夾侍千里眼當寺來由記を按ずるに寬

永十四年唐土の人黃一官高一覽陳友官唐船の勸化助銀を

以て當寺を創建し本府安養院覺因和尚を開山とす先是黃

一官肥前長崎より舟路を取て本藩に來る時に天妃靈應に

て狂風の危難を通る因て當寺を建て天妃を祭りしと見

たり又別に天妃の古像當寺にあり此像は初め南林寺の山

之口にあり其堂火災に罹る故に當寺に安す一説には山之

口の菩薩堂は黃一官等始て寬永七年を以て所建といへり

天妃は觀音菩薩の化身とす廼ち世に天妃を尊んで菩薩と稱ず山之口の舊蹟は地藏堂此堂は前に出せり東傍の街角

より、東に連る所の賈區七八歩の間、其地といふ、今に菩薩屋敷と呼ひ、寛文頃の地圖、此所に菩薩字の誤ならん、其地北面の道路、東西に開けて、地藏堂の北側に通る、是を菩薩通と唱ふ、昔時の遺名なり、當寺の景狀畧潮音院と同じ、往昔長崎の高元泰來りて、六景を分ち、詩を作り、寺に藏む、高元泰は高一覽が子なり、
○永福寺六景

崎陽高元泰

櫻島旭

紫霧紅霞渡海來、太陽初掛小蓬萊、
赫然氣象天圖潤、縱目人依百尺臺、

田浦月

如斯去者竟如斯、海印曾無印破時、
買得金漣田浦月、司農未稅至秋期、

洲崎月

青々祗在水中央、脉々何如亂插秧、
一道白沙低薄霧、松濤風撼半飛颺、
開聞雪

積雪堆頭方自閑、凜然氣逼斗牛間、
莫將富士低昂去、一種威靈別有關、
東福城

深塹堅城舊日全、荒蕪今識太平天、
名傳東福仍多寶、同陷荊蠻不敢連、
霧島山

氣焰蒸騰久不消、巨靈照耀徹雲霄、
安和仁育東方主、變態無邊脫迹寥、
神應山、金胎寺、抱眞院の府東、坂本村、神明宮に隣る、本府眞言宗

大乘院の末にて、神明宮の別當たり、抱真院の額を掲ぐ、寛陽公の御書なり、本尊大日如來、即ち神明宮の本地とす、開山盛壽法印といふ、寶永三年、淨國公神明宮を本府安養院盛壽安養院に命じて勸請し、亦當寺を建立して、別當とし、同四年盛壽を以て任職とす、初め伊作海藏院末寺に、三本寺といへる廢寺ありしを、安養院盛長法印安養院其寺戸地に移し、退老の所とせり、當寺は其寺を移されしなり、同五年、寺號を改めて抱真院と號す、正徳五年、嵯峨大覺寺より、住持に上人號を許されたり、田祿百十五石余、盛壽自ら買て當寺に附しといふ、

○什寶 不動畫像三幅弘法大師筆 △不動木像一體興教大師作
△阿彌陀畫像一幅惠心筆 △阿彌陀一體運慶作 此外累代邦君の御寄附の品、多く寶藏す、今略す、

神照山、普賢院北城、坂本村福ヶ迫諏方神社の前にあり、即ち其社の別當たり、本府大乘院の末にて、眞言宗なり、本尊愛染明王、開山權律師盛瑜法印創建、年月詳ならず、山號の額は、寛陽公の御手書なり、當寺の事諏方社の條にも出つ、併せ見るべし、

醫王山、多樂寺、寶珠院東北城の 坂本村豎野にあり、本府大乘院の末にして、眞言宗なり、本尊藥師如來秘佛に安す、二重此像は、昔し近江國坂本にあり、得佛公西海に下り給ひし時、長田某に命じて、此像を負護し來らしめ、堂宇を豎野に營て安置す、其後堂宇火災に罹て、當寺に安置せりとす、藥師堂來由記に見ゆ、又當寺は、開山重海法印慶長十八年遷化中興開山照海法印といふ、當寺創建の記を按ずるに、初め府城の内、今の護摩所の地にあり、護摩所を建らるに及んで今の地に移す、慈眼

公屢祈禱を重海に命ず、頻に褒賞ありて、祿百石を賜ふ、重海又餘財を以て二百石を買ふ、其後故ありて減じ、今寺祿五十石あり、今の地に當寺落成の日、慈眼公及び其御夫人光臨し給へり、當寺の地形山腹に據て、東南豁然たり、城市及南海目下にありて、眺望佳勝なり、

光明寺の府北城 坂本村、水口にあり、本府大乘院の末にて、眞言宗なり、本尊聖觀音像、本開山快旭法印なり、初め當寺は、本府岩崎口にありて、二百年を経たり、應仁中節山公御再興ありし事、本尊の像中に記せり、慶長中、慈眼公の命にて、今の地に移す、梁文曰、明曆中、佛宇火災あり、本尊觀音灰燼の中より出しに、尊容少しも損ぜず、衆人以て奇とす、寛陽公更に其像を莊嚴して、安置し給ふと、當寺は今琉球國人の香火所にて、俗呼て琉球寺といふ、寺地に琉球國の王子官人等、本府にて没

せし輩の石塔あり、

能満山、所願院、柿本寺の府西城 西田村にあり、本府大乘院の末にて、眞言宗なり、本尊虚空藏菩薩日秀上人坐像、開山典雄法印元和四年遷化、當寺の傳へに曰、典雄法印は、加世田日吉山王宮の別當、柿本寺あり、世田柿本寺は、村原村にの住持なりしに、慈眼公御歸依あり、本府當村窪田に一字を營て、典雄を移住せしめ給ひ、屢祈禱を命ぜらる、其後當寺を今の地に御建立ありて、國家安鎮の爲とし、典雄を開基とす、因て寺號は加世田柿本寺の名を用ひしとす、初め此地に虚空藏堂ありて、其像破損せしかば、公梅岳君の御持佛、日秀上人作虚空藏を以て古像に換て安置し給ふ、是即ち今の本尊といふ、一説には、大中公護身の本尊として、上人に請ひ給ひ、彫刻ありし像といへり、

三國名勝圖會卷之五

薩摩國

鹿兒島郡

佛寺之二

玉龍山福昌寺

の府北城

坂本村、長谷場にあり、能登州諸岳山惣持

寺の末にて曹洞宗なり、大門、山門、本堂、皆南に向ふ、七堂伽藍

を作る、大門に獅子吼の額が僧所書舟、山門には、玉龍山の額大信

なり、本堂には、覺皇寶殿の額を標し唐土石叢の山瀨、客殿には、

勅願所福昌寺の六字を題す近久術所藤公、本尊釋迦如來三座像、長

願主、後光の銘、住文、天云、大海、修那、之、島津、之、修、理、木、藤、原、義、久、朝、臣、大

惠室、和、向、京、一、天、條、正、大、宮、十、五、自、佛、丁、師、亥、至、戊、公、彌、子、畢、猴、之、隆、夾、侍、阿、難、迦、葉、須

菩提、八金剛慶共、作、運、旁、に、皇帝牌上、牌、皇、文、帝、曰、萬、々、歲、今、檀那牌那、檀、須

且 恕翁公并 大信公の尊像を安置す、開山は石屋眞梁和尚とす、當寺は薩隅日三州の僧録所にして、勅願所なり、應永元年、恕翁公、石屋禪師に歸依し、法縁相契ひ、創建し給ひて、藩國第一の巨刹なり、累代 邦君の靈廟を建立せる所にして、藩朝の菩提所たり、按ずるに、石屋禪師、諱は眞梁、號は石屋、藩朝の公族、伊集院長門守忠國の子、薩州伊集院の人なり、母は阿多氏、白衣大士降臨す、夢み 幼にして、穎異不凡なり、六歳にして、其郷の廣濟寺に投す、延文己亥京師に上り、南禪寺蒙山和尚臨濟宗を師とし、落髮す、時に年十六、東堂東陵和尚師の風骨爽拔なるを愛し、石屋を以て、其稱呼とす、又東山妙喜和尚師を器重し、字の説を製して、是に贈る、衆皆欣羨す、法兄虎森に従て、寂室和尚を江州永源寺に訪ひ、禪要を

問ふ、此後師趙州無字の公案に參す、應安辛亥、師年二十有七、竊に南禪を出て、丹後の天橋立、筑前志賀島の文殊堂此二境靈地に赴き、共に進道の冥助を禱る、志賀島にして、限るに三七日を以てし、斷食して、是を祈る、滿夕夢に文殊菩薩親ら福玉の二字を付す、然るに玉字半破る、師和訓を以謂らく、賜福の義と、因て曰、我所求は究竟の法なり、世福は所欲に非ず、文殊重て告曰、只持去れ、郷里に歸り、時節を待て可なりと、夢忽さむ、其後通幻和尚、峩山和尚の、正印を持するを通幻、峩山の師、洞宗の法孫、元禪聞て、通幻に丹波永澤寺に禮す、問答參禪し、遂に脫然として、證悟を得たり、永和丙辰、師大拙能禪師化を東野に布をき、往て席下に依る、能禪師優禮して、深く是を重す、得巖記曰、師開大拙禪師、既化東野、往依席下、拙一見、以獨榻待之、千徒指、師宇都宮に錫を留め、大藏經を繙閱する事五年に

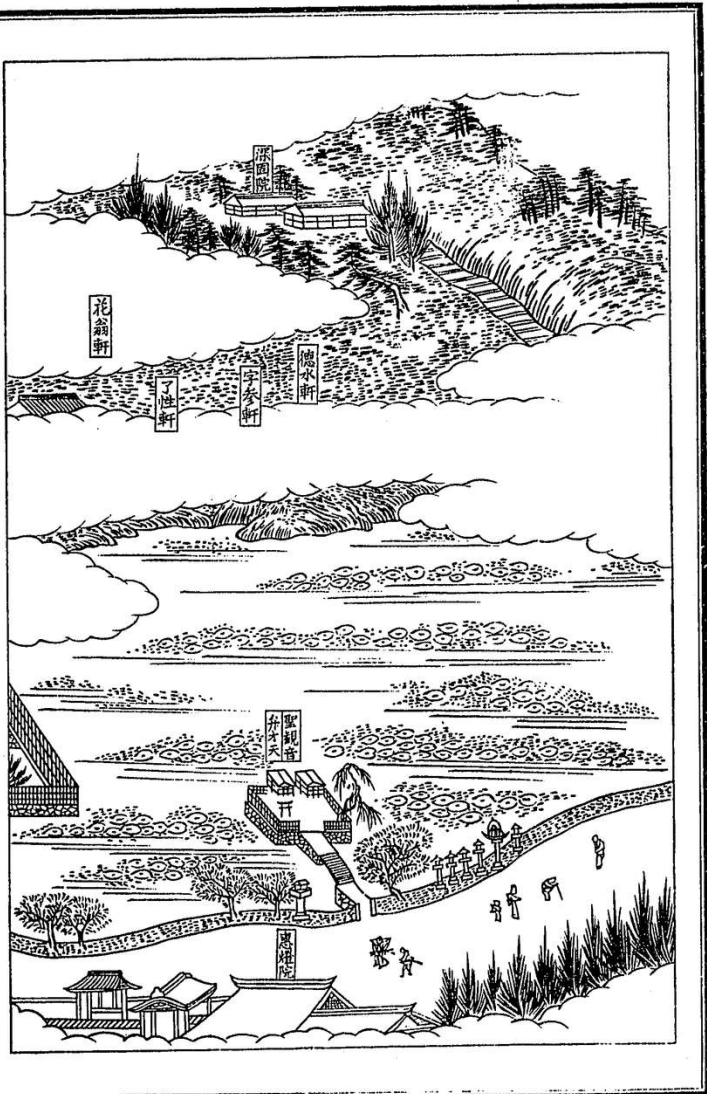
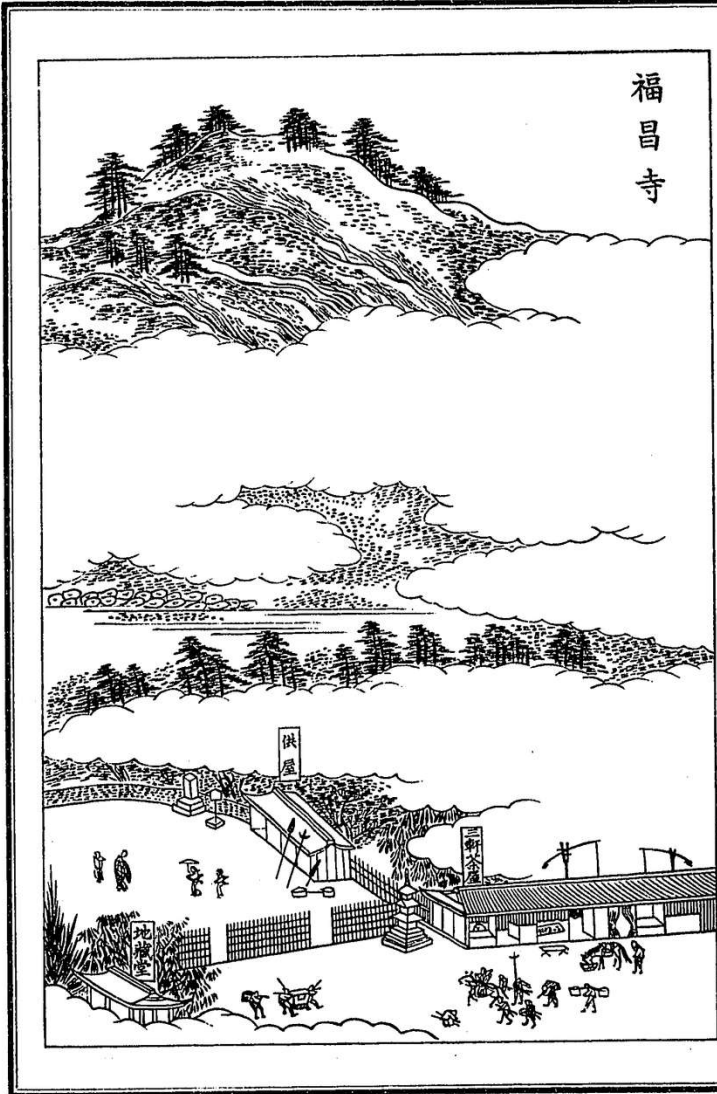
して終る、永徳三年、通幻和尚能州總持寺の禮請に應ず、師行
 て巾侍す、通幻付するに信衣を以てし、屬するに柄宗を以て
 す、師年四十、辭して郷に歸る、此前後、師涉歷、廣し、今器す。士衆師の徳に歸
 仰して、隨所多く寺院を建立せり、恕翁公師に歸依して、屢
 法を問ふ、應永元年、公鹿兒島長谷場氏が故居に長谷場が六
 宅地、巨剎を創建し、師を請して是に住せしむ、師時に年五十、
 寺成て玉龍山福昌寺と號す、蓋し文殊大士夢授の福玉の二
 字を取るなり、恕翁公、溪山郡宇宿村田一千三百五十石を
 喜捨して、永く寺祿に付す、寺中常に僧千五百余人を安す、應
 永三十年、五月、通幻和尚三十三回忌に當る、師永澤寺に赴き、
 廣く齋會を設て曰、我殘喘を留て世に住するは、實に先師今
 日忌齋の爲なり、志願既に畢れり、汝等眞踐を務とすべしと、
 果して是月十一日、沐浴更衣し、安坐して、蜕す、壽七十九、法臘

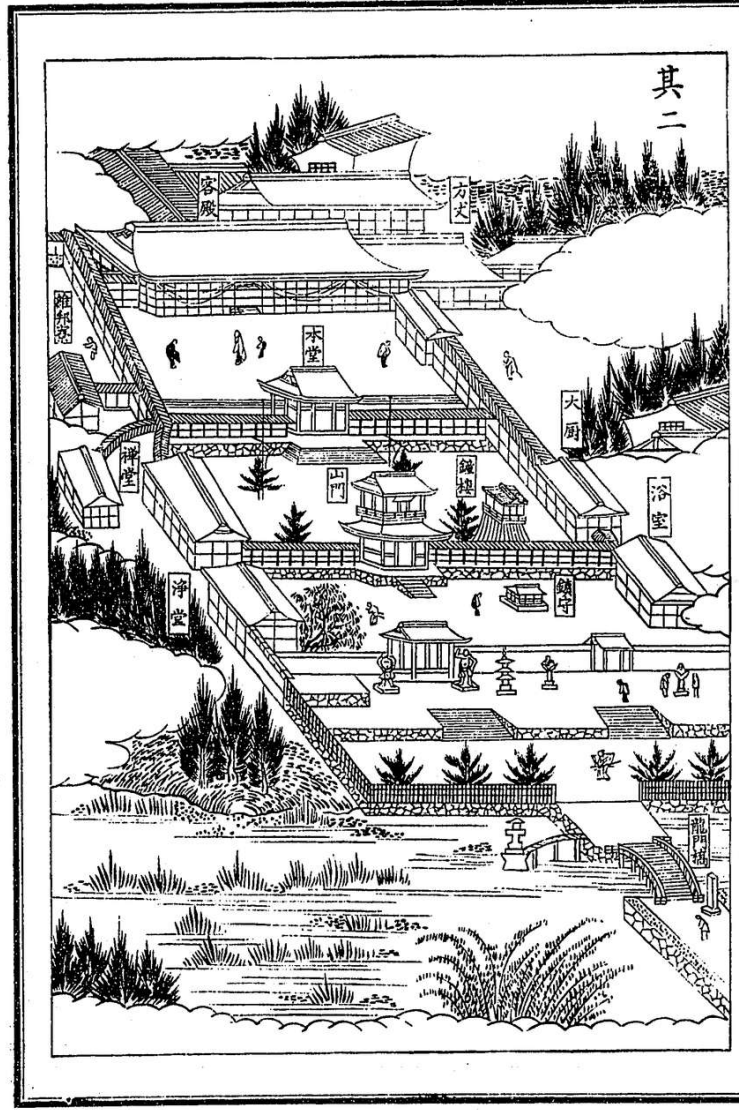
六十三、諸徒龕を奉して、闍維、舍利爨々、牙齒骨片に粘綴し、平
 日所持念珠壞れず、永澤寺の側に葬る、塔を智日といふ、牙舎
 利並に念珠を分て福昌寺に歸り、是を瘞む、師の墓當寺境、西にあり、京
 師南禪寺惟省和尚、師の塔銘、及び序文を撰す、師通幻和尚十
 哲の内、翹楚を以て稱ぜられ、其名海内に振ふ、本藩及び諸國、
 寺院を建て、師を請し、開基とする所居多なり、師乃本藩に在
 や、千里の遠を辭せず、禪徒錫を飛して、道を問ふ者絶にす、下
 野州佐野郡主、師の徳を慕ひ、使を遣し來候し、兼て黃金數百
 兩を施す、其徳を慕はる、如此、師に得道の弟子六人あり、六
 哲といふ、竹居正猷和尚、福昌寺第二世、長門の大寧寺中興、周
 防龍文寺開山、吉田津友寺開山なり、
 大田靈用和尚、故ありて、現、智翁榮聰和尚、長門第二世、定庵守禪
 寺住な、
 和尚、長門大寧寺第三世、同所、瑞松、鑑窓永鑑和尚、美作西來、覺
 庵、開山、周防泰雲寺、第二世、
 隱永本和尚、周防西福寺、開山、是なり、師の傳、本朝高僧傳、並に

石屋禪師塔銘序、石屋禪師行業略記等に詳なり、故事之因緣、師集
 は、曹洞派石屋禪師の弟子なり、應永二年中、陶五郎と號す、西國孝
 業、周防國に請待し、一寺を建て、鹿玉山、龍文寺と號す、西國孝
 にて曹洞宗三箇寺の其一なり、器之和尚は、入唐の時、悟道の
 僧と擧られ、首山の竹篋を取、得て歸朝し、鹿玉山にて法問を
 行修す、是より、周防の山口、曹洞宗、法問、松の寺、開山、曹洞宗、石屋真
 禪師に、師は、長州をながめ、住吉大明神、童子忽として參禪し、自給ら
 或時、禪師は、門前をながめ、住吉大明神、童子忽として參禪し、自給ら
 明神の喰御作禪師へ、牛献したり、則ち拂子に、言語道斷の靈は、住吉
 云々、凡石屋禪師は、拔群名徳の、今に、古來を、此に、其名見
 當寺の二世を、竹居和尚といふ、石居和尚の高足なり、竹居
 諱は正猷、竹居は其字なり、俗姓は長氏、薩州伊集院の人、少し
 て石居和尚に従ひ、出家して、晨昏參究す、一日石居一僧を打
 て曰、速道速道、其僧茫然たり、師傍に在て、豁然として大悟し、
 遍体汗流る、石居曰、子徹す、師自ら謂く、吾宗文字を立ず、然と
 いへども、文字は載道の器なり、行解一を欠ば、即ち全徳とせ

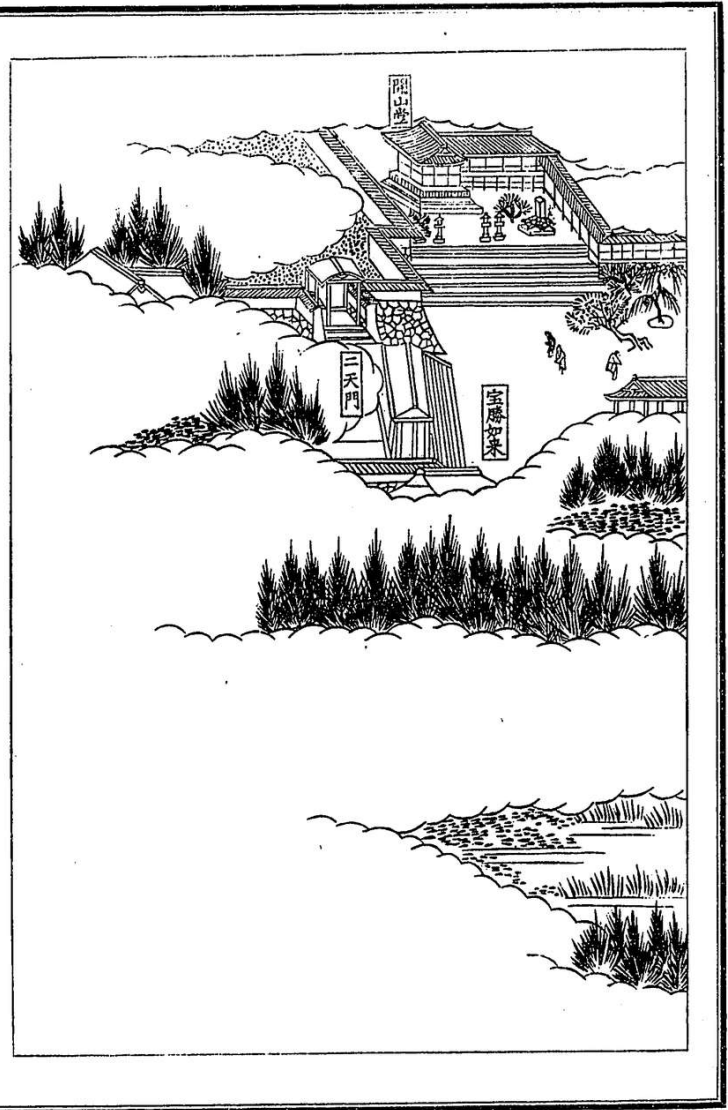
ずと、於是京の南禪、江の龜谷、遠の楞嚴寺に至て、佛祖の言教
 を究む、又本藩に歸て、石屋正寢を讓て、是に居らしむ、應永二
 十三年、福昌寺に住して、第二世となる、又當寺を退て、能登總
 持、丹波永澤、越前龍泉等の諸寺に至て、法輪を轉して、衆を化
 す、大内弘忠、師を請して、長州大寧寺に住せしむ、禪餘に諸大
 乘經法華楞嚴等を説て、緇素を度す、四方の從徒甚多し、寛
 正二年、大寧寺に遷化す、子周、上好、打破、八十二年、故、唐土の明
 主嘗て一僧を夢む、僧告て曰、吾は日本僧、竹居なりと、於是明
 主希有とし、竹居の二字を書し、民間に散布して、結縁せしむ
 といふ、竹居、行業、畧記、曰、文明、乙未、年、有、客、過、大、寧、寺、告、長、老、帝、
 問曰、對朕者誰、對曰、日本僧、竹居也、帝、問、曰、對、朕、者、誰、對、曰、日、本、僧、竹、居、也、
 帝以爲、希有、乃、詔、中、書、舍、人、多、令、書、竹、居、二、字、散、布、臣、民、聞、使、黎、庶、
 結縁也、客、言、竹、居、小、篆、字、在、日、向、國、也、云々、師の傳、本朝高僧傳、竹
 居和尚行業略記等に見ゆ、當寺の第三世を仲翁和尚といふ、

福昌寺





其二



開山亭

寶勝堂

三門

師諱は守邦、仲翁と號す。恕翁公の嫡男なり。師七歲、竺山和尚を見て出家の志を發す。恕翁公素より佛乘を信ずるや、一子といへども其出家を許す。年十五、石屋和尚に妙圓寺に從ふ。應永元年、石屋和尚福昌寺に住す。師又是に隨ふ。此時國中戎事擾然たり。藩臣謂らく、邦君別に嗣なし、是を如何んと。福昌寺に至り、密に啓するに、還俗繼嗣の意を以てす。師曰、王公の富貴は我榮とするにたらず、我尊榮是より大なるあり。我今出家學道す。庶くは三界の大導師たらんとて聽ず。師年十七、下野州足利學に遊て儒を學ぶ。謂らく佛道無上の理に如くはなしと、遂に是を棄て、四方の知識に參見す。十八年、恕翁公逝す。明年師年三十四、薩州に歸へり。恕翁公を龍山に供養す。既にして櫻島釣江寺に寓す。釣江寺は、櫻島西道村の末寺なり、創建、年月等傳らず。叔父 義天公、群臣と議し、師に請て還俗し、家

系を繼んことを以てす。師國を 義天公に讓て曰、我先考に出家を求めて、既に許さる、誰う是を奪ふことを得ん哉。義天公肯んぜず、愈勸め愈辭し、年を踰て決せず。師往て 義天公に謂て曰、我身佛衣を披き、佛子と稱す。老叔再び俗禮を以て我を待ば、則此に居るべからずと、 義天公師に強べからざるを知て、明年始て位を嗣く。師石屋竹居兩和尚に侍して參究す。後竹居の衣法を傳ふ。師年四十三、總持寺に出世し、郷に歸て常珠寺を田布施に建つ。應永三十一年、福昌寺に住す。永享元年、大岳公、始良に含粒寺を建て師を請し、是に居らしむ。明年師豫州に遊び、魚成村に卓錫の地を求む。河潭あり、成王瀬といふ。毒龍是に栖み、時に害をなす。師授るに五戒を以てし、種々說法す。龍歸化して勝地を示し、誓に衛護を以てし、禮謝して去る。師其地に禪刹を建て、龍澤寺と號す。文安

元年、伊集院春山城主某、伊集院春山村師を請して直林寺、此
即ち伊集院春に住せしむ、二年、偶伊集院徳重に遷化す、記曰、
山村にあり、春に住せしむ、二年、偶伊集院徳重に遷化す、記曰、
師示不盡疾、初快活、三日、中一食、樹下、宿、此先佛之遺、安、山、僧、而、
坐、用、不、盡、疾、初、快、活、三、日、中、一、食、樹、下、宿、此、先、佛、之、遺、安、山、僧、而、
千、伊、世、集、院、取、十、七、軒、法、臘、五、十、三、日、伊、集、院、徳、重、村、に、取、六、軒、の、跡、存、し、て、
化、伊、世、集、院、取、十、七、軒、法、臘、五、十、三、日、伊、集、院、徳、重、村、に、取、六、軒、の、跡、存、し、て、
安、永、五、軒、は、石、屋、開、に、基、と、見、の、石、塔、の、師、の、傳、行、業、略、記、等、に、見、
り、收、永、五、軒、は、石、屋、開、に、基、と、見、の、石、塔、の、師、の、傳、行、業、略、記、等、に、見、
に、た、り、開、山、石、屋、和、尚、よ、り、今、の、現、住、音、充、和、尚、ま、て、六、十、四、世、
に、た、り、開、山、石、屋、和、尚、よ、り、今、の、現、住、音、充、和、尚、ま、て、六、十、四、世、
と、な、り、法、燈、綿、々、と、し、て、絶、に、ず、其、間、累、世、の、住、持、皆、佛、祖、微、妙、
と、な、り、法、燈、綿、々、と、し、て、絶、に、ず、其、間、累、世、の、住、持、皆、佛、祖、微、妙、
の、正、法、眼、藏、を、繼、き、曹、洞、心、印、の、五、位、君、臣、を、傳、ふ、其、累、世、禪、林、
の、正、法、眼、藏、を、繼、き、曹、洞、心、印、の、五、位、君、臣、を、傳、ふ、其、累、世、禪、林、
の、英、流、傑、侶、多、し、と、い、へ、ど、も、其、序、事、繁、長、に、涉、れ、ば、今、盡、く、記、
の、英、流、傑、侶、多、し、と、い、へ、ど、も、其、序、事、繁、長、に、涉、れ、ば、今、盡、く、記、
す、こ、と、あ、た、は、ず、今、開、祖、兩、三、代、の、略、を、舉、る、の、み、凡、そ、當、寺、は、
す、こ、と、あ、た、は、ず、今、開、祖、兩、三、代、の、略、を、舉、る、の、み、凡、そ、當、寺、は、
諸、國、に、石、屋、竹、居、仲、翁、三、師、の、開、基、或、は、中、興、の、法、窟、多、く、し、て、
諸、國、に、石、屋、竹、居、仲、翁、三、師、の、開、基、或、は、中、興、の、法、窟、多、く、し、て、
皆、當、寺、に、隸、り、長、州、大、寧、寺、周、防、龍、文、寺、美、作、西、來、寺、伊、豫、龍、澤、
皆、當、寺、に、隸、り、長、州、大、寧、寺、周、防、龍、文、寺、美、作、西、來、寺、伊、豫、龍、澤、
寺、等、の、如、き、是、な、り、當、寺、諸、國、を、以、て、此、に、下、畧、す、故、に、當、寺、を、九、
寺、等、の、如、き、是、な、り、當、寺、諸、國、を、以、て、此、に、下、畧、す、故、に、當、寺、を、九、

州中國の古本寺といふ、福昌寺、所藏、元和、八年、八月、十五日、州、
中、國、之、可、爲、古、本、寺、間、見、持、寺、以、五、院、之、流、于、今、皆、無、斷、絶、
御、住、持、相、調、候、條、云、々、と、見、持、寺、以、五、院、之、流、于、今、皆、無、斷、絶、
洞、川、庵、是、法、庵、寶、永、八、年、辛、卯、仲、春、上、院、の、記、に、は、福、昌、寺、或、爲、
洞、川、庵、是、法、庵、寶、永、八、年、辛、卯、仲、春、上、院、の、記、に、は、福、昌、寺、或、爲、
日、本、三、箇、大、僧、録、也、と、も、見、に、た、り、の、事、は、説、州、宇、治、三、箇、大、僧、録、
日、本、三、箇、大、僧、録、也、と、も、見、に、た、り、の、事、は、説、州、宇、治、三、箇、大、僧、録、
を、加、へ、て、是、を、稱、す、と、又、古、來、常、法、幢、本、朝、十、七、箇、寺、の、一、に、居、
を、加、へ、て、是、を、稱、す、と、又、古、來、常、法、幢、本、朝、十、七、箇、寺、の、一、に、居、
る、と、い、ふ、是、に、因、て、觀、れ、ば、石、屋、等、諸、師、の、徳、化、遠、き、に、及、び、近、
る、と、い、ふ、是、に、因、て、觀、れ、ば、石、屋、等、諸、師、の、徳、化、遠、き、に、及、び、近、
き、を、動、し、當、寺、は、西、海、の、大、法、窟、な、る、事、知、る、べ、し、抑、怨、翁、公、
き、を、動、し、當、寺、は、西、海、の、大、法、窟、な、る、事、知、る、べ、し、抑、怨、翁、公、
當、寺、御、創、建、の、由、緒、を、考、る、に、怨、翁、公、の、御、印、文、に、曰、元、祖、
當、寺、御、創、建、の、由、緒、を、考、る、に、怨、翁、公、の、御、印、文、に、曰、元、祖、
忠、久、以、來、元、久、に、至、り、七、代、の、間、三、ヶ、國、に、寺、を、一、所、領、持、せ、
忠、久、以、來、元、久、に、至、り、七、代、の、間、三、ヶ、國、に、寺、を、一、所、領、持、せ、
ず、故、に、福、昌、寺、を、創、建、す、云、々、の、旨、を、記、せ、り、此、文、を、觀、て、當、寺、
ず、故、に、福、昌、寺、を、創、建、す、云、々、の、旨、を、記、せ、り、此、文、を、觀、て、當、寺、
本、藩、の、地、佛、寺、の、巨、刹、な、き、故、に、か、く、大、刹、を、建、給、へ、る、意、を、知、
本、藩、の、地、佛、寺、の、巨、刹、な、き、故、に、か、く、大、刹、を、建、給、へ、る、意、を、知、
る、べ、し、又、怨、翁、公、當、寺、溪、山、郡、宇、宿、村、田、祿、一、千、三、百、石、餘、を、
る、べ、し、又、怨、翁、公、當、寺、溪、山、郡、宇、宿、村、田、祿、一、千、三、百、石、餘、を、
喜、捨、し、給、へ、る、御、印、文、に、も、元、久、志、願、あ、る、に、由、て、永、代、寄、進、
喜、捨、し、給、へ、る、御、印、文、に、も、元、久、志、願、あ、る、に、由、て、永、代、寄、進、

す、若此所に違亂をなす輩は、元久が子孫たるべからず、諸公事諸役等、悉く末代に至り停止する旨を記せり、其當寺尊重の意、他寺に異なり、其外、恕翁公當寺に附せる御印文等甚多し、當寺御歸敬の情狀儼然たり、恕翁公御創建の以後、代々の邦君の御崇敬、他寺に勝りて、永く本藩の御菩提所と定まれり、其後亂世相つゞき、當寺稍衰廢して、溪山宇宿村の田祿領地も、何となく欠落して、舊の如くならざりければ、大中公の御時、天文九年、當寺を御中興ありて、宇宿村の寺領も全く舊に復し、剩へ谷山郡福本村水田三段を加へて、御寄附ありければ、當寺の佛日光輝、更に前代に倍せり、故に大中公を當寺中興の大檀越と稱ぜり、今に數百歳相つゞき、當寺を本藩の菩提所と崇め、累代の邦君御崇敬特異にして、邦君の薨時には、靈廟を建立し給ひて、香花を供へ、其冥

福を修するの所とす、先代邦君及び諸公子諸夫人等の法會頻繁にして、其法會の品に由て、邦君親ら臨し、或は國老等代詣して、行香等の事をなす、其國式定例あり、誠に當寺は、本藩殊待の大法窟たる事、言を待ずして知るべし、天文十五年、住持忍室和尚第五世が時、勅願所の綸旨を賜ふ、此時忍室和尚に、號を佛照大圓禪師と賜へり、又忍室一師のみならず、當寺傑出の住僧へは、天庭より時に法號を特賜あり、是等當寺の眉目、高く天庭に照輝せり、天明三年、住持圓山和尚が時、住持の僧ごとくに、江府に詣りて、大將軍に拜謁を許さる、是淨岸夫人の淨岸夫人は、邦君有邦公の嫁す、配にして、大府より降り嫁す、法事を修し、且古來勅願所の由緒及び西國中國の古本寺たる故を以、永く一住一度獨禮並乘輿格式の命を蒙る、當寺の光輝益す遠に及ぶ、又當寺の住持は、時に能登總持寺の輪番に赴き勤

める事もあり、是當寺の由緒特異なるを以てなり、延寶元年、四月廿六日、當寺火災に罹て焼亡す、享保廿年、十月三日、回祿に厄して蕩然たり、其後重建ありて、暫く簡陋に従ひしに、住持疎山が時、大信公の代、明和八年、命して殿堂門廡を改め作り、悉く其舊に復し、或は光華を加へらる、凡そ當寺の地たるや、後方は高峻にして、山に倚り、溪を帶ひ、前面は寬裕にして、平地に臨む、其境内廣大、周廻半里餘あり、其分界の定りは、恕翁公の御印文に見ゆたり、其後の山は、玉龍山と稱して、峯巒蟠屈し、常に雲霧を起し、翠靄を染む、宛も神龍雄蟠の勢ひありて、法窟を擁護せり、山峰の西面には、百仞の瀑布瀉き下りて、宛も百虹の龍背より懸り起るが如し、其下流は清水湛然として、常に塵情を蕩滌す、寺中には水を引き、若干の水車を設て米糧を舂き、民丁の勞役を省く、寺門の前には、周廻十

餘町の大池を穿ち、智日池と號し、種るに蓮藕を以てす、夏月蓮花開くれば、紅白相映して、錦繡を織が如く、珠璣を敷が如し、清香異氣馥然として、遠く梵殿を薰し、寺院は香氣の中に朦朧たり、池蓮の清淨を觀ては、妙法蓮華開示悟入の縁を結ばしむ、其池頭には、石橋を架して、大門路の往來とし、龍門橋といふ、池中多く鯉魚を畜て、橋上より觀るに宜し、堤塘には、櫻樹數十百株を種て、繚繞し、其花時には、山地と勝を争んとす、池塘の東には、水田數頃を開きて、夏箕川に臨み、種るに香稻を以てせり、梵臺の崢嶸たるは、高く白雲に突出し、佛殿の宏壯なるは、廣く瑞日に照映す、支院隔房は、多少を知らず、遠く林外に布列し、鐘聲經音は、晨昏となく、遙に煙中に接續せり、しかのみならず、寺地廣大なれば、其上界下界の景狀一ならず、下界は平地にして、松杉鬱然たれば、多く幽深なるに、上

界は山腹に連り、其僧坊梵閣高敞にして、城市海山の遠きを一眸の下に収め盡せり、其千狀萬態筆下に論じがたし、寺十中二景此にあり、下は文に記す、且夫僧徒の業は曹洞の規格に依り、教外別傳の玄旨を守り、正法眼藏を継ぎ、直指人心の單刀を揮て、見性成佛を功とす、洞下秘訣の五位君臣は、箭鋒相柱て、禪心を夜月に澄しめ、三種滲漏は竿頭進歩して、情識を晴空に斷す、當寺は一藩の僧録のみならず、中國西海の望刹なれば、山中の禪徒、激厲鞭策して、精修自ら他に異なり、況や又當寺一藩の香花院なれば、佛前の讀經、靈廂の法事等、朝夕懈ることなくして、常に國家の爲に冥福を修せり、又府下の人民、墳寺とする家多くして、歸仰他なく、禪法にも崇信し、福田に種子を生ずる者衆し、此故に當寺の住持は、一方の望にかゝり、其法任尊重なれば、其住持は、必ず有徳の僧を擇て、是に命ぜら

る、誠に寺中の法律、儼然として亂れず、洞家の規格、井然として法あるを見て、當寺海西の大法窟なる、玄風を知るべし、

○本朝高僧傳抄

薩州福昌寺沙門、眞梁傳

釋眞梁、號石屋、薩州伊集院人、姓源、島津忠久之後裔也、母阿多氏、夢白衣大士降臨、尋而有娠、及生、詭異、年甫六歲、投本州廣濟寺、從僧讀經、能記不忘、一日族長圓鑑、石屋禪師塔銘序及修行召、把酒器、梁棹頭、曰、如來金口嚴制、豈可犯乎、鑑喜曰、眞出家兒也、十五上、城都禮南禪、蒙山明公爲師、連年落髮進具、東陵瓊公寓西雲庵、見其挺秀、授以今名、出調中巖和尚、於建仁、命侍藥局、職滿、與法兄虎森、到江之永源、參宗室禪師、看趙州無字、久而不契、及此山在公董、南禪、招掌賓客、應安四年、詣丹之九世度、筑之志賀島、禱道果、於文珠大士、夢大士授以福玉二字、梁白大士曰、

我所願者無上菩提之法，世福者非所欲也。大士曰：無訝，第持去。佗時當自知之。覺而歡喜，經兩載。又夢初祖告曰：時至矣。母滯，干此詰朝。一僧持渡蘆像至，宛如所夢。乃傾囊贖之。即日發足，往泉之高瀨。見古劍訥公，機語胎合。參州之永澤，問通幻禪師。曰：死生到來時如何？幻曰：把將生死來。梁無語。從求掛搭，令看天台韶國師偈。梁坐臥繫念。幻問曰：既是心外無法，為甚卻曰：滿目青山。梁於言下的然契悟。乃指而前曰：滿目潭。幻冑之。梁尚服勤益，造密旨。一日幻問曰：觀音菩薩為甚寶冠戴彌陀？梁便著帽出去。幻呵大笑。聆大拙能禪師，旺化東野。永和初，杖錫依輪下。拙編辟詰問。梁酬荅如流。拙極口而稱。及拙住建長，辭留宇都宮，翻閱藏經。涉五寒燠，幻膺總持之請。招梁偕行，付袈裟以表信。明德元年，島津大道居士號大は伊集院久氏の族兄なり，創妙圓寺。請梁為第一世。應永改元，薩州大守源元久氏島津，建梵刹。梁為開山始祖。梁揭

以玉龍山福昌寺標。昔日所夢也。緇阜隨風，梯山航海。衆至一千五百指，鐘鼓交鳴，規繩井井。成一方望刹，開堂祝聖，嗣香為通。幻爇向，僧問如何是佛法大意？梁曰：後崖竹筋鞭。僧問和尚先住，此山先住。梁曰：用人境。作甚麼？僧曰：築著磕著。梁便打。常舉韶國師偈，以接學人。復謂徒曰：縱使不得一個半個，吾家種艸掃地而盡，不可以藥汞銀當。九轉丹砂去也。故參徒始苦其難，湊泊久則眷戀不去。通幻遷化後，有冒稱傳法修名，執刺通謁者。梁曰：獅子窟中無異獸。若是真證實悟底，如兩鏡相照。豈瞞得山僧耶？速出來相見。一一勘過其掠虛頭之輩，匿跡而去。梁以香片與尼智泉。泉珍藏者久，化成舍利。光彩曜日，泉為未曾有。持以白梁。梁勵聲叱曰：這具老婆無令妄傳。有就梁受菩薩戒僧，梁授從上相承血脉圖。一日其廬遭回祿，其圖毫不損。十五年秋，住總持。周歲而歸。梁自畫肖容，竹居猷公請贊。即書曰：六十六年何所成，進前退後太

憎生松風江月夢回去，破曉青山鳥一聲，二十三年國內騷擾，梁避亂如作之拏和郡守某建西來寺而居，癸卯歲值通幻先師三十三回忌，率衆屆永澤設萬僧會，謂衆曰：我保殘喘者正期，此遠忌也，今願已滿，吾當去矣，沐浴更衣，恬然坐脫，應永三十年五月十一日也，壽七十九，臘六十四，皆大風吹，林木折，諸徒奉龕茶毘舍利綴牙齒骨片，平生所持念珠不壞，塔于永澤之側，分舍利念珠葬於福昌，梁居肥之天艸島，時住吉明神託一信士曰：吾觀三世如指掌，石屋和尚古佛應化也，有神足六人，其中有竹居禪師七世善知識也，後果爾也，梁亦通幻下之十哲也，南禪惟肖巖公，撰其塔銘焉。

贊曰：農夫之播於五穀也，必期四時之候，而得其秋成矣，我法之中有種熟脫之三焉，為學道之序者，能近取譬，然教家貴熟時矣，故台教有前番前熟後番後熟之語，禪宗尚脫時矣，歷代諸祖靡

不經此時也，石屋禪師自師蒙山明公，而東請西參，至三十歲，辛勤不已，通幻之言下契悟，作得洞下尊宿，猶如洛浦之不契臨濟，而承嗣夾山焉，非是因種熟之功而得脫落之秋，與於是開大道場，高唱新豐之曲，今其宗波洋溢西海，若夫生前滅後之靈感，又是禪師道華之緒餘也。

○後奈良帝勅書
當寺為 勅願之淨場，宜奉祈
皇家再興之由，
天氣所候也，依而執達如件。

天文十五年三月八日 名字花押畧

○賜禪師號
勅書、當寺の住持に禪師號を賜ふ者、歴代凡
舉勅書の一を

福昌寺住持和尚

勅精藍地古前樓後閣聳傑雄法林日新左山右水起派脉宗津
和尚奕世檀度忽翁之葉透石屋嫡祖之機昔舉丹陽路難未忘
鳳生之露宿今卜錦里勝槩况存龍室之風規晝誦夜禪省脅尊
者識量道陶德冶發光法師煉修名耀西州譽達北闕特賜佛智
法照禪師

永正六年八月二十五日

右當寺第十一世天祐宗津和尚に禪師號を賜へる勅書なり
○甘露寺中納言元長詩并序

薩之福昌禪寺者曹洞五家之其一也從來雖行叢林之級班未
免巧宦之譏茲知雖海外不浴恩澤者階次何以分烏雌雄乎以
故住持老師賦一絕句而餞因公知藏卦洛下兼述此事予覽之
有感粗達上聽聊續芳韻云
莫言萬里海西山 寄信扁舟幾往還

儒釋從來同一味 皇朝不隔鷺鷥班

黃門侍郎元長

○諸什寶 歷代邦君の御文書並に御寄附品舉て數ふべからず且京都縉紳家等の文書或は武家諸侯等の寄附品或は能登州總持寺等巨刹の文書類或は高僧傳來の法器等に至りて甚多し當寺は西海の大法窟なれば其珍品寶物の衆きは推て知るべし今繁を厭て是を記さす
○歷代邦君御石塔 本堂の西北にあり
○歷代邦君御位牌殿 本堂の西北にあり僧徒香花を供し佛經を誦し法事供養毎日怠ることなし
○慈眼公御影殿 本堂の北にあり公の御肖像を奉安す
○開山堂 本堂の西にあり智日堂と扁す竹居和尚開山石屋禪師の像を安す寺宇宏麗にして前庭亦廣し師年回忌の

時は本藩の末寺は論なく、他國末寺の僧徒も來會して、法會甚盛なり、當寺の住持僧侶と問答商量等の式あり、此堂前の左側に師の石碑あり、所謂南禪寺惟肖が撰へる、塔銘序文を刻す、其序に師の行實を載す、文末に云、予嘗與竹居聚首海寺者三霜、相得歡甚、別去幾乎三十年云々、茲冬初遣其徒弟璠、寄師行實一通、求銘其塔、辭意懇々、予今踰七者五、衰病日加、豈復從事副墨乎、然伏念與師並時以生、出處間濶、不得一扣函丈、以聞法誨、以爲憾、託鄙文於塔下、以結逸多三會際過之緣、不亦幸也哉、况竹居所懇、安得而拒乎云々、增損行狀所書、系以銘云々、永享六年甲寅十月十日と記し、嗣法比丘正猷立之と誌す、署今本朝高僧傳を不載、師の傳は、既に、永享六年は、師示寂の應永三十年より、十二年に當る、此時の碑石は、其後壞爛して、寛保六年、當寺第十五世大光和尚、再興せるといふ、

○禪堂 本堂の西南方にあり、僧徒修定の處なり、

○方丈 寺内の北にあり、後山を削て假山とし、下に清池を開き、景致清幽なり、

○鐘樓 本堂の東にあり、鐘銘左の如し、

大日本國鎮西路薩摩州鹿島郡始創闢於福昌禪刹、新鑄造青銅供鐘一部、而以圓通十方之遐邇、普聞寺風之永扇焉、銘曰、

拘留孫作、釋迦文傳、層々樓閣、冷々池汗、
洪鐘音響、仰驚聖賢、曉鳴之則、聞徹梵天、
昏听之者、編出黃泉、佛門興世、雲衆集前、
堆曹溪道、弘少林禪、龍山高聳、福海流連、
鬼畜出關、那落覺眠、魔軍斂畏、群生結緣、
諸佛歡喜、諸天降筵、寺院無恙、檀信重個、
娛比須達、壽等神仙、彌崇帝德、永盛聯綿、

勤行不忘、孫子億年、

應永七禩、龍集上章執徐、星紀上澣日、

大檀那 前陸奥太守藤原元久、助緣開闢、住持比薨石屋叟
眞梁置之、

○岩屋天神廟 本堂の西二町にあり、菅神を崇む、往昔石屋
禪師此山を剏闢の時、地を堀けるに、巖石の間に、北野天神渡
宋の圖畫を得たり、畫上に傳衣の記あり、衆喜て祥徴とし、廟
宇を建立して、鎮護とす、是を岩屋天神と號す、當寺由緒帳曰、
此山剏闢之日、得渡宋天神古記、故傳衣畫像、權輿于吾山、半陶
稿亦所記也、又延寶六年、住持萬年が渡宋天神傳衣中興碑曰、
相傳天神夢入大宋、見徑山佛鑑禪師、親受衣法、世人有疑其誕
者、而及其覈實之論、則以吾山爲證者何也、初石屋和尚創本山、
涓吉動土、忽於窟間堀得渡宋天神畫像、上題有傳衣記、舉衆大

喜曰、此法門當興之祥徴也、仍作廟一區、祀爲鎮護神焉云々、是
なり、此事又石屋行業畧記にも見たり、渡宋天神の事は、古來
偏く世上に行はる、説にして、菅神東福寺の開山聖一國師
名爾が指示に因て、夢に宋國の徑山佛鑑禪師を見て、禪法を問
ひ、親ら衣法を受く、是なり、世上に其事を奇とし、是を圖す、世
に渡宋天神と稱ぜり、此事又舊記に見ゆ、渡宋天神傳衣中興
碑又曰、按仁治二年、聖一國師圓爾公、辭徑山而歸朝、達博多、橫
岳僧湛惠請住崇福寺、十二月十八日、早朝一神人挿梅花一枝、
來于爾前、爾問曰、賢誰人、爲何而至、曰、謝師慈德、兼求衣法、而至、
乃呈和歌曰、唐衣登米底、北野能神曾土波、袖仁持多留、梅仁底、
毛志禮爾云、若是衣法、吾師猶在、宜往參佛鑑、神領而去、即以其
夜入徑山室、手攀梅花謂云、我乃日本國菅氏北野天神也、承圓
爾長老教、來禮和尚、願示法要、佛鑑示一偈、付以僧伽梨、偈曰、天

下梅花主、扶桑文字祖、若問正法眼、雲門答曰、普神拜受了、即日再見崇福曰、我蒙師指示、詣徑山室、親領衣偈、自指腋下衣袋爲證、又呈偈曰、手裏梅花腋下囊、不離安樂到南方、徑山衣法親傳授、何用時々仰彼蒼、其後佛鑑命常牧溪畫夢中所見神人像、題其上曰、菅氏神靈現道場、來求一語返扶桑、通宵活路夢何處、袖裏梅花遍界香、適有商舶帶此像贊而來、大内左京大夫盛見聞之、贖得、及朝京師、就正禪院請義持相公、乃獻此軸、相公極爲珍秘、當時諸老各皆作贊詩云々、是なり、此碑文其事を記すこと、と取今當寺を叩て、此天神の圖記を問ふに、一幅の畫像を出す、所謂渡宋天神の畫像にして、像上永享八年、前建長寺愚極禮才が記あり、其記中に永享八年、丙辰、夏豐後州人前崇祥瑞庭西堂和尚、過于余曹溪禪室、出一裝幀而曰、此是天滿大自在天神、參徑山佛鑑禪師之變相也、九州薩之福昌寺創闢之日、大

石罅隙得天神畫像といふこと見ゆ、下に天正五歷丁丑、代賢叟書于福昌と記す、代賢は、當寺第十八世の住持なり、然れば今當寺に所藏の像記は、代賢の時書けるものにや、林羅山本朝神社考に、永正八年、自悅叟守懌が天神贊を載す、福昌禪刹創闢之日、岩石之罅隙得此像記也、余偶覽此語於北禪和尚集中、仍記其大略とありて、數百言を累ぬ、此外東見記等の諸書にも、さま／＼記あり、

- 鎮守宮 本堂の東にあり、伊勢大神、稻荷明神を祭る、
- 瀑下宮二社 本堂の西、二町許にあり、此二社瀑泉の下にある故に、瀑下宮と號す、口の宮は、住吉大明神、三寶大荒神、正八幡大菩薩を崇め、奥の宮は、日吉山王、志賀島大明神、白山權現を祭る、皆開山禪師に緣ある神なりと云り、
- 寶勝如來大石佛 開山堂の前、右の方二十步許にあり、

今公の命にて、天保十三年建立なり、

○聖観音、辨才天、雙堂 當寺の門内、蓮池の中にあり、雙堂を立つ、其左は聖観音、右は辨才天なり、蓮池の中に小島を築き、路を通し、橋を架して、往來す、俗呼て中島辨才天といふ、此堂蓮池の内にありて、景色清勝なり、夏月には納涼の者多し、荷花開敷の時は、涼露清香人を襲ふて、三伏の暑を忘れしむ、

○池之上熊野權現社 當寺南三町余なる、寺戸居住の地にあり、奉祀熊野三所權現、石、神體祭祀九月九日なり、池之上熊野權現の額を掲ぐ、往古日置邑より此に勸請すとぞ、今社殿の内に、再住權大僧都の牌あり、是其神體を奉し來し僧なりといへり、牌背に、没後至于三百三十三年、靈驗分明、以其參錢造立焉、時貞享甲子年としるす、其貞享元年甲子より遡て推せば、三百三十三年は、正應二年、己丑を得たり、其年没せし權大

僧都が奉じ來りしと云は、猶其以前の事なるをしるべし、其又奉じ來りしは、日置よりと云は、猶其日置に崇めしは、極て久しきは察すべし、往古は此神社の邊、池の上と呼ひし事、諸記に見たり、此神社の前なる路を家鴨道といへり、

○観音堂 本堂の西にあり、

○地藏堂 當寺柵門の外にあり、石屋和尚手彫の像なり、當寺第四十三世東谷和尚、石碑を建て、其事を記す、此堂大路に臨む故に、通路を呼て堂の前といふ、

○章駄天宮 本堂の西南にあり、石屋禪師開基の時、漢土明國より造飾し來るといふ、元龜二年、貫明公命じ、重て是を修飾し給ふこと、梁文に見たり、

○一切經藏舊址 往古は、當寺に一切經藏ありしに、天正中、寺社勘落の時廢して、舊址に土倉を造立し、諸寶物什器を藏む、

り、是なり、

○虎森石 當寺龍門橋の前十歩許にあり、往古虎森和尚入唐求法の志を抱き、此國に來りし時、石屋和尚と舊友なれば、屢當寺を訪ふ、石屋其歸るを送るごとに此石を以て限りとす、仍て虎森石と呼べり、昔廬山の惠遠法師が、虎溪に彷彿たり、其石往來に妨げある故に、地中に埋みて今見えず、虎森和尚は、京和都南禪寺、惟肖禪師が撰がせし石屋塔、銘序にも、虎森が事見ぬたり、

○蛇之窟、附正眞軒、當寺の北、五町許、撻々々にあり、蛇之窟、又龍窟ともいひ、寺説を按ずるに、むかし神龍此洞窟に栖しに、石屋禪師に參して、證果を得、全身蛻脱して、風雲を生し、兩角崖を穿ち去りしといふ、此洞窟高こと二間、深さ七間、横五間餘あり、洞上の山に穴あり、大小六ツ、其中殊に大なるもの

徑り三尺五寸にして、半より兩岐となる、虚空を穴中より望みみるべし、穴中明朗にして、日光透り通ぜり、洞中常に水泉湧出して盈滿し、洞外に流る、此洞窟は、即神龍の蹤跡なり、故に龍窟を、俗呼て蛇之穴といふ、又此地を撻々とも號するは、水音常に鼓音の如く、撻々たる故に、其名を得たるとぞ、撻々に々の事は、別にも説わり、本府馬樂城の章、洞中に聖觀音を安ず、又正眞大明神の石像あり、是神龍を崇めしといふ、洞外に寺あり、正眞軒と名く、石屋禪師を開山とし、禪關和尚を中興とす、元祿五年、本尊觀音大士なり、定長、當寺は、僧徒福昌山中の禪院と稱ず、山中院の數、下寺實に神龍の落したる鱗を藏む、福昌寺第五十五世圓山和尚龍鱗の記一篇あり、其文中に、神龍石屋師に參禪せしに、師正眞大師と名を捧げしかば、神龍本身を顯し去り、又屋後に清泉を湧出して是を謝す、今

の正真軒の名は、此由緒に依れりと云々記せり、其文頗る長又
記文中に福昌先住代賢泰雲二師、神龍參禪の事を記せ、古來毎
月朔日に、福昌の大衆、此洞に至り、水神供を修せしに、今は略
して、福昌佛殿に於て誦經すといふ、陰徳太平記に曰、此文長
取す、畧石屋和尚、薩摩國中を履歴したまひけるが、ある所の
山洞の下に、暫く錫を住て坐禪工夫ありしに、或時何所もし
らず一女人來て曰、吾は是神龍なりとて、禪要を問ふ、師直指
人心見性成佛の旨を示す、龍女歡喜して華水を供して、時々
來る、里人謂く此草庵へ女人の通ずるは怪し、彼女を捕んと
て、數百人彼女の跡を逐て草庵に至り、彼美女を出すべしと
呼びけるに、龍女謂く、吾善知識に遇ひ、畜生道を出離して、正
覺を取らんとするに、凡夫の爲に妨げらるゝこそ無慚なれ
とて、忽ち本身をあらはし、大盤石を裂破て、平地に波瀾を翻

し、海中に入る、里人驚き恐れて、皆十方に逃散りけり、此岩は
龍宮窟とて、今に彼地にあるとかや、此文は蛇穴の事を云に
似たり、亦此蛇穴の事は、青木敦書が昆陽漫錄にも是を引き
のせり、昆陽漫錄曰、徐光啓西洋歷云、夫密室測量器、因陽精炫
耀、非人目可當、初虧時、率多未見、或用水盤映照、則免于閃爍、又
苦動搖、故善巧者設爲此法、用素板作圓界、畫分抄以承日光、則
虧初終、分數多寡、灼然不爽、所致于密室者、窺光自闇、倍蓰分明、
即管井茂林、日中見星之儀、僧寮中或爲幽房通障、以受塔影、亦
此理也、我國にても、管井の中より、日中星見ゆる有り、薩州鹿
兒島の城より半里程なる、タンタトウと云所、三町余山へ上
れば、平にして岩屋あり、蛇穴といふ、穴の口廣さ四間ほど、奥
へ四間許往て、岩屋より上の山へまはり、二抱ほど長さ二丈
余の穴ありて、其穴より日中に星を見るといふは、徐光啓の

説信ずべくして、豊の卦の日中見星、僻説の言にあらざるにや、或云韃靼々云々、かくの如く、此蛇穴は古來名高き所にして、種々の書に其事をのせり、

○水田 蓮池の東にあり、其田を耕すに、糞を用ひず、香稻を開山禪師へ供する用とす、

○諸人瑩地 當地境内の西、并東にあり、府下士民の墳地なり、

○十二景 當寺に十二景を分てり、何人の所定をしらず、古より是を傳稱すといふ、當寺の住持萬年が時、延寶三年、唐土より歸化せる、城州黃驥山の僧、南源、獨吼、高泉、悅山等の諸師へ、十二景の詩を分ち請て、是を當寺に藏む、其詩其圖、左に開列す、亦城州字治興聖寺の住持耕雲が題せる、十二景の詩もあり、今其詩は繁を恐れて、悉く載せず、十二景の名も一定ならず、或は三字と一し、或は

るは四字と取す、今其雅體な

龍門橋、大門の石前にありて、蓮池の上頭に架せり、石を得れば、皆號して登龍門と云、此橋を建たるが如し、其名

南源和尚

洞流陰處設關津、爲接參玄湖海人、

一躍龍門看變化、拏雲攫霧任騰身、

鏡石巖を打して、山巖絶壁の間にあり、絶門壁に向へば、大圓相鏡が如し、

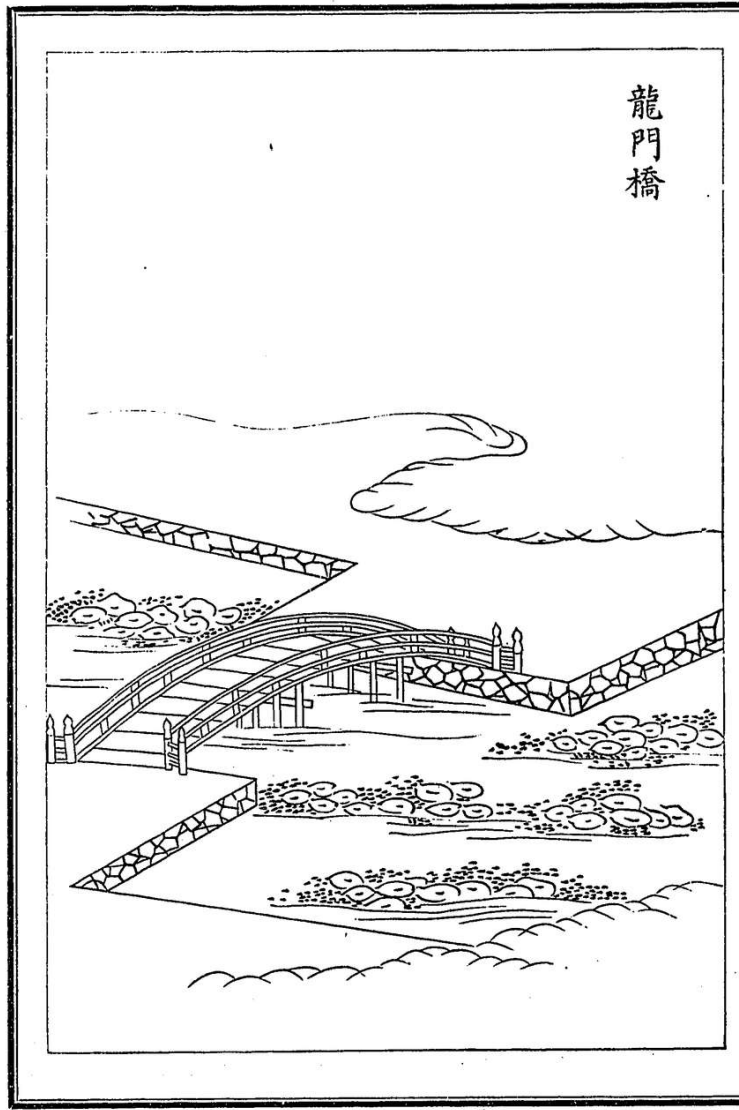
南源和尚

富々峭壁倚天開、不假青銅鑄出來、

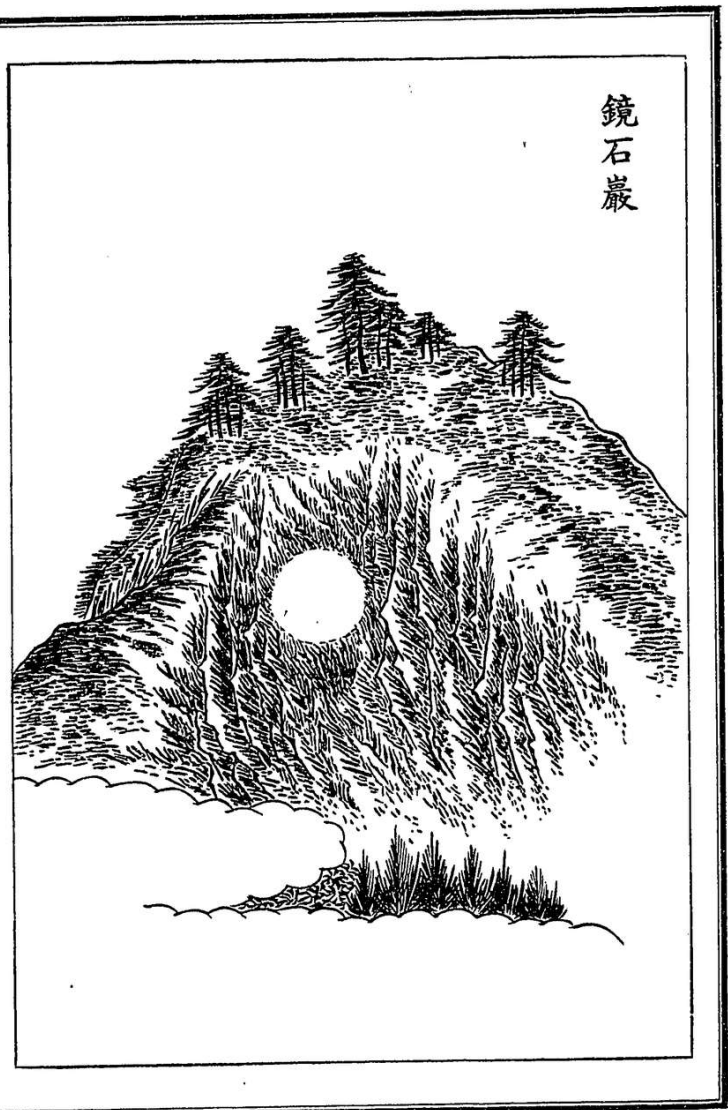
兩洗霜磨塵垢淨、儼如明鏡現當臺、

智日池、右寺内にあり、智日は、開山堂を指し、植云、昔は其堂の大空、池を指して、十二景の龍門と橋とす、

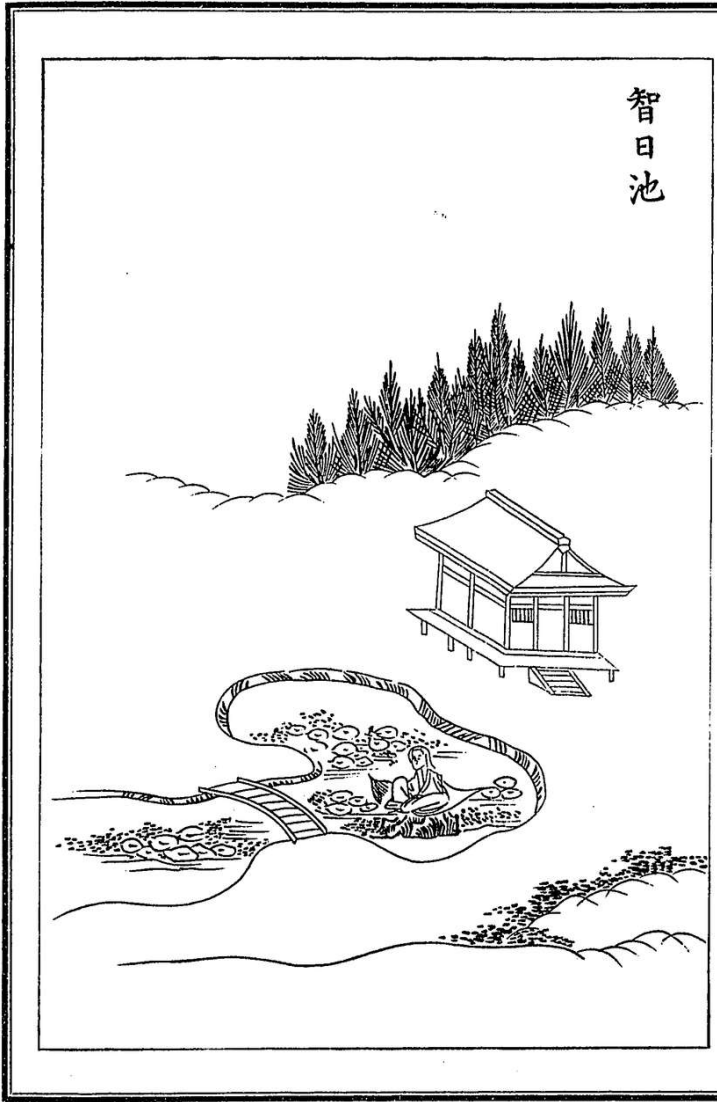
龍門橋



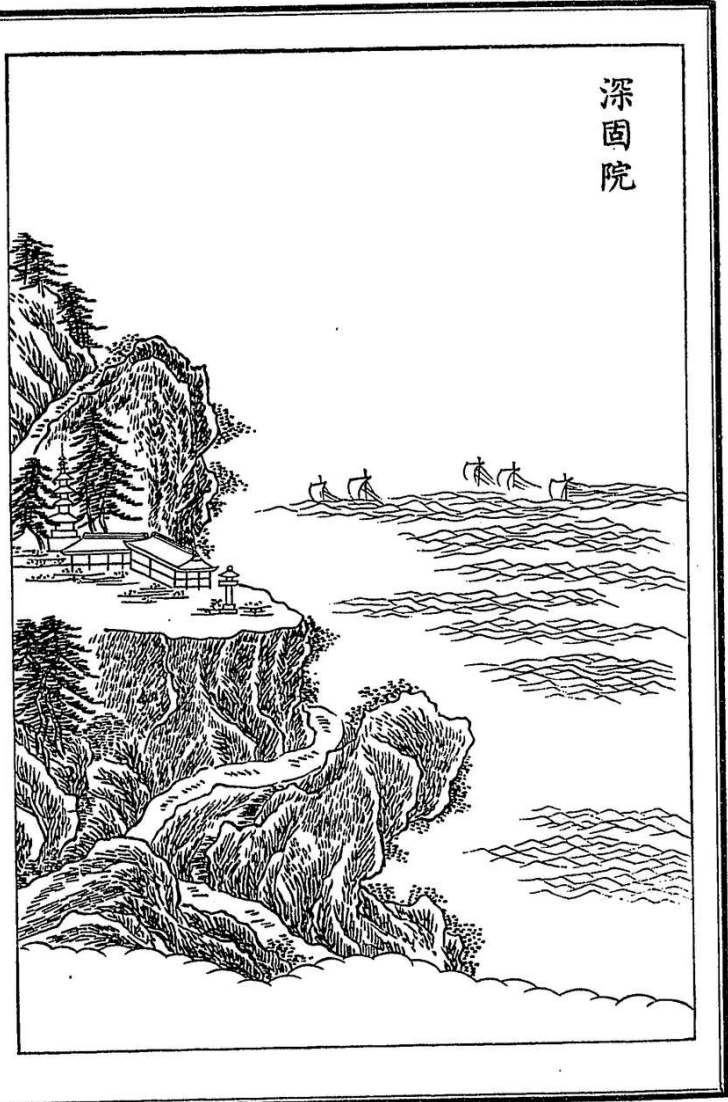
鏡石巖



智日池



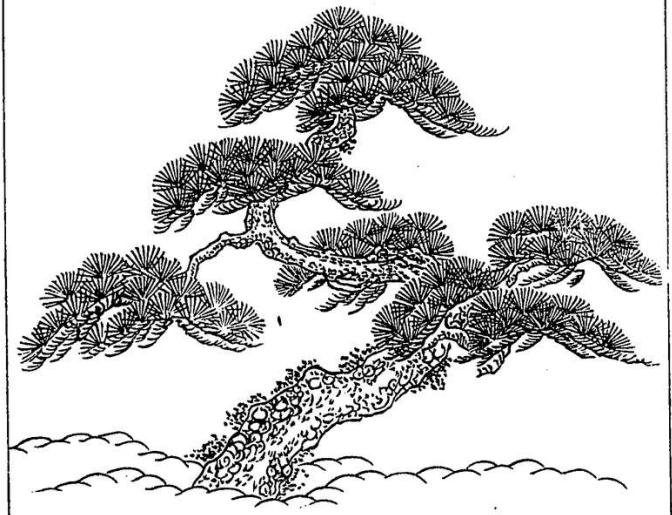
深固院



柳溪瀑



龍燈松



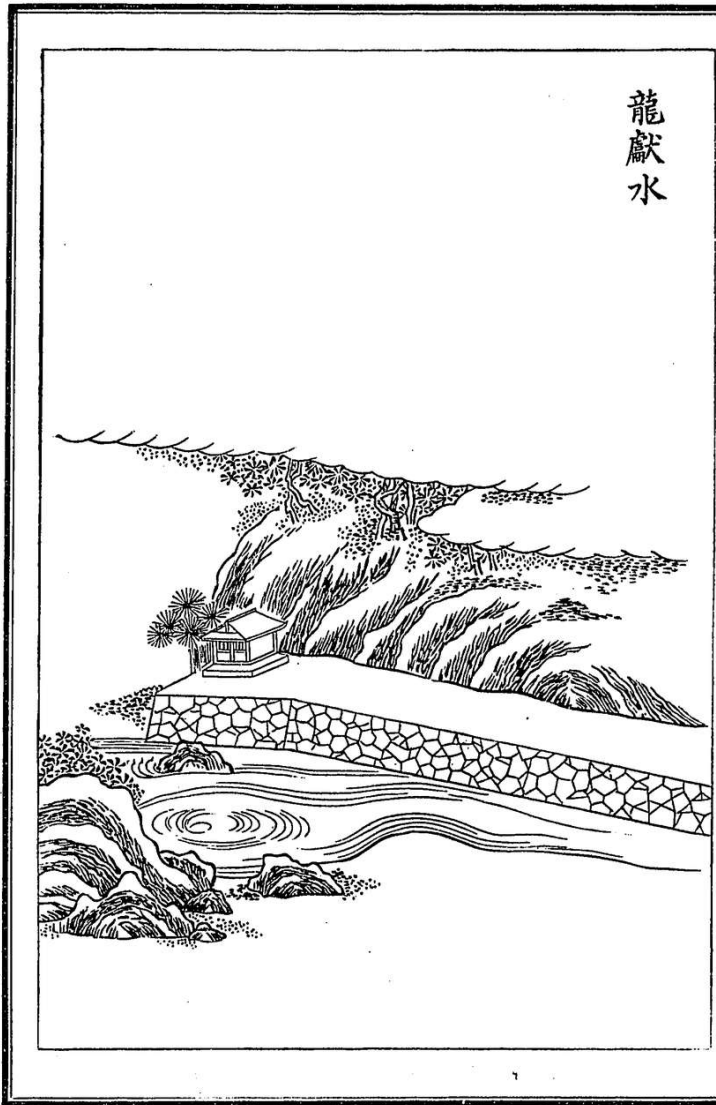
坐禪石



菅神廟



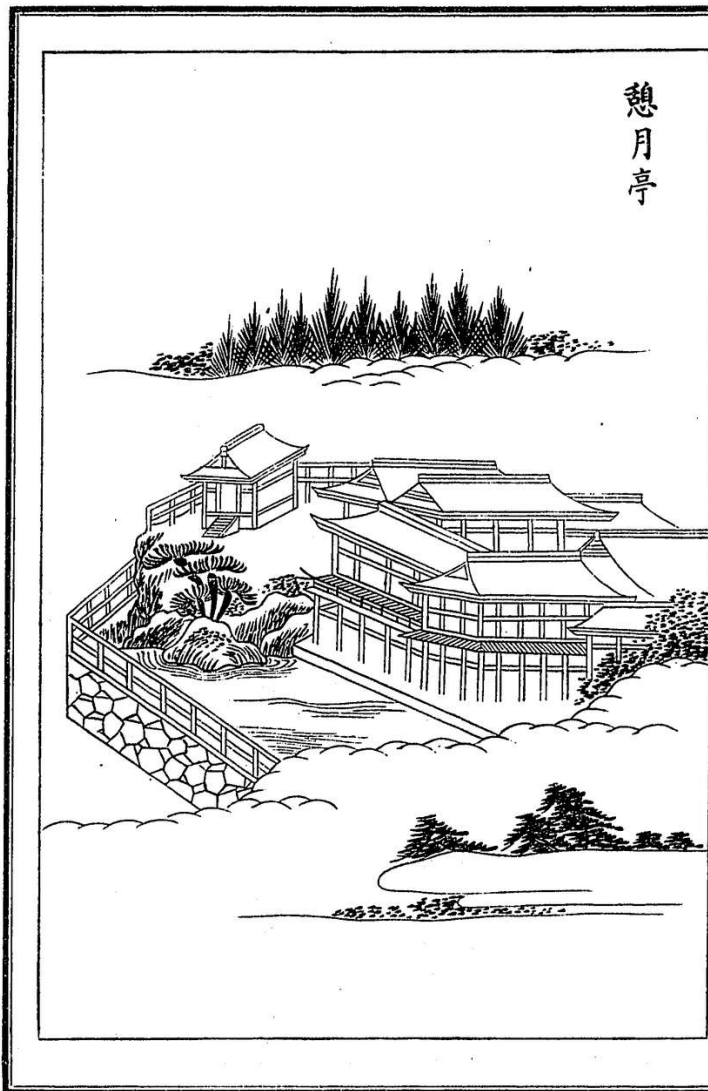
龍獻水



捷鑿々



憩月亭



金剛嶺



大宋國中參佛鑑、福昌界外現靈蹤、
立祠永作伽藍主、千古咸知菅相公、

龍獻水寺後の懸崖に出つて、引て僧房の用に充りむかひ、神龍、明山和尚に參して、獻する處の水なりといふ、

高泉和尚

龍神聽法隱長川、傾出崖頭百斛泉、
非特三根蒙溉潤、香厨足供萬斯年、

撻琴々當時の北、五町許にあり、洞窟なり、昔兩角神龍を石屋に參して、證果を得、全身脱し、昔兩角神龍を石屋然たる故に、所といふ、水泉常に詳なり、

高泉和尚

石因水擊響冷々、恰似圓通現至靈、
爲報遊人高着眼、到頭休把耳根聽、

憩月亭方丈の西にあり、亭下に池を開き、廻欄を構ふ、故に月を得ること多し、廻

獨吼和尚

群峯羅列輔禪宮、巧構華亭聳半空、
明月不從流水去、清光常照到其中、

金剛嶺當寺の長嶺を指す、石屋禪師石を聚て金剛經を書し、是を嶺頭に埋めて、鎮護とす、是なり、經

獨吼和尚

白雲嶺上月三更、老衲焚香度有情、
一卷金剛通地府、群靈從此悟無生、

○新建龍門橋記

玉龍山福昌寺在府城之北半里許、應永元年、恕翁公創建、自是世爲墳寺、又爲薩摩大隅日向三州僧錄司、享保二十年、厄於回祿、蕩然一空、爾後重建、姑從簡陋、於牀不宜、明和八年、公命改作殿堂門廡、凡若干區、盡復其舊、於是改造龍門橋而修之、初福昌寺門外有渠焉、闊不容刀、有石橋焉、長僅六尺、廣僅四尺、所謂龍門橋也、至是皆廢其舊、乃更引泉爲池、架以石橋、長二丈

六尺餘、廣一丈六尺、其形隆然而起、殆有鼉鼉爲橋之狀、池養鯉魚數百頭、過橋上者、往々投之以食、輒皆振鱗奮鬣、畧々然集于下、使人頗生龍門之想、又種蓮數百根、秋夏之際、開花敷葉、照映其陂、若擲錦與布繡然、亦此橋之美觀也、作橋始正月九日丁酉、而成於三月朔日丙申、是明和九年壬辰也、今茲安永八年、命知學事山本正誼書其事於石、而建諸橋傍、因住持寂明之請也、謹按龍門橋、創造於應永中、傳言恕翁公之建福昌寺也、命石屋禪師爲住持、禪師素有名德、一時僧徒有得參謁者、皆登龍門、會此橋建、因名之曰龍門之橋云、昔晉惠遠法師、有弟曰惠持、性格清峻、解行並高、領徒千人、其有升堂入室者、皆號登龍門、若石屋禪師者、豈其惠持之流歟、嗚呼禪師之高名碩德、亨於當時者、固如此也、而其遺風餘烈、所以傳於後世者、則特有此橋焉、爾、此寂明之所欲書也、故據舊說以紀其事云、爾禪師諱眞梁、俗姓伊

集院氏、本藩人也、幼有法器、延文中遊京師、受業蒙山和尚、其後遊丹波、從通幻和尚、受叡山和尚法印、其外雲遊下野、伊賀、筑前肥前等州、應永元年、爲福昌寺住持、其間履歷之實、具載得巖和尚所撰塔銘、故不復著、禪師之後、經五十餘代、住持寂明、實始慕其遺跡、而表見之、以傳久遠、此亦宜書也、已安永八年、歲在己亥、正月二十八日、本府知學事山本正誼謹撰並書

○惠燈院 龍門橋の前にあり、義天公の菩提所にして、本寺の後見寺なり、本尊十一面觀音慶坐像、開山石屋禪師なり、惠燈の二字は、福昌寺の院號なりしといふ、永正六年、天祐和尚の誌せる文に、福昌禪寺は、烏津恕翁公爲檀度、而創建之精廬也、慕石屋之法道、推之爲開山祖、而祖宇具體、祖塔號智日、其院號惠燈、と見たり、初め開山堂の西にありしを、安永二年、今の地に移す、舊地は、宥邦公の正室、淨岸夫人の廟宇經

營ありしに因てなり、寺祿七拾石あり、

○深固院、附秋葉權現社、福昌寺三塔司の一にして、後山の半腹にあり、本尊聖觀音、像坐開山石屋和尚なり、福昌寺舊記に、石屋和尚福昌寺現住の時、吉利邑深固院の舊住地を思ひ、龍山の東嶺に小庵を結び、閑居の地とす、今の深固院なり云々と、其後荒廢せしに、文明三年、節山公再建して、大岳公の菩提寺となし給へり、其後又廢せしを、正保三年、寛陽公再營せらる、福昌寺十二景の一なり、此地龍山の半腹にして、南海の群山、及び城市の南面を見下し、眺望佳勝なり、又當院に石屋禪師自畫自贊の眞影畫軸傳はりしに、今は開山堂に藏む、又、慈眼公御手書の光明眞言を寄附し給へり、
大慈公御詠歌二首を納らる、當院の風景なるべし、

秋

秋深み、海原遠く、立こめて、

霧のたにまに見ゆる釣舟、

秋山

暮初し、麓のかたは、見にわかつて、

さりのうへなる、峯の松原、

境内に秋葉權現社あり、寶曆の比、當院の先住寂穩和尚が時、始て勸請し、鎮護神とす、其後重修して、社殿を廣くす、威靈顯著なりとて、府下の人民歸信の輩多し、當院より鎮火符札を出す、

○華舜軒 福昌寺三塔司の一にして、其境内よりあり、本尊阿彌陀如來、像坐開山喜冠和尚、福昌寺十六世なり、永祿二年、梅岳君 華舜夫人の爲に建立し給へり、
華舜夫人は、梅岳君の季女にして、貫明公の御夫人なり、

○月香院、福昌寺三塔司の一にして、其境内にあり、本尊聖觀音大士、坐像開山代賢和尚十福八昌寺なり、當寺は、島津左衛門督歳久の開基にして、大中公の靈牌を安置し、良等庵と號す、其後、慈眼公の側室相良氏の靈牌を安せられて、今の院號に改む、相良氏法名を月香院といふに由てなり、

○福昌寺會中の諸支院、凡そ當寺の内支院多し、僧徒此支院を福昌寺會中と稱ず、各左の如し、△石心院、開山福昌寺第十二世了達和尚、△松月亭、開山石屋和尚を勸請す、福昌第四十一世定源和尚退院の地、△大翁軒、開山福昌第廿五世岱翁和尚、△延壽堂、開山石屋和尚、△龍護院、開山福昌第三十一世嶺室和尚、△實相軒、開山福昌第二十八世天室和尚、△靈鷲軒、開山福昌第二十九世貫室和尚、△得水軒、開山福昌第廿七世奪文和尚、△字參軒、

開山仲翁和尚、△了寂軒、開山詳ならず、△了性軒、開山詳ならず、△花翁軒、開山福昌第十三世大鷹和尚、△昌山軒、開山福昌第二十四世桃屋和尚、

○福昌寺山中禪院合記、凡そ當寺の山中廣大なれば、下刹多く建立せり、僧徒此を福昌寺山中の禪院と稱ず、前條の會中支院より、或は頗る大なるあり、△嶺鷲院、開山石屋和尚を勸請す、福昌第三十一世嶺室和尚開基なり、此地高敞にして、海山の眺望あり、△桂樹院、開山福昌第三十世潭州和尚を勸請す、通徹和尚開基す、寛永十四年、福昌寺内に建て、休外院と號す、其後内の丸の地へ移し、今の院號に改む、△慈雲院、開山福昌第四十二世太春和尚、福昌住持是に退老の僧多し、△翁心軒、開基蘭甫和尚、此外前條に見ゆる、蛇之窟の正眞軒も此列なり、

三國名勝圖會卷之五終

三國名勝圖會卷之六目錄

薩摩國鹿兒島郡

鹿兒島之五

佛寺之三

南林寺

御影殿 宗慶寺 園石諸支院樓 椎の古樹 鎮守宮 源

妙谷寺

笑拈寺 興國寺 圓室公御墓 隆盛院 興岳公御墓

良英寺

大德寺

藥王寺

雷神堂

護生寺

馬頭觀音堂 誓光寺 地藏堂 淨光明寺 先邦君御位

本立寺

先邦君御石 不斷光院 護國權社 鎮守春日社 近

大龍寺

本御内 裳懸松 文之和尙傳 壽國寺 鎮守春日社 近

千眼寺

鏡鼓樓 月船寺 愚門入定窟 西田寺

了性寺

天滿宮 正建寺 妙顯寺

了性寺

天滿宮 正建寺 妙顯寺

般若院 役行者堂 山之口地藏堂 院稱名 内之丸觀音堂

新照院觀音堂 寺上山 鼻取地藏堂 地神堂

伊敷不動堂 不動院 佛寺合記 明笑岳寺 安養寺 金光院 圓

佛堂合記 鬼ヶ地蔵堂 觀音堂 行屋觀音堂 子安觀音堂 船手觀音堂 附秋葉廟

横井地藏堂

三國名勝圖會卷之六

薩摩國

鹿兒島郡

鹿兒島之五

佛寺之三

松原山、南林寺の府南城 坂本村、武村の界に屬し、一山四境茂松大
林の中にあり、本府曹洞宗福昌寺の末にして、本山に劣ざる
の名刹なり、本尊釋迦如來坐像、日秀上人作 開山心巖良信和尙福昌寺五
世の住持、應仁二年七月遷化 其實は、當寺二世得翁俊可和尙翁俗姓伊
正親町天皇勅して、特に天徳正統禪師の號を、開山にて、心
巖は追崇なり、客殿には、南岳が書る寺號の額を掲げ、山門松
原山の三、大字は、今邦君參議公の御親筆なり、又、公の命
にて、大門に法雲地の八分字を扁す、當寺は弘治二年、丙辰の

歲、大中公創建し給ひ、當寺の創建を、寛文十二年、當寺序十二
得、弘治三年とし、又延寶二年、萬年所編當寺本山正誼所撰當寺住
正小鐘銘の序に言は、弘治元年とす、其是非定むるを得ず、
以傳の文は、支干も記すを、百年後の菩提所と定められ、則ち
 公の御影殿あり、其御肖像を嚴安し、其御名牌を鼎建す、謹ん
 て惟に、天文弘治の際、藩の四方事多かりしに、公の盛徳雄
 威を以て、東を盪ひ、西を除き、南を征し、北を伐し、嘯聚の黨を
 平げ、三國皆一に歸してより、其績益盛なるを得、禪院の規格
 七堂の伽藍、並び立並ひ行はれ、七層の浮圖は、松樹の間に聳
 立して、祥雲の起るが如く、五丈の攝竿は、高閣の上に耀映し
 て、文龍の動くに似たり、實に、公は我か中興の賢主にして、
 永世にわたり、萬民其徳に懐かざるはなし、殊に英靈甚あき
 らかなれば、香烟斷へず、僧侶常に參禮し、信詣間なく、貴賤類

りに渴仰するの大地なり、又毎年六月廿三日は、公の御忌
 日にて、此夜六月燈、其壯なる、他の比ひにあらず、且府下の下
 市戸ごとに、各一燈を供すること、淨光明寺、得佛公六月燈、
 上市民家の如し、六月燈の權輿は、下條淨光明寺に載す、延享
元年、甲子、十月廿三日、住持、踈山大珠和尚、開東三箇寺、長昌山
龍穩寺、下野國、太平山、大中寺、下總國、安山、總持寺、の允書を
これを開、東三ヶ寺とす、則ち、曹洞一派の僧録なり、の允書を
 受て、常法幢を樹、夏冬二季の結制、今に至て懈らず、亦越前永
平寺、永平寺は、曹洞の始祖、元禪師、圓月和尙、免牘もあり、是
より、南林、林下の、苾芻、林の如くに、茂く、法雲、雲水の、清衆、雲の
如くに、屯る、佛法の人を、度する、覺皇の教、亦熾哉、寺祿、四百餘
石、
 ○御影殿、客殿の右にあり、清淨の華構にして、無盡の寶光
 を放つ、即ち、大中公の御肖像を奉安する所にして、事は前

文に詳なり

○蒲團石 御影殿の前左にあり、石欄を繞らす、大中公時として坐し給ふ石といひ傳ふ、

○什寶 貫明公御文書一通、當寺は、大中公御菩提所と定められし旨及び法律等を記さる、天正十年三月十六日の御文書なり、△慈眼公懷舊の御連歌、△大慈公伊呂波御詠歌四十七首御親筆一軸、此外、公御詠歌の御短冊等あり、

○大鐘樓 偏門の側にあり、元祿十七年甲申三月、大玄公始て此大鐘を置かる、既にして寶永三年これを改め鑄る、銘文大乘院法印覺雲これを識せり、文中に爲令城邑之士庶人知於早曉夕暝之時刻、課于晷氏令陶冶之、以縣于城南松林之地矣、曉天當于兔之下刻、撞之驚於遲明之時、夕陽向于鳥之下刻、擊之告於沒照之期也、俗諺呼之、言追出之鐘也、其文かくの

ごとしといへども、當時南林寺住持心滿が古記に、寅時に五十四申の半に五十四合て撞こと百八下すとす、蓋し卯の七半時にして、卯の中刻を六時半とし、卯の下刻辰の上刻を六時半とし、酉の下刻は夜刻を六時半とし、當る其他は次第に配分して、候十二月二十四氣に準ふとぞ、其說通俗考瓦釜漫錄考に十二見たり、其後久くして、文化十二年又改め鑄る、事は教授黒田愼が銘文に詳なり、左に載す、

新鑄南林寺鐘銘並序

昔 大玄公時始置一巨鐘于南林寺中、以報晨昏、實元祿十七年也、既而鐘鑿寶永三年改鑄之、久而又鑿、音聲嚙殺、士庶病焉、於是住持素戒有請焉、官命使冶工更鑄之、越歲五月鐘成、因命府學教授黒田愼銘之、按大乘院住持僧覺雲所撰舊鐘銘序曰、大玄公之設此鐘也、朝夕擊必有定時、擊之半之、夕次朝之、卯刻欲以得吏民時、出入動息以無失程度爾、由是觀之、公之設此、本

出於振徳人而有功於其趨事成爲多亦治務之所不可闕也豈徒充器具以爲夸大之比哉蓋自始設鐘迄今百有餘年矣而其改鑄者一再夫物之脩短壽夭固不齊有經百歲而完者亦有一朝而毀者若金石則物之尤堅硬不壞者也故今之所鑄雖曰千歲而存可也然脩短有數異時若毀則當繼而鑄之新舊代換相推於無窮焉則鐘未嘗廢而人民職業賴以彌脩吾於是乎知公之仁澤及人者亘萬世而不竭也豈不美哉有司之此舉亦可嘉尚已不可不書以告後之人也銘曰

嗚呼休哉先公之意始鑄洪鐘置諸蕭寺爰考爰擊于朝于暮墜墮是興昏蒙有寤百年之間再缺復成九乳皆備兩鑿中程近亮遠影響滿府城既復舊物民吏相慶製之者誰上野厚常敢勒此辭以傳無疆

文化十二乙亥夏

府學教授黒田慎謹撰

今時は卯の上刻と酉の上刻とに於て是を撞なり
○椎の古樹 山門の前右にあり寺傳に元是大中公の御杖なりしが根葉を出し生活せりと云樹身の周圍一丈三尺餘繁衍の周廻二十七步餘枝葉蓋のごとく扶疏葱籠として毎春花を開き毎秋實を結ぶ極めて景致あり當寺しばく回祿あり此樹初め大門の外にありしを天明三年癸卯正月十一日寺火を経て再營の時庭區を増し廣め大門の内となれり

○鎮守宮 大鐘樓の側にあり辨才天を崇む舊記曰當山開闢之日俊可赴其役時於途中松實殼空落當肩上顧眄左右無人又無松爲不測之念便懷之去以爲吉兆後安南林之鎮守社

○源舜庵 南林寺の南、二町許にあり、即ちその支院なり、本尊觀世音、開山本寺三世南笑林芳和尚、初め當寺は、郡山東俣村にありて、東光山珊瑚隆寺といふ、寛永五年、戊辰、慈眼公ここに移して、執政比志島紀伊守國貞が菩提寺となし、今の寺號に改む、國貞、元和六年、庚申、四月三日、卒して法名を堯庵源舜居士といふ、これに因れり、按に國貞は、其比 邦家の遺老にて、股肱の忠臣たり、故に没後猶此榮あり、
又 公嘗て哀悼の歌あり、

ことし元和第六、首夏の比、前比志島紀伊守身まかりし悲しみを、いへばさらなり、朝夕のいとまなく、つかふるに無二心道を專として、古來稀の年に餘まで、馴くし思ひを種として、五首をつらね手向るものならし、

宰相家久

かぎりなき、袖の涙や、たらちねの、
わかれもけふに、かはらざりけり、
七十のなれしは夢と、うちさめし、
うつゝにかはる、あかつきもかな、
忘れじな、道しある世の、ことの葉の、
露に袂は、くちはつるとも、
なき人を、なれも忘れじ、ほととぎす、
こゝろくらべの啼音かなしき、
ありがたき、彌陀のおしへに、六の道の、
四のちまたを、のがれぬるかな、
林鐘十四日、一周忌にめぐる事如夢、光り有玉の言の
葉も露とき、思ひは森のくちはに積るといへど、つ

たなき六首を靈前に手向、哀をのぶるものならし、
宰相家久

鳴泪、うき折くの、かたみごと、

しほる計の、我袂かな、

むなしきを、おもへばかなし、水無月の、

離ほどなく、廻りきにけり、

明ぼの、月の名残も、散花の、

梢を忍ふ、面影ぞうき、

見せばやの、色香にめてし、月霜の、

心の花を、あやなたむけん、

立歸る、離ならねば、幻の、

夢の浮世を、しとふはかなき、

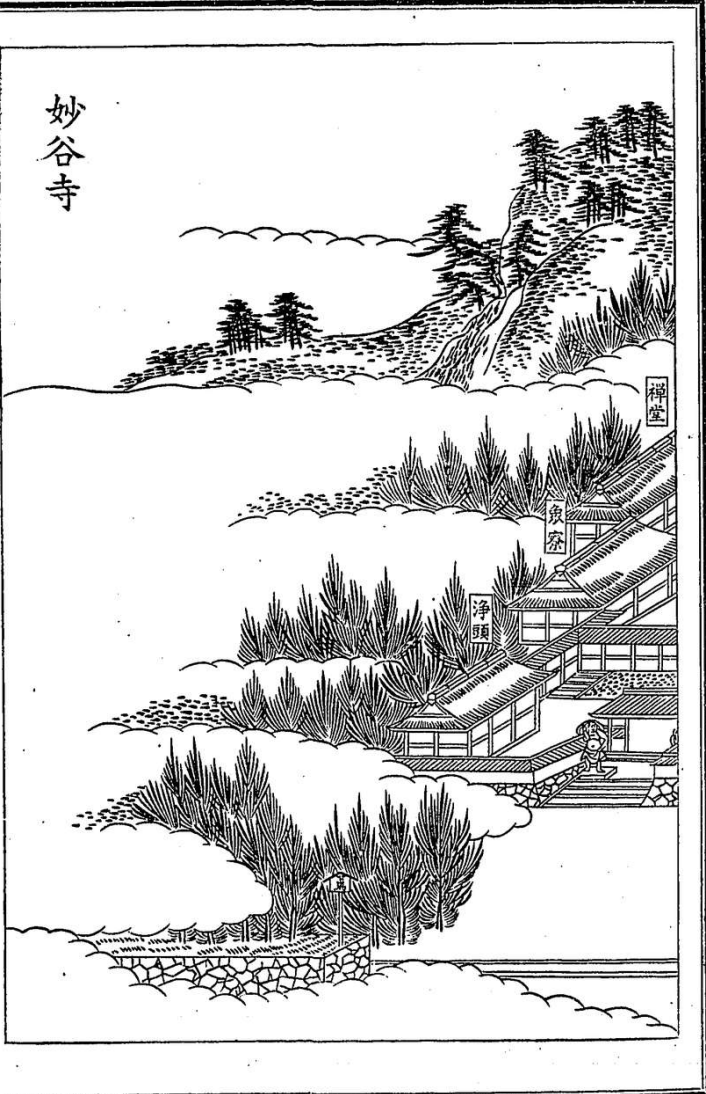
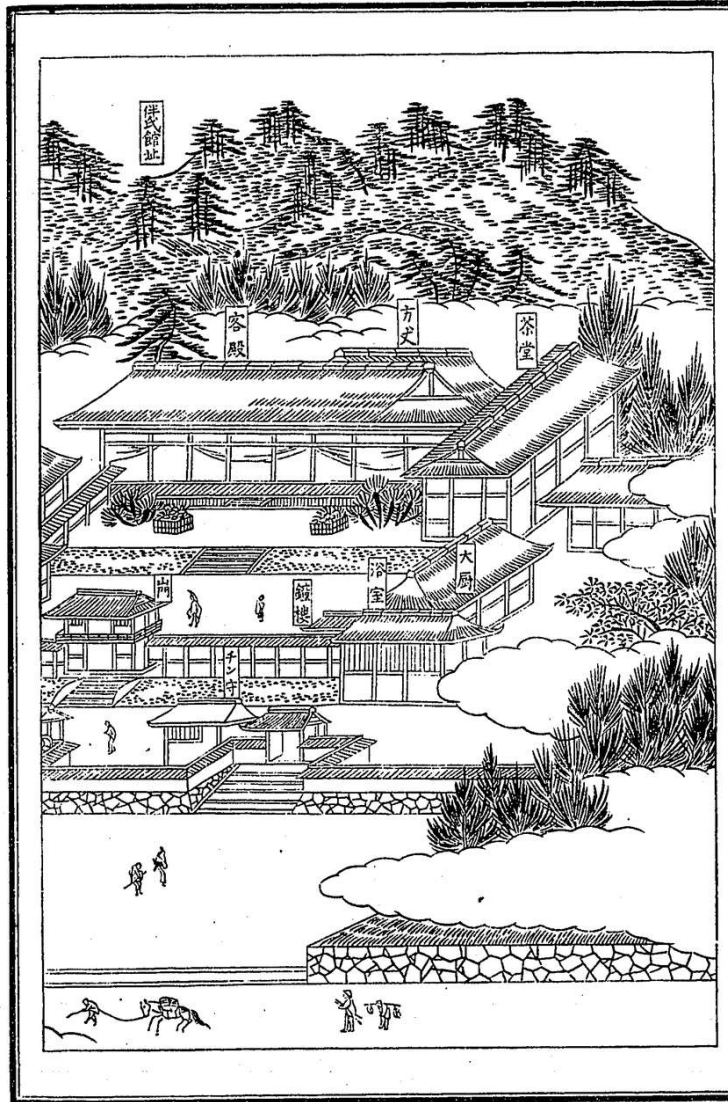
吹はらふ、嵐の雲も、紫の、

八重たつ空や、うてな成らん、

○宗慶寺 南林寺の支院にて、大門の前、通路の右にあり、本尊觀音、初め當寺は、恒吉宮ヶ原あり、明和元年、本寺三十世住持橋州和尚此所に移す、門内に芭蕉塚あり、俳人建立すと云、

○諸子院 南林寺の南、一町餘にあり、即ち其子院にして、通道の左右に列し、兩端に柵門を設く、其寺凡そ十ヶ寺、長昌院、月松院、桃仙院、高岳院、實相院、隨岳院、放光院、靈光院、中本庵、妙仙院、是なり、

覺照山、妙谷寺の府城西 下伊敷村にあり、本府曹洞宗、福昌寺の末にして、本尊釋迦如來座像長二尺五寸、座下七條大佛、師法印康任、造文祿五年五月吉日、開山柱山守棟和尚福昌寺三世、文明八年丙申九月二十九日、遷化、年三十三、初め上伊敷村不動院の地にあり、貫明公の第六男なり、に移し更に



造營して没後の寺となし給ふ、則ち 公の御寫神あり、此地
府城を距ること一牛吼にして、遙に人寰を隔て、寺風大に幽
趣あり、一たび是に上れば、塵情頓に盡く、道元の遺徳こゝに
見ると云べし、雍州府志曰、曾因道元和尙之遺誠、而曹洞宗寺
聞有三箇寺之外、未永祿十二年己巳十一月十三日、公妙谷寺
に向之島赤生原の地を寄せ、慶長十一年卯月、田祿五百石を
附らる、今寺祿三百八十石餘、當寺を此地に徙す、此年、紀蕃
公前島の傳地を寄附し、然れども、天正の己前、永祿十二年、日、妙
依寺之事、依號善提所、向之島赤生原、鹽屋壺間、令寄附、寺と
給へるの語なり、是を以て、誤想ならん、天正又此處舊隨應寺あり、
隨應寺は、隨或は瑞と高山瑞光寺の下刹にて、今の府城の地
にありしが、城を築かれし時、遷されて此處にあり、妙谷寺を
建らるに及んで、これを側に遷し、笑拈寺と改めて、妙谷寺の

末寺となす、

○笑拈寺 前文に見ゆ、

太平山興國寺府城北の 坂本村にあり、本府曹洞宗福昌寺の末
にして、本尊釋迦如來、立像、運慶作、夾侍四菩薩、開山泰雲守琮
和尚、福昌寺、明應五年、或は六、圓室公、この梵場を今の大興
寺の地に建立し、八世、頓生菩提所となす、永正五年六月、大興
寺を建るに及んで、今の府城、厩内の山側に移す、當寺、記、錄、二、年、
大興寺建、此時、興國寺上山城中、に移と載す、然れ、天正五年、
とも、大興寺の條に、彼寺の建しは、五年と見ゆ、天正五年、
貫明公田地を寄られて、圓室公の冥福を資けしめらる、後
又慶長七年、こゝに移すといひ傳ふ、圓室公御墓當寺にあ
り、且御畫像御冠もあり、其後、慈眼公の御夫人持明彭窓庵
主の靈牌を安せらる、寛永九年の夏、寛陽公再興し、ぬへり、
公及び島津彈正久慶書に、當寺を指して水精山とす、其頃山

號かく稱せしなるべし、寺祿二百石、

○圓室公御墓、前文に見ゆ、

隆盛院の府城 草牟田村にあり、本府曹洞宗福昌寺の末なり、本

尊聖觀音、開山天祐宗津和尚、賜號佛智法照禪師、福昌寺一、世、天、文、第、十、元

院年、二月、四、日、當、寺、は、圓室公の開基にして、初め今の府城

の地院にて、遷、化、にあり、龍盛院と號し、興岳公の菩提寺なり、則ち當寺

に公の御墓及ひ、公騎馬戎衣の御眞影あり、慶長七年、爰に

移し、龍字を隆字に改むといふ、弘治四年、二月、永祿九年、五月

の書、并に龍清院に作る、永祿十三年、二月の書、龍盛院に作る、

又昔は山號を西峯山と書けり、

○興岳公御墓、前文に見ゆ、

○清泉 寺門の外、右にあり、極めて清冽なり、

廣海山良英寺府城、東、北、城、の 坂本村田之浦にあり、本府曹洞宗福昌

寺の末たり、初め櫻島に地藏院といふ廢寺あり、寛延四年、九

月、福昌寺脩門和尚、官に請ふて此所に再興す、時に妙心君德、慈

法諡良英の二字を以て寺號となす、本尊聖觀音、寺祿百石、公の

地高敞、山海の眺望あり、明和中、福昌寺疎山和尚、當寺の八景

を題して、詩歌を賦す、所謂八景は、築地、秋月、沖小島、夕照、小松

原、夜雨、田浦、歸帆、櫻島、暮雪、神明、晚鐘、磯邊、落鴈、燃島、茶筌、松、是

なり、

大平山大徳寺府城、西、南、城、の 西田村、柿本寺の西隣、和泉崎にあり、本

府曹洞宗福昌寺の末なり、大岳公の長女、法名實峯、妙惠、大

姉、開基の尼寺にて、舊本佛寺と號せり、本尊地藏菩薩、實、峯、の、大、

再安再、安、と、云、木、坐、像、に、考、れ、ば、其、初、は、應、永、二、年、再、興、の、文、字、あり、其、是、を、

佛當、時、開、基、の、時、既、と、せ、ら、れ、し、こ、なる、べし、初め大姉伊集院大隅

守熙久に降嫁ず、後故ありて禪尼と成り、寶徳二年、熙久伊集院一宇治城を遁て、肥後國の卷に見ゆ。本佛寺を建て、是に住せらる。舊寺地は、本府淨光明寺山の東北麓と云、其地、今に大姉の石塔ありとぞ。先君本府本御内に殿を建給ふに及て、寺を此地に移されしとぞ、尼僧中絶の後、今福昌寺廿世大鱗全索和尚慶長十三年、福昌寺退院、妙谷寺を遷化、を開山とす、寺の後山數十歩を攀て、一段の平地を得、其地眺望快闊、極て風致あり、

醫王山、藥王寺府南城、西田村にあり、笑岳寺の左に隣る、本府曹洞宗福昌寺の末なり、舊號を徳持庵と云、本堂寺門の正面にあり、正位藥師如來、夾侍日光月光二大士、並に木立像にして、日秀上人作と云、及び十二神將、快重の神將は、日野氏深賢、開山大森傳索和尚、乙福昌寺三月廿三日、遷化、五年、初め當村平の内、府城の西にあり、乙丑、十二月廿三日、遷化、萬治四年、二月、此處に移す、寛文五年、寛陽公醫王山の三字

を書して、本堂に掲給へり、
○雷神堂、後山の半腹、衆樹岑嶺の間に在り、聖觀音を安す、其地靄々として面を撲に寒く、陰々として體を侵すに顛く、是人跡到らざる處にして、蓋し世の雷撃を鎮むる爲め崇しなり、

白駒山、護生寺府南城、田上村にあり、本府曹洞宗福昌寺の末たり、本尊釋迦佛、開山梅翁和尚、天和三年、九月の建立と云、境内に馬頭觀音坐像、堂あり、皆朱を以てこれを塗る、當寺前面は田畔東北に開けて、一山に據り、遙にこれを仰げば、山陰崎嶇の間に隠見し、高きこと數十級、世に高寺とよべり、實に叢林中の叢林にして、朱堂と白駒山と、相映じ相峙つ、殆ど叢林の勝を得たり、觀音堂に清土羅連如が聯あり、參天樹木護生寺、遍地、光明觀世音二句既に景致に愜へり、唐、杜甫が山寺の詩に、

野寺殘僧少、山園細路高、上方重閣晚、百里見、纖毫、正にこゝに見るがごとし、

○馬頭觀音堂、前文に見ゆ、又山本正誼が記に詳なり、左の如し、

護生寺馬頭觀音祠記、

本府田上村護生寺に、馬頭觀音祠あり、寛政癸丑の歲、前、太守中將公、旨を下して、其祠宇を修めしめ給ふ、又、臣山本正誼に命じて、其來由を記さしめ給ふ、正誼謹て按ずるに、護生寺の舊記に、公厩の御本尊馬頭觀音祠は、元來、松齡公の建給ひたる所にて、寛陽公御在位の中、寛文年間に、公厩より護生寺に遷されしと見得たり、是に由て考れば、此祠寛文以前には、公厩の地に在ることを知るべし、されども、松齡公の翹て建給ひし時も、的に今の公厩の地に在りける

ことは詳ならず、川上氏口碑には、護生寺の馬頭觀音祠、初は興國寺の境内にあり、後に島津氏の宅中にあり、又其後に公厩の内にあり、最後護生寺に遷されしといひ傳へたり、又口碑に、昔名騎二人あり、高麗國より歸化して薩州坊之津に來る、一人は都に上る、一人は本藩に留りて、其術を徒弟に授く、當時川上氏騎馬術も、此人の法に於て取るをあり、此人故ありて死す、後に其靈を祀りて馬頭觀音とす、護生寺の馬頭觀音是なりといひ傳へたり、此事いづれの圓室公の御時と詳いふ、或は松齡公の御時とも、突い栗毛の靈を祀るとも、護生寺の馬頭觀音は、松齡公の御時とも、突い栗毛の靈を祀るとも、傳へたり、たしかなは、おらさ、因てみこれをとこに附録す、興國寺の記録に、明應三年、圓室公建給ふ、その時は、今の、大興寺の地なり、其後永正十二年、上之山に遷さる、また其後慶長七年、今の所に遷さると見たり、今の所とは、城北冷水谷なり、

上之山は、即ち今の府城なり、そのかみ興國寺を遷されしは、
 的にいつれの所なるを詳にせず、寺僧の口碑には、今の
 公厩の地なりといひ傳ふるなり、島津氏は今の左衛門久統
 の先祖をさす由なり、その家の記録に、慶長十五年、下總守常
 久、上之山に召し遷さる、元和二年、彈正久慶今の公厩の地
 に遷さる、寛永六年、二之丸の下に遷さる、其後に今の所に遷
 さると見たり、二之丸なり、今は、即ち今の造士館演武館、是に由
 て觀れば、そのかみ興國寺の境内、島津氏の宅中は、實に今の
 公厩の地なることを知べし、又名騎の事は、川上氏所藏の舊
 記にも槩見せり、川上氏の舊記に、馬乘事、大國より坊之津國へ
 御當家に召留、此流り相留、成馳走り、鎌倉流に卒度替り、死能所なり、乍り、
 と又惡ぬしき所も有甚た也、拙各別替りたるは、五方の口の沙汰、可成
 と見ぬしき、此も文甚た也、拙各別替りたるは、五方の口の沙汰、可成
 參れを録し、備ふて、川上氏世々、鎌倉流騎馬の術を傳へ、又歸化人の

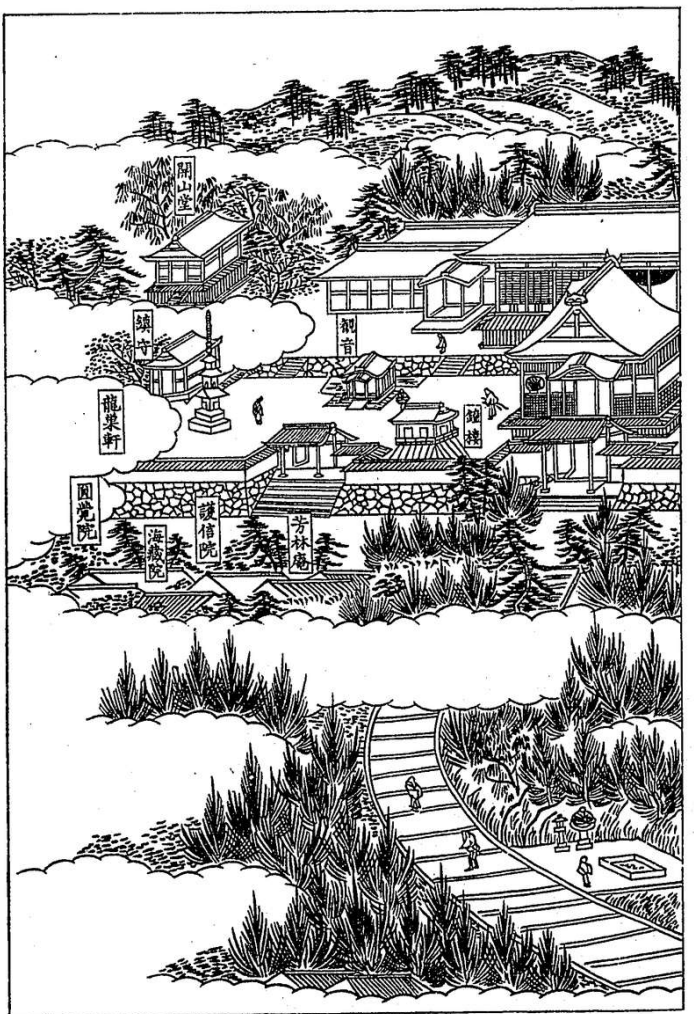
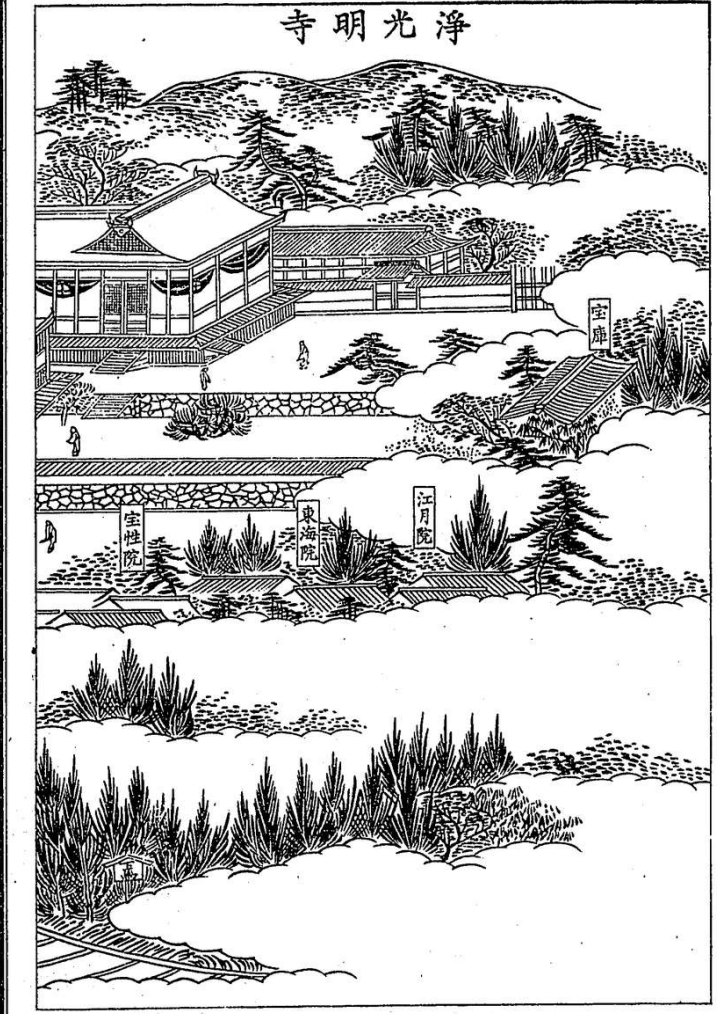
法を、取り用ひし所ありと見れば、其家の傳ふる所、全く
 妄説とは斷しがたし、故に口碑を併せ取りて、是を録す、され
 ども正史實録のうち、に於て、考ふるところなれば、固く執
 て信とするには、あらず、古人も信は、以て信を傳ふ、疑は、以て
 疑を傳ふといへり、その録する所も、疑を傳ふ類のみ、
 寛政癸丑之歲、夏六月十五日、

山本正直、承命謹撰

此觀音堂正直が記、寛文中、官厩より遷されしと載
 す、然るに、前記に、天和三年、建立といへば、堂を遷されしと載
 されしは、前に當る、建

天童山、誓光寺、西北城の、草牟田村、岡阜の半腹にあり、本府曹洞
 宗、南林寺の末なり、本尊聖觀音、開山萬年貞祝和尚、南林寺、但寛十
 文五年九月より、延寶二年十一月迄、南
 林寺の住寺にて、本府福昌寺に轉す、初め當寺は、府下荒田
 村八幡社の東南側にあり、師堂あり、元祿の比より廢に及び

淨光明寺



浄光明寺眺望

松竹寺四十四世音通

上人浄光明寺より

海崎をえく

島つ廻りあかり

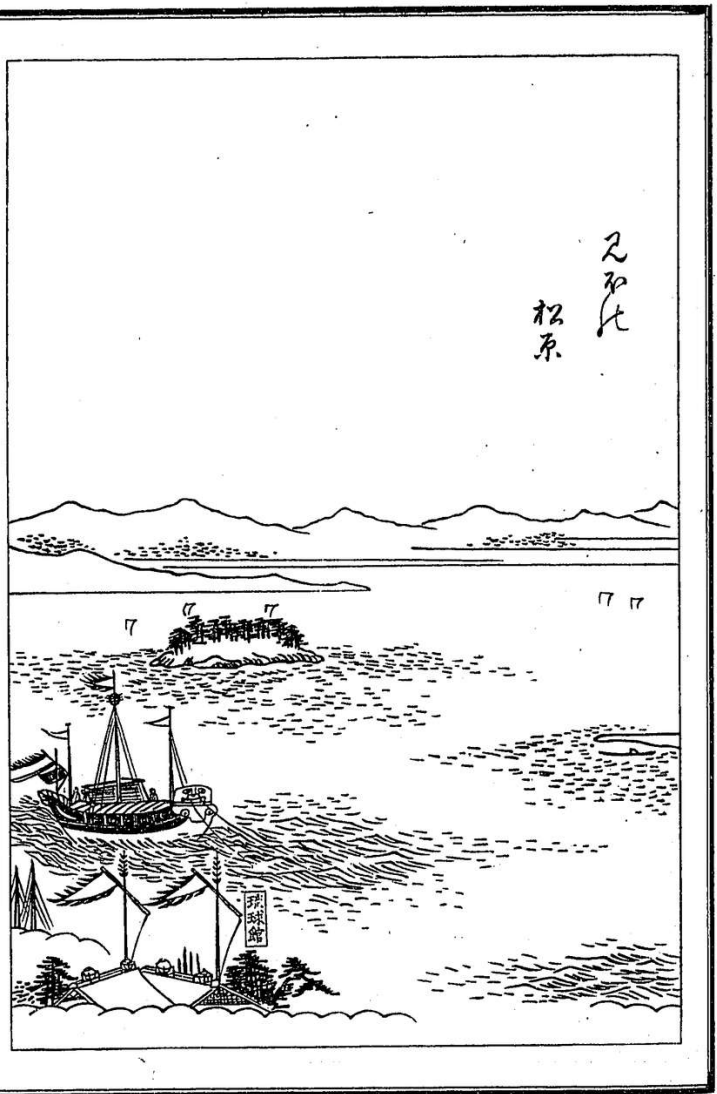
遠見のち

あさハ

海崎のちを



えり
松原



其二

元祿七年霜月
十八日控りを通上人
浄光の寺に來り清
留一回廿日大雪
三日中後常雨
極處を冬より
名ふゆて世ハ
冬なり極處



花小を
海より
雪の曙

しを、正徳五年六月、こゝに移す、

○地藏堂、境内寺屋の東北、一段の高所にあり、石像なり、世に草牟田の地藏と稱じ、靈應ありとて、詣謁する者少からず、松峯山、無量壽院、淨光明寺府北城、坂本村にあり、相州藤澤山清淨光寺の末にして、時衆宗なり、山門には松峯山の額を標す、寛陽公の御親筆なり、本尊阿彌陀如來、立像長三尺一寸、安阿彌作夾侍觀音、勢至共尺、同作、開山宣阿説誠上人、建保元年、癸酉、遷化、當寺は、時衆般舟三昧修行の道場にて、薩隅日三州の小本寺たり、藤澤山遊行上人廻國の時は、當寺に日を重ねて、滞留し、念佛禮讚有緣化益をなせり、當寺の記録等に據るに、時衆宗に、一遍上人を祖とするあり、是藤澤山遊行派なり、宣阿上人は、其以前に立る、古來の時衆宗と見たり、初め文治二年、得佛公薩隅日の地に封を受けて國に就き給ひし時、鎌倉より宣阿上人を従へて來

り、寺傳に宣阿上人は、比企判官能員の第二子とす、然らばなり、得佛公の宣阿堂、人丹後局の姪なり、鎌倉淨光明寺、建長三年、辛亥、平長時、建立、鎌倉志を按ずるは、宣阿既淨光明寺、建長三年、數十年の後、其在り、宣阿其寺に住持とさるべし、當寺を創建して、これに居らしむ、其後七八十年を経、得佛公の嫡孫、道忍公の時、建治三年、丁丑、九月十九日、一遍上人、伊豫州河野七郎通廣の子にて、正應二年、己丑、八月廿三日、大隅州國分正八幡宮に參籠す、攝州眞光寺に寂す、年五十一、大隅州國分正八幡宮に參籠す、時に八幡神寶殿の金扉を開き、尊容を現して、歌を示す、其歌に曰、十詞に南無阿彌陀佛と唱ふれば、なむあみたふに生れこそすれ、是彼宗十念相傳の權輿なりとぞ、既にして一遍上人當寺へ至る、公一遍上人に歸依す、此時當寺第三代の住持、覺阿上人了性、其宗旨を受く、是より當寺一遍派の時衆宗となる、凡そ本朝、閩國、一遍上人以前、時衆宗と稱する寺院は、河内、寺、鎌倉、向、建、立、以、後、一、遍、派、に、歸、す、る、處、は、鎌、倉、兩、寺、攝、州、眞、光、寺、八、幡、宗、建、立、以、後、一、遍、派、に、歸、す、る、處、は、鎌、倉、兩、寺、攝、州、眞、光、寺、

等寺薩州淨光明寺なりといふ爾來故事となり藤澤山遊行上人廻國するや、當寺へ來りて化益をなせり、弘安七年、公御先考、道佛公の十三忌に當りて、當寺を再興し、追薦を修せらる記す文下に遺れり此時、寛文七年七月、藤澤遊行第四十世木端上人より、傘と半疊と與との三種を許す、正徳五年八月、遊行第四十九世一法上人總金襴袈裟を許す、世々是を用ゆ、享保二年四月八日、當寺火災に罹る、淨國公殿宇を再興し給ひ、宏麗舊に倍す、又住僧壽門を上京參内せしむ、同十四年八月、其阿上人の號を勅許ありて、綸旨を下さる、同十七年十一月廿一日、遊行第五十世快存上人、當寺を永足下職に轉任す、快存上人、當寺住持其阿上人壽門當寺第二十世に發句を贈る、其發句に曰、

寺の名はいよく高し雪の山、

延享三年丙寅十二月、遊行第五十一世賦存上人、壽門の後住

廓心當寺第一世に、法阿上人の號を授けて、永く相傳せしむ、阿法は宗門阿號の上首なり、甲州阿彌寺を除くの外、其例、寺祿四百なしと云、法阿の下に、其阿彌阿覺阿但阿の階あり、寺祿四百石餘あり、當寺は松峰山上の東南に在り、石磴を登ること二町餘なり、樓閣臺殿は、遙に雲際に聳へて、青松翠を交へ、鐘磬經梵は、遠く烟外に傳へて、曉風響きを送る、寺地高敞にして、南海に俯し、城市の佳麗なる、海山の縹緲なる、遠近數十里の景勝を、一眸の下に収め盡す、近きを下望するに、城市の人烟繁簇して、雜沓鱗次し、朱樓粉壁、海岸に接す、樹色點綴して、千家は小く、煙中に隠見せり、道路は縱横に通して、棋野に類し、人馬來往の遠態は、米人豆馬にも譬ふべし、遠きをいへば、薩隅二州の山、東西對し峙ち、裏海其間に瀕へ、櫻華峰突兀として、其海中に聳へ、疊嶂連山、其後に映帶し、藍を染め、翠を滴し、争ひ來て媚を獻ず、風帆漁船は、煙雲渺茫の中に出沒去來し、

海岸には、危檣巨船を連ね繋げ、且琉球國の船舶來り泊する者、數十艘ありて、特に奇觀たり、又四時の景の如き、秋夕の月は、南海の天に鏡を開き、檻に倚て賞ずれば、曉を忘れ、冬朝の雪は、櫻華峰に玉を磨き、簾を捲て看るに寒をしらず、暗夜の漁火は、龍燈の供すると疑ひ、春日の櫻花は、天華の下り敷かと怪めり、至若ならず、朝暉夕陽、風光萬狀ありて、其勝筆端の得て盡すべきに非ず、誠に府下の佳眺は、此地等を以て翹楚と稱すべし、

○先邦君御位牌殿、寺内にあり、得佛公より、道鑑公に至り、御夫婦の御靈碑、及び淨國公等の御靈牌を御安置なり、
○得佛公尊像、冠帶の御像、佛工、御位牌殿にあり、享保九年甲辰、九月晦日、淨國公より御安置なり、六月十八日は、得

佛公の御忌日なれば、毎年此日には、僧徒尊像を壇上に開き、供養の法を修す、且藩俗の、六月燈を供し、士民參詣する者甚多し、府下上市の人民、家ごとに各一燈を供せり、

○淨國公御石塔、本堂の後にあり、
○開山堂、本堂の西にあり、宣阿上人覺阿上人二師の像を安す、

○觀音堂、本堂の右側にあり、本尊聖觀音、

○鎮守宮、開山堂の側にあり、

○古鐘、并銘、道忍公御寄附なり、此古鐘、當寺第一の重寶なる故、常に寶庫に藏む、高さ二尺九寸、圍み六尺八寸、文字は陽識にして、鑄出せり、

鐘銘

島津莊内薩摩方、鹿島郡、造立梵宇、名、淨光明寺、嚴考前隅州

禪定幽儀道佛、第十三年之間、爲祈成等正覺僧進佛道之妙果、造此鐘、同抽慇懃之誠、成陶冶之功、和霜之聲、遙期鷲峯之曉、經夜之響、遠傳鹿苑之嵐、願以今功德、上至佛果、下及那落、先祖過去幽靈、皆預餘薰、一切法界衆生、普得利益、仍爲後代聊所記置也矣、

弘安七年、甲申、閏四月、己巳三日、

大願主前下野守藤原朝臣久經、法名道忍、

鑄師、太宰府住人、丹治恒頼、

○什寶 色紙掛物一幅、八條宮一品親王智仁御筆、△金字六字名號一幅、青蓮院宮二品親王御筆、△雪舟畫一幅、住持廓心代に、邦君より拜領、△寛陽公御詩一幅、御親筆、△阿彌陀彩色繪像一幅、寛陽公御筆、△裁松道者繪一幅、太清世子御筆、△觀音畫像、春日筆、此外に當寺の

什寶多しといへども、繁を厭て今少分を記す、

鐘樓 本堂の前右にあり、

諸支坊 當寺の境内に支坊若干あり、其名を海藏院、江月院、

護信院、圓覺院、芳林庵、龍巢軒、東海院、法性院、舊名寶といふ、上

諸坊の内、圓覺院の本尊地藏にて、其外の本尊は皆阿彌陀佛なり、

清水山本立寺府城北の坂本村にあり、本府淨光明寺の末にし

て、時衆宗なり、本尊阿彌陀如來、立像一尺二寸、惠開山僧詳な

らず、淨光明寺舊記に、當寺を淨光明寺の堂頭坊と記す、是今

時所謂塔頭にして、即ち子院の事なり、當寺は本藩の鼻祖

得佛公より、道佛公、道忍公、道義公、道鑑公に至り、凡

五世の御石塔あり、故に、五世御法號の道阿彌陀佛、道の字を

取て、古へは五道院といひしなり、寛永中、慈眼公改造して、

宏壯を加へらる、寛陽公御代に、論語本立而道生の語に據

り、改めて本立寺と名け給ふ、元祿中、大玄公御重建あり、寶永中、淨國公武士宅地二區を寺地に併せて、境内を廣め、更に寺門等を新建し給へり、

○先邦君御石塔 當寺大門の正面にあり、即 得佛公以來、邦君五世の御石塔なり、星霜を歴て古色儼然たり、

養泉山、無量寺、不斷光院府北城の 坂本村にあり、京都華頂山大

谷寺智恩院の末にて、淨土宗鎮西派なり、本尊阿彌陀如來立像

長三尺大佛開山淨蓮社清譽上人なり、當寺は、永祿五年、壬戌

の歲、大中公の命にて建立せり、清譽上人京都不斷光院の

住持たりしを召て當寺の開基とす、文政元年、大信公當寺

を御再興にて、本堂院房等宏麗に新造せられ、且境地を増し

廣め給へり、時に東都増上寺下院、本藩の宿坊源壽院圓成上

人を、當寺に下し給ひて、再興の事を掌らしむ、又増上寺の僧

侶を撰ひ、寶峯立禪和尚を以て當寺の住持とす、立禪は、信州の人にて、律僧なりしといふ、立禪當寺の第二十世に、中興と稱ず、亦寺階も進みて、檀林格となる、

○護國權現社 當寺境内の東にあり、文政元年、大信公當寺を御再興の時、一殿をこゝに御創建ありて、御壽像御法を安置し給へり、其後 公薨するや、一廟を東都高輪邸に建て、

公の御肖像を安し、護國權現社と號せらる、天保四年、八月、當寺住持より官府に請ふて曰、當寺 大信公神殿は、高輪邸の

神社に同しく、護國權現と稱し奉らんと、是を許さる、八年、大慈公より崇威殿の額を掲げ給ふ、

○鎮守春日社 本堂の庭にあり、文祿五年、丙申、六月二十一日、近衛關白信輔、坊津一乘院住持快忠法印に請て、當寺に勸

請せらる、時に關白三十六歌仙を寄附し給へり、其畫像は、弓

削等薩に命して寫さしめ、其和歌は、關白の親筆なり、今に至り當寺に珍藏せり、

○近衛梅 當寺鎮守堂の側にあり、此梅、往古より近衛關白信輔、手植の梅といひ傳へて、當寺墳地の内にありしを、文化十四年、今の地に移し、四方石欄を設けて是を護せり、老樹なりといへども、花開き實を結へり、此梅移植への時、其枝を接て、今二株となる、共に是を近衛梅と稱ず、

○觀音堂 本堂の側にあり、馬頭觀音を安置す、

○地藏堂 當寺境内の東にあり、此地藏は、祈るに靈應奇特なりとて、參詣の輩多しとぞ、

○什寶 天神畫、近衛關白信輔の眞筆にて、今に傳はる、

△邦君御文書若干通あり、今畧す、

○支坊 當寺の境内にあり、其名を寶樹庵、知月院、孝林庵、專

稱庵といふ、

瑞雲山、大龍寺府北城 坂本村にあり、京都臨濟宗五山の中、東福

寺の末にして、本尊聖觀音像坐、開山文之和尙なり、初め此處

大中公殿宇を構へ、伊集院一字治城を去て是に居り、以て治

所となす、實に天文十九年の事にて、當寺是を御内と號す、

貫明公及び 慈眼公、是に在し、慶長七年、慈眼公今の府城

を築て、彼に徙り給ふ、是より御内を稱して、本御内といふ、慶

長十六年、公此本御内に當寺を建立し、大中公、貫明公

の、法號齋號の字を摘て、大龍と名け、靈牌を安置し給ひ、文之

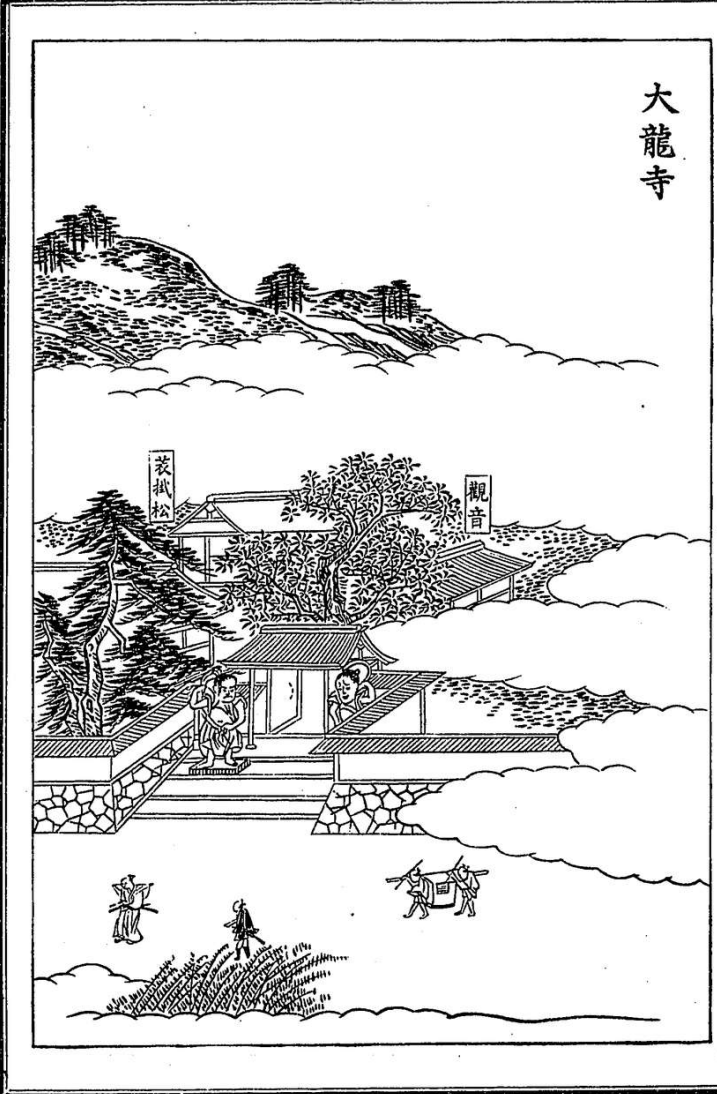
を以て住持となす、貞享五年、九月十七日、寬陽公親から大

龍寺の三字を書して、當寺に扁し給へり、

○本御内 事前文に見たり、

○衰懸松 大龍寺の門傍にあり、むかし此地御殿ありし時、

大龍寺



朝參の衆、蓑を掛し松なりといひ傳ふ、某書に曰、本朝語園に、粟田左大臣在衡、車の内にて、書を見られけり、又朝夕の恪勤人に勝れり、大風雨の日、皆人曰、たとひ在衡なりとも、此風雨に参りがたしと、詞いまだ終らざるに、蓑打著て在衡参りたりとあり、其比は世もあがり、國も豊かに、我も人も萬つのだやかなるさまなりしすら、かゝる左大臣たる人の、蓑打かつかきて、あるかれしと、是こゝに與らずといへども、此松に於て感あり、故にいふのみ、

○文之和尙傳、文之名は玄昌、文之は其字なり、號は南浦、又軒を雲興と云ひ、齋を時習と稱ず、別に懶雲、狂雲等の號あり、本藩の人、俗姓湯佐氏、仁氏、說和、其先源族より出づ、父名傳は河内の人、亂を避て日州福島に抵り、里人の女を娶り、弘治元年、文之を州の外浦依肥南郷に生す、盛香、集云、文之、申良、大塚、らに

す、因て南浦と號す、天資穎敏、幼にして群童に異なり、夙に脱塵の志あり、父其法器あるを知り、年六歳を以て、州の延命寺天澤和尙に囑し、父は河内に回る、天澤これに法華を授く、眼に觸れば誦を爲し、頗る其意に通ず、且所誦の文を書す、一字を差へず、楷正觀るべし、隣里呼んで文珠童と云ふ、年十三にして、歳旦の詩を裁す、天澤これを奇とし、以爲らく實に是、神童、吾驚材能く所育にあらずと、廻ち一翁に州の市木福島に龍源寺に投せしむ、一翁は、月渚門の巨擘なり、月渚は、桂庵禪師の高弟なり、一翁於是、薙髮して、戒壇に登る、名けて玄昌といふ、前に所賦の詩、競ふて、詞林に傳へ、人口に膾炙す、竟に京師に達し、相國寺仁如等大に其材を賞し、文之號を與へ、且韻を廣き序して、以て返す、是に由て一翁これに字して文之といひ、名叢林に馳す、四書及び三體詩等を一翁に學ひ、年十五、

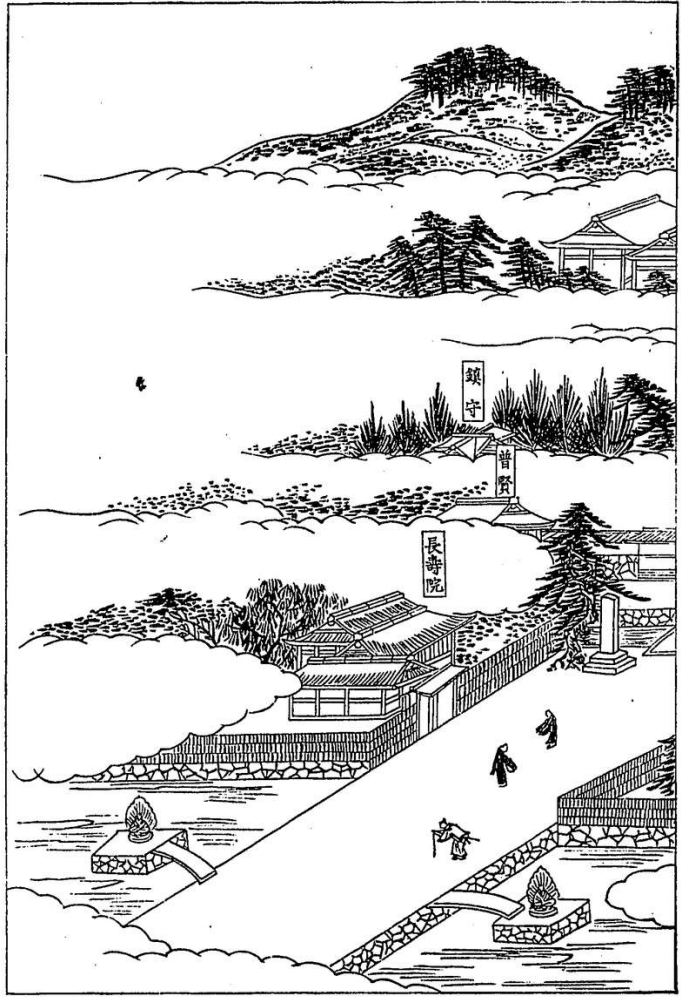
笈を負ふて、洛に遊び、僧熙春に、慧日山の龍吟庵に謁す、春其器宇俊爽なるを見て、甚たこれを敬重し、凡そ論難ある毎に、輒ち徴して詰すといへとも、應對響のことく、秋毫滯るをなし、春喟然として嘆して曰、汝真に英物、侘日能く吾道を弘めん、必ず克く勉よと、遂に錫を本山、慧日山、東福寺に掛く、服勤するこ
と十有餘年、博く内外の兩典を綜べ、深く蘊奥を究む、既にして西歸す、天正元年、一翁に従て、加治木神護寺加治木、今神護寺、其遺蹟
ら傳はに寓すること三四年なり、五年日州の伊東義祐豊の後州に
出奔し、日州の侵地悉く本藩に歸し、將卒を分ち遣はして諸城を鎮
戍す、伊集院久治徙て福島に地頭たり、九年二月、一翁地頭に聞
するに、老ひて謝するの事を以てし、文之を薦めて龍源寺を領せしむ、
後ち文之、錫を高山昌林寺、財部正壽寺等に、轉ず、時に 貫明公、
文之が儒學あるを聞き給ひ、

召して國分正興、加治木安國の兩刹を董さしめ、寵遇日に渥し、
慶長四年、文之 松齡公に従て、城州伏見邸に上る、文之洛に在て、
大學章句を東福寺に講す、此時に於て乎、 後水尾天皇詔を下し、
文之をして新註を禁廷に講せしむ、而して 皇旨に愜へり、是歲五月、
慈眼公に従て藩に飯り、正興寺に住す、八年、五月、東照大君教書
を文之に賜ふて、筑前禪光寺に主たらしむ、六月、復教書を賜ふて、
正興寺に轉ず、八月、大君又文之を舉て、相州建長寺の住職となす、
九年二月、慈眼公、文之を召して、學を府城に講せしめ給ふ、
十六年、猶正興席を董す、かくて此大龍寺に住す、公數これに光臨し給ふ、
初め桂庵、四書集註を洛の南禪惟肖等に受く、皆岐陽國讀點を加ふ
ところなり、桂庵多く其乖誤を改め、以て月渚等に傳へ、月渚以て
一翁に傳へ、一翁以て文之に傳へ、文之亦間改正し

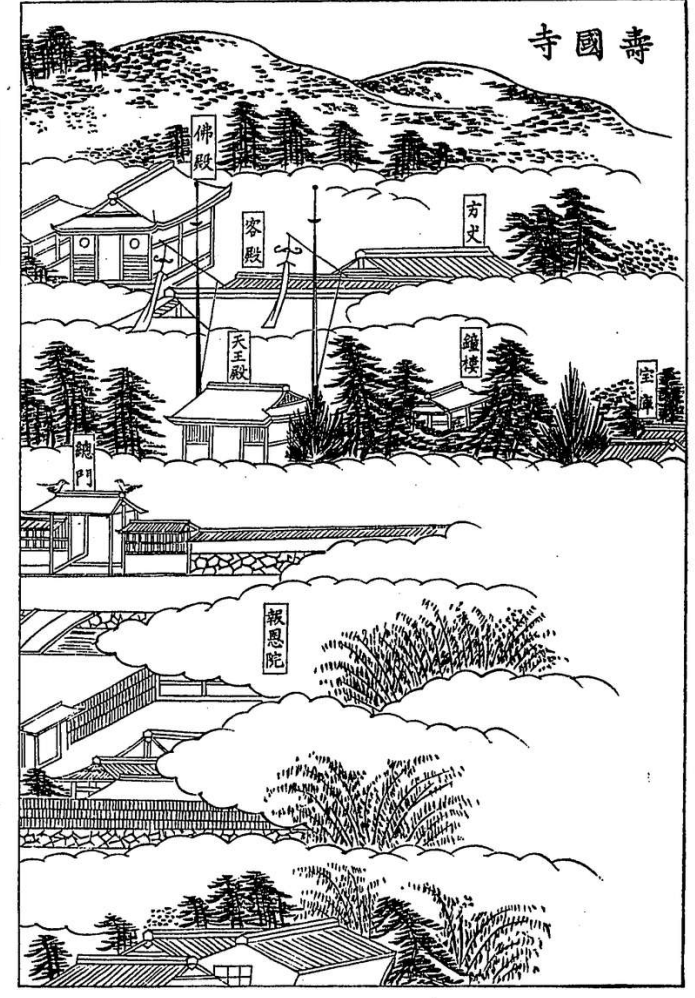
て弟子に傳ふ、文之釋氏に居るといへども、自ら朱學を任とす、是を以て三州靡然として風に嚮ひ、緇素雲集し、生徒座に滿つ、如竹其宗を得たり、元和六年、庚申、九月中旬、微疾を示し、晦日、夫坐して歿す、壽を得ること六十六、加治木安國寺に葬る、所著南浦文集六卷、聖蹟圖和鈔、日州平治記、屹愚論、決勝記等あり、或は梓し、或は寫し、尙世に行はる、

元持山、壽國寺の南城、武村にあり、城州宇治萬福寺末、黃檗宗たり、本尊釋迦如來、像坐、享保十四年、巳酉、八月、淨國公西田村眞言宗地藏院をこゝに移し、此院は、舊了性寺の末にあり、僧玄黙に命して再興し、黃檗派の寺となし、今の號に改め、隱元薩琦禪師を勸請して開山とす、高嶺を後に負ひ、曠田に前に臨み、禪龕雲封し、法窟苔滑かなり、總門に第一關と扁す、即非の書なり、左右に天下衲僧時々透過、翻魔境、關中盟主世々出興、振祖

風、の句を聯す、蒲庵の書なり、是より上りて天王殿あり、梅檀林と扁す、隱元の書なり、五雲彌法界、百寶現珠林、の句を排す、南源の書なり、いよく石階數十を経て、佛殿に獅子窟の額あり、示現金容、福地瞻依、隆萬古、全影妙用、慈雲彌市潤、三根の聯あり、并に又隱元の書なり、傍に開靜大鼓を設けて、晝夜の法則を警しむ、法華經に擊鼓宣令、四方求法の語あり、すべて唐様の風格に因り、隱元の規矩を用ゆ、故にこれに詣れば、恰も異境に入るが如し、寺祿四百石、隱元、母は隆琦、禪師、明人、姓は林、前長崎に入來、此隱元を以て、東武とす、赴き、三年、甲午、七月、六日、肥、皇國に來、朝し、萬治元年、東武に赴き、三年、甲午、七月、六日、肥



寺國壽



一寺を建らる、活龍不幸にして蚤く遷化し、其事罷ぬといへり、この事本藩にて蚤く遷化し、其

萬徳山、千眼寺の城府西、西田村、屏風迫にあり、城州宇治、黄檗山、万福寺の末なり、本尊釋迦牟尼佛坐像、武田信玄の守護佛といふ、且千手觀音像あり、此觀音は、慈眼公の御持佛なりしとぞ、并に佛殿に安置す、開山若和尚、大信公嘗て禪旨を參究し給ひ、護法の弘願に依て、千條山千眼寺といへる諸國寺末にて、荒田村にありしといふ、廢寺をこゝに重建し、煥然一新して、遂に武藏國江戸瑞聖寺若仲をして開山たらしむ、時に文化二年、乙丑の歲なり、其翌年、公自己の御肖像を安し給へり、客殿に寺號の額を掲ぐ、若仲の書なり、佛殿の額に、覺皇の二字あり、則ち、公の御書なり、聯、曰、古刹重興、凡聖悉躋、歡喜地、法王現在、人天永爲、植福場、これ亦若仲の書にして、頗る眞を得たりと云べし、又天保十一年、今公命して寺地を増し、新たに門廡を作らしめ給ひ、一

大法苑となれり、寺祿三百石、

○鐘鼓樓、寺屋の前左にあり、關帝の像を安す、

大磯山、月船寺東北城の、吉野村大磯の山にあり、城州宇治郡黄

檗山万福寺の末にして、これ本藩檗宗の嚆矢なり、釋迦如來を安置して、本尊とし、木庵禪師二世、福寺を勸請して開山とす、

初め當寺は、始良曹洞宗含粒寺の末にして、廢に及びしを、元祿十四年、六月、愚門和尚中興す、愚門は、則ち木庵の法子なり、極めて驗徳ある僧にて、自ら誓ふ所あり、豫め寺の西に洞窟を設け、享保十三年、戊申、二月廿八日、この洞窟に入定し、磬を鳴すこと七日、三月四日、磬音絶ゆ、これを以て其迁化を知る、洞口に石塔あり、洞上に愚門の石像を安置せり、世に子なき者、これに祈り、或は平産、其外一切の許願必す應ありと云、
○愚門入定窟、前文に見ゆ、

豊國山、西田寺の府南、西田村、山王社の東にあり、本府黄檗宗千眼寺の末なり、觀世音を安して本尊とす、木庵和尚の書る、月照寒松常自在、雲包幽石轉圓通の聯を排す、當寺舊飯野曹洞宗長善寺の末、妙泉庵荒廢せしを、延享二年、官命ありてこゝに再建し、山王社の別當寺として、日吉山淨妙院、西田寺と號し、國分天台宗彌勒院の末に屬せしが、文化四年、丁卯、十一月、又命によりて、山號と宗旨とを改め、遂に千眼寺の末となり、即ち本寺の開山若仲和尚を以て當寺の開山に充つ、
金胎山、了性寺府南の西田村にあり、本府黄檗宗千眼寺の末にて、本尊釋迦如來なり、若仲和尚若仲は、即ち千を勸請して開山とす、當寺は萬治二年、眞言僧文秀房良盛開基にて、本府大乘院の下刹たりしを、文化十一年、官命あり、改めて黄檗宗の寺となす、

○天満宮 寺屋の前左にあり、是近衛關白信輔下伊敷村に奉祀し給へる神體を、爰に遷祀せり、初め修驗者宮の側に一屋を構へ、香花を捧しといへり、泰清公此宮に詣て給ひて、千代やふる神のしめなは、くりかへし、
ふかきめくみの、絶にぬ御代かな、

本長山、正建寺の府西、武村、一古松林の下にあり、法華宗八品派、京都本能寺、攝州尼ヶ崎本興寺、兩寺の末和漢三才圖會云、本也、なり、住僧云、本尊は南無妙法蓮華經七字を以て正位に安し、釋迦佛多寶佛等を以て、左右に排す、凡そ諸宗は、佛を以て本尊とし、此宗旨は法を以て本尊となすと、開山蓮信院日尙元和二年、丙辰、正月七日、近化、當寺は、舊西田橋の内にありて、正法寺といへり、寛永の年、洪水の難ありて、寺屋中否し、慶安三年に至て、今の地に遷す、是皆 曹源夫人寛賜公の御夫人の御助力あるゆゑなり、

寛文中今の寺號に改む、

一 乘山妙顯寺の府北城 坂本村、若宮神社の左側にあり、京都本能寺、攝州尼ヶ崎本興寺、兩寺の末にて、法華宗なり、此宗本尊の事は既に正建寺の條に記すが如し、開山を日敬上人といへり、當寺は初め種子島本源寺の末にて、妙見寺といひ、山川にあり、享保八年癸卯六月こゝに移し、妙顯寺と改め、再興す、雲海山般若院の府北城 坂本村、淨光明寺山の南麓にあり、眞言宗當山派山伏住職にして、京都三寶院、宮直末、薩隅兩國日向諸縣郡一派の袈裟頭也、本尊神變大菩薩、開基年月傳はらず、初め寶泉坊と云、慶長年中、中原般若慶隆 貫明公の命を蒙り住職し、寶泉坊を改めて、般若院と號す、其後三輪山先達、役行者の木像を、寛陽公に獻ず、これによつて、承應四年二月、寺内に堂を建て安置し、山號を書して掲給ふ、即ち慶隆四世良

舜院安慶の時也、安慶子良慶院安盛、疾を以て還俗す、ゆゑに寛文十一年二月二十二日、面高蓮長院、俊心をして、般若院に居らしむ、是より面高氏世々相襲く、

○ 役行者堂 寺内にあり、事前文に見ゆ、

山之口地藏堂の府南城 坂本村、松原山の北、山之口にあり、木坐像の靈佛なり、むかし加治木帖佐の際、海中光あり、漁者是に網して、此像を得たる故、網掛地藏、或は打上地藏等の稱あり、加治木網掛地蔵の條 貫明公これを勝軍地藏と尊信し給ひ、堂を鹿兒島カラス山に建て安置せらる、鳥山は、二本松通りしと神月川の涯に、林叢ありと云、享保二年十一月、今の地に移さる、參詣人絶はず、

○ 延命山稱名院 地藏堂の傍にあり、本府淨土宗不斷光院に屬す、安永二年、不斷光院をして此堂を管せしむ、是に於て院より其塔頭をこゝに移し、以て堂を守らしむ、即ち稱名院

なり、當初は寶珠院、中ころ妙仙院是を掌りしとぞ、寶珠院は、廢絶せし、
或今其寺詳ならず、妙仙院は、南林寺の子院なり。

内之丸觀音堂府城の西北の坂本村大龍寺の西北三町餘にあり、千手觀音立像を安す、創建年曆詳かならず、應永三年、丙子、十二月三日、恕翁公福昌寺四至ノ界塚定の御書に、限西千手堂の上山のめんとをり、内丸の田縁のぼり、さいばらくまでと見ゆ、其千手堂是なるべし、以て此堂の久しき思ふべし、舊記に、島津上總介久世、應永廿三年、正月十三日、自害於鹿兒島千手堂坊、其時の坊は、此堂の辰巳、一町許にありて、この觀音の別當寺たり、其後坊を觀音堂の右傍に轉じ、是より久世寺の號あり、永祿六年、十二月十六日、大中公、貫明公、千手像及び堂舎を再興し、寺を千手院と改む、慶長中、其院を大乘院坊中に移す、然ども、今に此堂を管す。

新照院觀音堂府城の西西田村の内、新照院といへる地にあり、聖觀音坐像、十一面觀音立像の二體秘佛を安置す、東北側に上山寺あり、これを守る、寺傳に當初は馬頭と十一面の兩像あり、時に火災に罹りて、今の兩觀音は、得佛公安置せられて、山野及び香花田等を寄附し給へりといふ、乃ち貞享三年、丙寅、十月、上山寺の鐘銘に曰、新照院重寶山上山寺者、島津判官忠久公、安置觀音大士、以降爲香花檝掃、所鼎建之精舎也、上山寺は、往古上山某か開基にして、上山城にあり、慈眼公其山の麓に府城を構へ給ふを以て、慶長六年、今の處に移し、重山和尚をして中興住持たらしめ、福昌寺二世竹居和尚を勸請して、開山となすと見ゆ、此觀音堂も、亦舊上山城にあり、上山寺と共に移されしとぞ、一説に此堂は、其以前よりこゝにありて、地名の新照院は、舊寺の號ならんといへり、又本府の俗神

なり、當初は寶珠院、中ころ妙仙院是を掌りしとぞ、寶珠院は、廢絶せし、
或今其寺詳ならず、妙仙院は、南林寺の子院なり。

社佛開、毎歲六月、必ず其緣日の定夜ありて、犬に燈を陳ぬ、六月燈と呼ぶ、是 寛陽公の御時とかや、此上山寺觀音に、數多の燈を點し給ひ、諸人も寄進し、參詣多かりし、これに濫觴して、あまねく行れたりとぞ、凡燈、明は、諸佛、智慧、慈の、光明、を、表す、に、於ても、は、これ、万なり、万燈、會のと、諸經に、燃、十、千、燈、明、懺、悔、衆、罪、々にも、往、々、出、つ、

○重寶山、上山寺、本府曹洞宗福昌寺の末なり、本尊釋迦如來、此寺既に上文に詳なり、

鼻取地藏堂府城西 西田村茶園迫ナカにあり、古佛なり、木坐像、長むかし當村江月門ナカの農夫、此地藏を敬仰し、朝夕香花を供して怠らざるものあり、一日出て田を耕す、然るに牛勞れて、鞭といへども行かず、日亦將に傾んとし、素より村長の譴責緊急なれば、農夫甚た憂苦せり、時に小僧一人忽然として來り、農

夫に謂て曰、吾汝に力を添ふべしとて、牛の鼻を取てこれを牽くに、其進むこと常に倍し、容易く數畝の田を耕し畢りぬ、農夫大に歡ひ、貴僧は何れの寺に在すと問へば、小僧唯莞爾として晒ひ去れり、既にして農夫家に歸り、例の如く地藏に詣けるに、地藏の脛泥土に汚れたり、農夫これを奇しき、向の小僧は此地藏の化現なるべしとて、愈仰信しけるとぞ、是より里俗鼻取地藏と稱せりといふ、江月門の名、今は窪田門と改む、其地此地藏の近きにあり、

地神堂府城南 武村正建寺の前にあり、高原邑天台宗神徳院に屬す、本尊堅牢地神荒神の二体を安置す、本藩地神盲僧の總家督たる者、常樂と稱じ、此地神堂を守る、其屋舎堂側にあり、門頭に正法山三字の額を掲ぐ、私には妙音寺、淨樂院の號ありといへり、正月十日夜、及び十一月十一日夜、并に五更を以

て、此堂に於て音楽あり、夫れ此盲僧の修行は、心に五空の心地觀を修し、口に一乘の修多羅を誦し、手に琵琶の妙曲を調へ、常に堅牢地神を尊敬し、兼て妙音菩薩妙音は辨天のを信事といへりし、邦家の祚福を祈れり、今其傳る所に據れば、釋迦如來の弟子に、眼秃尊者と聞ふるを祖とす、
 欽明天皇の御時、日向國鵜戸窟の麓に、大臣坊といへる盲者ありて、大土公の法を行ひ、地神陀羅尼經を讀り、盲人皆これが弟子となり、其法専ら九州に弘りしが、元明天皇の御時に丁り、地神土公威を見らはし給ふことあり、故に勅使を以て、築後まによう坊、筑前博多袈裟よう坊、今よう坊、肥後たまよう坊、豊前中津とくよう坊を召し、是を鎮め給ふ、又、
 桓武天皇の御時、五蛇の妖怪あり、先蹤よよりて筑前國より今様袈裟様大栗大行寺、
 満市、満王、満虎、山城、八人の盲者、宣に應して、京師に上り、これ

を治めけり、此時よりして傳教大師相承して、天台の門徒となる、
 平城天皇大同元年、事畢りて、九州に下る、時に勅して其官位色衣袈裟を許されぬ、其満市、満王、満虎、山城の四人は、都に止り、今様袈裟様大栗、大行寺の四人は、遂に九州に下れり、今様は、肥後國詫郡今和漢三才圖會等を按ずるに、詫郡見ぬす、詫麻郡あり、湯田莊を知行し、門法山肥惠大寺を建立す、袈裟様は、日向國諸縣郡國富莊を知行し、國富莊の事は、建久八年日向國在田帳に、國富莊、又國富本郷云云、在帳中諸縣郡には見ぬす、眞景山長久寺を建立す、大行寺は、大隅國曾於郡向之莊を知行し、圓靈山大行寺を建立す、大栗は薩摩國阿多河邊兩郡を知行し、正法山長島寺を建立すと云傳ふ、大行寺は、今の國分の地、長島寺は、今の河邊郡山田の地にありしとぞ、是等の寺既に亡ひたる歟、今聞ことなし、向之莊は、則ち國分の向花村を云なるべし、今この淨樂の祖とす

るは、其所藏の讓席系圖に據る、所謂彼滿市にして、後に滿正院の號あり、二代聞元院、三代妙徳院、この妙徳院、光孝天皇の狎客なかくとなれり、四代蟬丸相傳ふ、醍醐天皇の御子にして、世榮を厭ひ、跡を江州相坂山に隠し、琵琶を彈して樂めり、蟬丸の事は、本州、越史、神社、啓蒙等に、蟬丸の事は、本州、越史、神社、啓蒙等に、蟬丸の事は、本州、越史、神社、啓蒙等に、五代淨眼僧都檢校以降、世々相續き、十九代寶山檢校、鎌倉に在て、此道一時に振ひ、鎌倉右大將公御教書を下し、攝津國實滿里二十八町、近江國長戶志賀里、坂本莊、櫻越、以上百二十六町三反、能登國鷺崎、丹後國成合、杵築、柳井田、以上三百八十町、筑前國芦屋莊、肥後國比惠庄、三笠内、以上七十二町五反、薩摩國日置郡伊集院内、竹山嶽村、卅三町三反二步、大隅國曾於郡内、松木東郷敷根清水國分内、以上十三町三反二步を、妙音天の供田として、是を賜へり、得佛公此國に封を受給ひし時、右大將公の命を以

て、寶山奉侍して下向し、伊作莊中島に地を賜り、堂宇を莊嚴し、地神の法を修せり、爾來猶統々相讓り、三十一代淵脇壽長院、梅岳君に事て、機密の命を蒙る、家村大光院、此壽長院に嗣て、滿市三十代の席に當り、大中公に事て、屢忠あり、遂に三國の地神盲僧を一統して、是が惣家督となり、則ち中興の名を縱たてにす、三十三代長倉常德院、是亦一派の中興たり、元和五年、八月を以て、慈眼公の命を奉じて、伊作より初て本府に出て、地神堂を松原山の山之口に建つ、是今地藏堂の東傍、菩薩堂址の東側なりとぞ、菩薩堂址の事は、坂本村、愈傳て三十六代長友常樂院、此後院の字を刪り、代々常樂を以て行はる、三十七代豎野氏、此時地神堂を今の地に移と云、三十九代上山氏、寛保二年、五月自ら書る物に淨樂とあり、淨樂の文字始てこゝに見ゆ、四十二代現に塚田氏とす、其所傳古記に於

て、未だ徴とすべきあらずといへども、凡此瞽者は、目根全く廢し、獨り耳力のみを以て萬つを行ふ故に、人意に充ざること多し、然れども機氣外に馳せず、極て内省守約の記臆あり、諺に文書は朽る、詞は朽せずといへり、古語拾遺曰、上古之世、口々相傳、正に是を今日に觀ると云べし、滿正院の正、或は諸に作る、盲僧本文字に意なし、かゝる類深く議ずるに足らず、古人曰、瞽者無以與乎文章之觀、聾者無以與乎鐘鼓之聲、寶山が居し中島は、伊作田尻村の内よて、其古墳ありといへり、これ實に一派の尤物にて、今に至り、寶昌、寶秀、寶喬、寶岳、寶生、寶眞、などいひ、寶の字を承るもの多し、古來其修するもの、地神經は、其唱ふるところ、琵琶は、其彈するところ、別に松風村、兩杉登、簷之水、忘撥、七撥、八撥、空之聲、五調子、六調子、伊勢盤、涉、五常樂、これを十二樂と稱じて、習ありとす、大鼓、琵琶、笛、調拍子、

銅鑼、寶螺、鏡鉢、以上樂器七あり、又崩れといへる彈調あり、木崎原、伊東、赤星、大友、矢崎、虎童等の目あり、皆古戰の始末を以て章を成せり、又葉歌といふあり、灘めぐり、名所盡、花の香、松囃、墨繪、歎の森、狂女、蒲蘆、村鳥、遠近王、昭君等、其數甚た多し、音調奇雅にして、怒るべく、喜べく、哀むべく、樂むべし、皆此歌を聞て、感ぜざるはなし、西遊記曰、都の琵琶は、只平家物語をうたふに、其聲の調子を引出すために、琵琶を用ゆ、雅樂の琵琶は、太鼓に類して、畢竟は拍子のみなり、只此二種あれども、もて遊ぶ人稀にして、感ずる人も亦稀なり、俗間には絶てなし、九州には、琵琶法師といふもの夥敷ありて、琵琶を彈し、路頭に立て、米をもらふ、其歌其律、かまびすしくして、聞に堪ず、又琵琶は、地神經をひく、三味線法師などのいやしきものによはひすへきものにあらずなど、おこがましくいひのゝじり

て、竈祓するもあり、薩摩大隅の二國もつとも多し、されと此二州なるは、他國とは大に異なり、其形平家琵琶などよりはちひさく、撥は黄揚木にて作り、甚た大にして、扇をひらけるが如し、年若き武士、皆琵琶をもて遊ぶ、彼二州は名たゝる勇猛の風あるに、裙高くかゝげ、長き刀を十文字に横たへたる、荒おのこの夜なく、琵琶彈ありく、其風情思ひやるべし、其調正しく、其歌雅にして、他の國の琵琶とは似もよらず、殊に大隅國には、池田甚兵衛といふ人ありて、當時第一の名人なるよし、夜ふけ月清きに、獨り琵琶を彈ずれば、浦千鳥集り來る事、常のことなりと聞に、其人ゆかしく、彼地に尋いたり見るに、始羅郡の砂清き浦にほとりして、茅の軒端物淋しく住なせり、かくといひ入れは、とく迎へ入れて相見る、其人むそじにあまりて、温潤の質也、打つけに琵琶のぞみたれば、

いなめる色もなく、木の下といふ名器を取出して、ひとつふたつ彈ぜり、其たへなる事は、さらにもいはず、誠にいにしへ但馬守經正など、堪能の名を得て、水神も感ぜしなどいふを、今の京都の琵琶に思ひくらべては、いぶかしく疑しかりけるが、今日此國の琵琶を聞て、はじめ水神の感ぜしも理りなりと覺に、年ごろのうたがひは、皆はれにき、京都のむかしの聲は皆此あたりに傳り残りて、今にては昔の聲たにたりとこそしらるれ、又過し年、江州竹生島に詣てし時、經正の彈給ひし琵琶の撥なりとて、見侍りしが、水牛にて造り、本のかたはくりて、末は三味線の撥のごとく、廣さ縦に二三寸に過ぎりし、此國の撥とは、天壤の相違なり、竹生島にあるは、後世の偽物なるべしやとおもふ、遠近、五輪、花之香、小町、玉章、似我墨繪、老曾の森、鴛鴦の夢、なといふうた、數々、先、其うたの名も

雅にして、其章もまた古めかし、其音のひびきは、春の鳥の霞
の中に囀るが如く、谷の清水の岩ほにむせぶに似たり、其し
らべ高きは、冬の嵐の枯残る松に渡るがごとし、京都なとに
て聞つる、平家琵琶などには似よらず、彼白樂天が琵琶行、は
じめて思ひ合せり、又崩といふものあり、是は薩州のむかし、
伊東大友など、合戦の事を語るにて、其聲もはげしく、琵琶
の手も繁手なり、はじめのうたとは、格別に異なるものなり、
もつとも是は新敷聞ゆ、はしめのうた、殊にめづらしく、覺へ
て、只京都に此聲なきことの、口おしければ、予も一二、習ひ歸
りて、京都にも傳へんと思ひしかど、殊にむつかしく、たやす
く習ひ得べくもあらねば、残り多かりしをもだしぬ、のぼり
ての世の事に心あらん人は、彼琵琶京都にも傳へよかしくと
思ふのみ、筑後、筑前、豊前、姫の邊に於て、琵琶彈坊主なるもの、大坂崩、長門合戦、姫の邊に於て、琵琶彈坊主なるもの、大

徒ど、これら皆遣種不派のなるべし、世に又平家通座頭と云り、
物を慈鎮和尙、此信濃と入道、ひける目、今必しも言は、特に雍州
府志、平家新式等作者の光孝は、猶皇の御子に、今必しも言は、特に雍州
徳院、其怒み給、天皇の載せ、狎客に坐り、事云、緑由、此神如、僧然、れ
ども、其根元の固言、より、遠こ、り、専見、家繁、指れば、爰にて、采録、せ、僧
伊敷不動堂の府西城 上伊敷村にあり、側に不動院ありて、是を護
る、此堂は、福昌寺十一世天祐和尚建立して、手刻の像を安置
すと、福昌寺藏書、天祐禪師傳云、師以木石彫刻佛像、尤妙也、
天文壬辰、二月初四日、坐化、在世七十有一、按に壬辰は、元年な
り、是歲天祐享齡七十一、たれば、寛正三年に生る、を、知る、然
るに、此堂の古鐘あり、下伊敷村妙谷寺に掛く、銘に曰、鑄治不
動堂撞鐘一口云々、正和六年、三月日、大願主平守恒、并伽陀氏
女、其正和六年は、天祐の生年に先だつこと、凡百四十有餘年、

是に由れば、天祐の時、既に不動堂あり、夫鐘は堂に因て是を掛け、堂は本尊に因て名あり、不動堂の名既にあり、豈其本尊のなかるべき、本尊既にあり、天祐是を舍へからず、蓋し其際に於て廢に及び、天祐これを再興し、手刻の不動を安せしならん、爾後福昌寺十六世喜冠和尚天正四年八月亦不動の像を自作して、安置せりといふ、かくて頃年に至り、其像皆朽腐し、天保十年、不動院住持僧白珠、其一体を修繕し、以てこれを安しけるとなり、古來靈驗新たにして、毎月廿八日殊に參詣多し、

○不動院 上文に見たり、本府曹洞宗妙谷寺末なり、喜冠和尚を開山とす、初めは天真軒といへり、妙谷寺七世大森和尚が時、今の院號に改めたり、又此處舊妙谷寺ありしを、今の下伊敷村の地に移されしと見はたれば、當寺は其後の創建

なるべし、

佛寺合記 寶藏山、笑岳寺、西田村藥王寺の右に隣り、野本にあり、伊集院曹洞宗梅岳寺の末なり、本尊聖觀音、開山月盛、吞撮和尚梅岳寺七世、永祿十二年、己巳、十一月、伊集院大和守忠朗創建なり、忠朗法名を笑岳道觀といふ、寺號これに因れり、當寺所藏、其年十一月十三日、執政の連署に、鹿兒島郡西田名之事、伊集院大和沙彌笑岳、依勤功被宛行、内之水田、竹崎貳段爲菩提所、令建立、笑岳寺、可致寄附、訴訟及數度之條、永々可致免許之由、被成御判、訖、然間當職之寄合中、令加判者、也云々、又當村久富貴宮、天文廿四年、乙卯、九月四日、棟札、當地頭伊集院大和守忠朗とあり、かれこれ相證すべし、△示現山、能學寺、武村にあり、志布志臨濟宗大慈寺の末なり、本尊聖觀音、初は松陰軒と云、寛永十六年、己卯、武五郎右衛門重宗開基にて、曹洞

禪僧南的首座住持たり、南の隱居、俗姓は日置氏、後荒田村、光寺、
 今草牟田村にあり、舊跡は荒田八幡社、南の左側、樂師抄堂の云事あり、
 承應二年癸巳善吉和尚及び東郷肥前重位が牌を安せり、
 松陰軒を改めて能學寺と號し、本府曹洞宗福昌寺の末にして、
 福昌寺の潭州を開山とす、これ重宗が孫、仁兵衛重貞が孫にして、出
 云、善吉和尚は重位が劍術の師、重貞は重位が孫にして、出
 武氏を嗣けり、善吉和尚は京都寺町、初めなる曹洞宗萬松山天樂寺
 助名、號す、常陸國の人なり、十九の時、故あり、正自顯家流し、云、
 徳和長威、と從ひ、善吉と號す、抑此劍術は、鹿島流を明神ふ、社
 藝者、七人に、これ武關東七流、其兵法、官と等、云、狐川を以て業
 徒軍八幡に、教のた、入、陣、本流、づ、兵、法、劍、術、の、諸、流、は、此、を、外
 長宗、金子、新長、九郎、盛後、貞、其、統、守、を、盛、相、傳、ふ、皆、常、盛、陸、の、十、人、與、三、盛、左、貞、衛、は、門
 古則、に、上、善、り、吉、て、が、少、師、し、な、の、り、暇、平、を、田、得、可、て、竹、は、が、兵、書、法、を、も、な、ら、ひ、重、示、現、は、流、を、細、傳、工、て、稽

正下、十、六、年、の、梅、事、に、三、年、位、に、深、く、善、し、和、名、が、劍、術、を、信、じ、あり、こ、り、是、に、天
 從、こ、ひ、終、に、慈、興、公、義、を、命、す、る、所、に、し、な、り、大、龍、寺、の、文、字、が、經、示、文、現、の、に、示
 現、神、通、に、力、寂、す、享、年、三、十、六、末、後、の、句、と、善、吉、慶、長、門、第、年、一、壬、寅、九
 月、五、日、に、寂、す、末、後、を、記、せ、り、文、化、二、年、正、月、當、寺、失、火、に、て、其、善、衛、吉
 年、安、住、万、松、山、末、後、を、記、せ、り、文、化、二、年、正、月、當、寺、失、火、に、て、其、善、衛、吉
 位、牌、の、背、に、松、山、末、後、を、記、せ、り、文、化、二、年、正、月、當、寺、失、火、に、て、其、善、衛、吉
 來、に、位、牌、を、は、た、焼、亡、し、今、新、寶、永、四、年、丁、亥、九、月、大、慈、寺、の、末、と、な
 れ、り、△金光院、中村にあり、本府福昌寺の末にて、曹洞宗
 なり、本尊釋迦如來、開山川邊寶福寺二世麟翁和尚、乙未、一、七、年、
 日、遷、化、中、興、寶、福、寺、十、七、世、久、峯、和、尚、初、め、當、寺、は、寶、福、寺、の、末
 なりしが、天明五年、福昌寺末となれり、寛政二年より、毎歲春
 秋二季、當院に於て、藩中罪を以て刑せられし者を供養す、
 △天壽山、延命院、郡本村一條宮の側にあり、本府黃檗派千
 眼寺の末にて、本尊阿彌陀如來、開山は若仲和尚を觀請す、舊
 大乘院坊中延壽院の末にて、一條宮の事を主りしが、文化四

年、丁卯十一月、官命により、黃檗宗の寺となれり、△寶池山満江院、安養寺、小山田村平城の戌亥にあり、相州時衆宗藤澤山の末にして、本尊阿彌陀如來立像、運開山其阿了儀和尚とす、伊集院龍泉寺二世、貞治二年、癸卯、十月五日、示寂、川田伊豫守義尹建立、

佛堂合記 千地藏堂、坂本村府下上市の内、地藏町にあり、本尊地藏菩薩、元和の比、坊買彦右衛門といひし者の宅地なりしに、一人の遁世者は姓名傳爰に來て潜居し、緣故ある人の菩提を修せんが爲め、一字の堂を草創して、其持佛地藏菩薩を安置せり、其後左右に千体像を安す、此堂數火災ありて、事詳ならず、△行屋觀音堂、是亦上市の内、和泉屋町の坊にあり、千手觀音を安す、天文弘治の際、眞言僧日秀上人、本藩に來り、邦家の祈禱として、百ヶ日虚空藏求聞持の秘法を修す、其苦行の間、自ら此千手觀音の像を一刀三禮に彫刻し、

則ち堂を建立し、補陀洛寺と名けしとぞ、因て此坊衢を行屋通りと呼ぶ、上人の事は、日當山三光院の條に其傳を著す、△船手觀音堂、附秋葉廟、武村船手にあり、武之橋の東北傍にて、神月川北岸上なり、十一面觀世音を安す、寛文八年、戊申の歲、寛陽公海上鎮護の爲め、是を建らる、其所今能學寺の境地といへり、延寶八庚申、二月、船手に移さる、川は漢の如く、長く橋は虹の如くに横たはり、沙嘴遠く東南に引き、田畔廣く西南に開く、頗る佳眺を占たり、修驗有馬氏、此堂を守る、堂側に秋葉權現の小廟あり、寛政八年、是を建つ、銅板を以て瓦とす、△鬼ヶ谷觀音堂、小野村、鬼ヶ谷にあり、聖觀音立像にして、名世の靈佛たり、△子安觀音堂、田上村三藏院にあり、聖觀音立像にして、嬰兒の長育を禱るに應驗ありとて、俗に子安觀音と稱ず、院は本府黃檗宗壽國寺の下院なり、

△横井地藏堂、大迫村、出水通路横井にあり、本坐府城を距ること凡二里餘の田舎にあり、然れども、頗る世に聞ふるの靈像にして、軽痘を禱るに、皆驗あり、故に痘瘡流行の時は、詣人特に繁し、

三國名勝圖會卷之六終

